

令和4年9月1日（木曜日）第3回定例会

○出席議員（15名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
6番	後藤健一郎	議員	7番	渡邊賢一	議員
8番	古沢清志	議員	9番	佐藤耕治	議員
10番	太田芳彦	議員	11番	阿部清	議員
12番	沖津一博	議員	13番	荒木春吉	議員
14番	柏倉信一	議員	15番	木村寿太郎	議員
16番	伊藤正彦	議員			

○欠席議員（1名）

5番 月光裕晶 議員

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
鈴木隆	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局長	武田伸一	企画創成課長
小泉尚	財政課長	大江幸範	市民生活課長
武田新二	建設管理課長	伊藤孝	上下水道課長
猪倉秀行	農林課長(併) 農業委員会 事務局長	小林弘之	健康福祉課長
武田栄治	高齢者支援課長	柏倉信一	会計管理者 (兼)会計課長
菖蒲郁雄	病院事務長補佐	今野育男	学校教育課長
船田孝夫	監査委員	木村幸一	監査委員 事務局長

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主事	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第1号

第3回定例会

令和4年9月1日(木)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告  
(1) 定例監査結果等報告について
- 〃 4 行政報告  
(1) 市政の概況について
- 〃 5 質疑
- 〃 6 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 〃 7 議第36号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- 〃 8 議案説明
- 〃 9 委員会付託
- 〃 10 質疑・討論・採決
- 〃 11 議第37号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 〃 12 議案説明
- 〃 13 委員会付託
- 〃 14 質疑・討論・採決
- 〃 15 議第38号 表彰について
- 〃 16 議案説明
- 〃 17 委員会付託
- 〃 18 質疑・討論・採決
- 〃 19 報告第5号 令和3年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について
- 〃 20 報告第6号 令和3年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について
- 〃 21 質疑
- 〃 22 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第4号))
- 〃 23 認第 1号 令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 24 認第 2号 令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 25 認第 3号 令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 26 認第 4号 令和3年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 27 認第 5号 令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 28 認第 6号 令和3年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 29 認第 7号 令和3年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について

- 日程第30 議第39号 令和3年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 31 議第40号 令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 32 議第41号 令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）
- 〃 33 議第42号 令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 〃 34 議第43号 令和4年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 〃 35 議第44号 寒河江市印鑑条例の一部改正について
- 〃 36 議第45号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 〃 37 議第46号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 〃 38 議第47号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- 〃 39 議第48号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
- 〃 40 議第49号 財産（小型除雪車）の取得について
- 〃 41 議第50号 財産（除雪グレーダ）の取得について
- 〃 42 議第51号 市道路線の廃止について
- 〃 43 議案説明
- 〃 44 監査委員報告
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

会議録署名議員指名

○**國井輝明議長** おはようございます。  
 ただいまから令和4年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。  
 本日の欠席通告議員は、5番月光裕晶議員であります。  
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
 なお、報道機関より本定例会における写真撮影及び録音の申出があり、議長においてこれを許可しております。  
 本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

○**國井輝明議長** 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
 会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、2番太田陽子議員、9番佐藤耕治議員を指名いたします。

会 期 決 定

○**國井輝明議長** 日程第2、会期決定を議題といたします。  
 本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、

その結果について委員長の報告を求めます。阿部議会運営委員長。

〔阿部 清議会運営委員長 登壇〕

○阿部 清議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました令和4年第3回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る8月29日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数などを勘案し、本日から9月22

日までの22日間と決定いたしました。この間の会議等につきましては、お示ししております第3回定例会日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、報告といたします。

○國井輝明議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月22日までの22日間と決定いたしました。

第3回定例会日程

令和4年9月1日（木）開会

月 日	時 間	会 議		場 所
9月 1日(木)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、人権擁護委員候補者推薦、教育委員任命議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、固定資産評価審査委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、表彰議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、報告、質疑、議案上程、同説明、監査委員報告	議 場
9月 2日(金)		休 会 ( 議 案 調 査 )		
9月 3日(土)		休 会		
9月 4日(日)		休 会		
9月 5日(月)		休 会 ( 議 案 調 査 )		
9月 6日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 7日(水)		休 会 ( 議 案 調 査 )		
9月 8日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 9日(金)	午前9時30分	本 会 議	質疑、決算特別委員会設置、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場

	本会議休憩中	決算特別委員会	開会、委員長の互選、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	決算特別委員会終了後	本 会 議	決算特別委員会委員長の互選結果報告	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会終了後	総務産業常任委員会 分科会	付託案件審査	議 場
9月10日(土)	休 会			
9月11日(日)	休 会			
9月12日(月)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付託案件審査	議 場
		厚生文教常任委員会 分科会	付託案件審査	議会第3・4 会議室
9月13日(火)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付託案件審査	議 場
		厚生文教常任委員会 分科会	付託案件審査	議会第3・4 会議室
9月14日(水)	午前9時30分	厚生文教常任委員会 分科会	付託案件審査	議会第3・4 会議室
9月15日(木)	休 会 ( 事 務 処 理 )			
9月16日(金)	休 会 ( 事 務 処 理 )			
9月17日(土)	休 会			
9月18日(日)	休 会			
9月19日(月)	休 会			
9月20日(火)	休 会 ( 事 務 処 理 )			
9月21日(水)	休 会 ( 事 務 処 理 )			
9月22日(木)	午前9時30分	決算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場
	決算特別委員会終了後	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

ししております文書によって御了承願います。

## 諸 般 の 報 告

○國井輝明議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告については、お示

## 行 政 報 告

○國井輝明議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について市長から報告を求

めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

令和4年第3回定例会の開会に当たりまして、6月定例会以降、今定例会までの主な市政の概況について御報告を申し上げます。

初めに、去る8月3日からの大雨災害の状況について申し上げます。

8月3日より置賜地域に線状降水帯が発生し、最上川上流部を中心に大雨をもたらしました。本市においては、最上川長崎観測所において氾濫発生情報が発表されましたので、8月4日午前4時30分に南部地区を対象に避難指示を発令し、南部小学校に避難所を開設いたしましたところ、22世帯40名の方が避難されました。

この大雨により人的被害はございませんが、床下浸水2棟、農作物の冠水被害約15ヘクタール、農道、水路の欠落のほか、グリバーさがえには多くの流木が漂着し、土砂の堆積や園路、フェンス等が破損いたしました。

また、8月13日の大雨では、市道幸生田代線において路肩崩落が発生いたしました。

今後、関係機関の御協力をいただきながら、早急に復旧に向けた取組を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する市の対応について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、感染力が強いオミクロンB A. 5系統への置き換わりが進んでおり、依然として予断を許さない状況にあります。8月31日現在、市内での感染者の累計は3,408人、うち先月1か月間の感染者数は1,468人となっております。

自宅療養者に対する生活支援サービスについては、山形県の自宅療養者への食料支援を補完する事業として、安心して自宅療養ができるように食料品や生活用品等を配達するサービスを実施しております。8月29日現在で延べ134件の申請があり、受付の際に保健師が家族の健康

状態を聞き取りしながら、食料品以外にもおむつや育児用ミルクなど必要に応じた支援を実施しているところであります。

また、県内で感染が拡大し、保健所でのコロナ対応業務が逼迫している状況のため、県からの職員派遣依頼を受け、市の保健師が交代で村山保健所へ出向き陽性者の疫学調査業務等に従事しているところでございます。

今後とも関係機関と連携を図り、市民や事業者の方々の協力を賜りながら必要な対応に万全を期してまいります。

次に、新型コロナウイルスのワクチン接種の状況について申し上げます。

現在、60歳以上の方、それから18歳から59歳の基礎疾患を有する方、医療従事者や高齢者施設従事者などに4回目の接種を実施しているところであります。8月29日現在における接種率は、全人口に対しては21.5%、対象者人口に対しては49.4%となっております。9月下旬まで実施を予定しているところであります。

また、現在、国からの要請に基づき実施する予定のオミクロン株対応ワクチン接種について準備を進めているところであり、今後も市医師会と連携を図りながら、希望する方々がスムーズに接種できるよう努めてまいります。

次に、物価高騰の影響による市民生活及び事業者への支援対策について申し上げます。

原油価格や穀物相場の高騰、円安による原材料の高騰などが物価高を招き、市民生活や事業活動などに影響を与えていることから、連携して効果的な対策を速やかに講じることを目的に、寒河江市経済支援対策本部会議を7月1日に設置いたしました。この本部会議での検討を経て、水道基本料金の免除、プレミアム商品券の拡充、燃油価格高騰支援、子育て対応デジタル給付金、農産物支援等の支援メニューについて、去る7月の市議会臨時会で補正予算を御可決いただき、現在執行を進めているところでございます。

プレミアム商品券事業については、紙タイプの商品券3万冊を7月30日から、スマートフォンのチェリンPayアプリを活用した電子版商品券は2万セットを8月1日からそれぞれ販売を開始し、発行総額は5億3,000万円で既に完売し、10月31日までの使用期間で御利用いただいているところでございます。

また、燃油価格高騰支援事業については、現在、ホームページなどを活用し、市内の関係事業者には制度を周知するとともに、山形県トラック協会などを通じ、支援金給付手続についてお知らせをしているところであり、本日から申請受付を開始し、速やかに支給したいと考えているところであります。

農産物支援事業については、7月29日より申請受付を開始し、8月25日時点で約1,900名、対象者は2,506件でありますので約75%の方々から申請をいただき、8月下旬より順次、寒河江産のはえぬき10キロ及び市内加工品、みそ400グラム、しょうゆ500グラムの配付を始めているところであります。

今後も市民生活や企業活動の状況に応じてさらなる支援を進めていくこととしているところであります。

次に、寒河江市の国・県に対する重要事業要望について申しあげます。

去る7月8日、國井市議会議長と共に、吉村知事に対し、令和5年度寒河江市重要事業要望書を提出いたしました。

要望項目は全44件となっておりますが、当日は知事より3項目について御回答をいただいたところであります。

1つ目は「市民が安心して暮らせる医療体制の確保について」でございます。昨年度に引き続きの要望になるわけですが、西村山地域全体の医療提供体制の在り方について、県立河北病院と寒河江市立病院の統合を軸として、西村山管内の1市4町による協議の場や地域医

療構想調整会議等における検討を県主導の下に進めていただきたいと要望したところであります。

知事からは、西村山地域の医療提供体制の在り方については、自治体代表と地域の現状に対し共通認識の下、地域医療構想調整会議に加えて、できるだけ早く新たなステージの協議の場を設け、意見を伺いながら議論を進めてまいりたいと回答をいただいたところであります。

その後、県では、新たな西村山地域における医療提供体制の構築に向けた検討を行うために、副知事を座長として、西村山1市4町の首長、山形大学医学部などで構成する西村山地域医療提供体制検討会を設置し、去る8月24日に寒河江市内で第1回目の会合が開催されたところであります。その際、県より3つの案をたたき台として提示していただき、今後、協議を重ねながら合意形成を目指すということになっているところであります。

2つ目は「新生活様式に対応した冬期間のイベントの継続開催について」でございます。平成27年度より実施しております冬期間のイベント、やまがた雪フェスティバルを昨年よりリニューアルし、イルミネーションをメインとした、やまがた音と光のファンタジアとして開催していることから、冬の誘客の観点から継続して開催していきたいというふうに考えており、県からの財政的な支援を行っていただきたいと要望したところであります。

知事からは、冬のイベントにおける財源について、地方創生推進交付金を含め、観光振興、地域活性化のための地方の取組に対する財政支援の充実を国に働きかけていくとともに、県としても、各地域の個性豊かな冬のイベントを積極的に情報発信するなど、一緒になって冬の観光誘客を進めていくとの回答をいただいたところであります。

3つ目は「山形県立寒河江工業高校の魅力向

上について」であります。令和6年4月に新しい校舎と体育館が完成する寒河江工業高等学校は、今年度の入学者が大幅に定員割れをしていることを鑑み、ハード部分だけでなく、学科も含めたソフト部分でもリニューアルをしていただき、多くの入学者が集まるよう配慮、工夫を行っていただきたいと要望を行ったところであります。

知事からは、寒河江工業高等学校は西村山地域唯一の工業高校であり、地域の産業人材育成、地域発展に欠かせない特別な学校だと認識をしている。地域との連携による地元企業でのインターンシップや特色ある教育活動の支援、新たなパンフレットの作成や個別説明会の開催などの情報発信に積極的に取り組むなど、ソフト、ハード両面から様々取り組んでいくという回答をいただきました。

寒河江市といたしましては、今後も各要望項目の実現に向けて、より積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、景気・雇用情勢について申し上げます。

7月26日に発表された日本銀行山形事務所の山形県金融経済概況では、「山形県の景気は、緩やかに持ち直している」というふうになっております。

山形労働局発表の7月の県内有効求人倍率は、原数値で1.58倍、ハローワークさがえ管内では1.27倍、寒河江市内に限りますと1.51倍であります。また、正社員に係る有効求人倍率は、全国平均が0.98倍、県平均が1.32倍、寒河江市は1.54倍でございます。

県内雇用情勢の基調判断は、前月までの「改善の動きが続いている」から「改善が進んでいる」と上方修正しており、本市の正社員に係る有効求人倍率を見ると、今年1月以降、7か月連続で1.3倍を超える状況が続いているところであります。

今後も関係機関と連携を図りながら、原油、物価の高騰状況を注視し、社会経済情勢の変化に的確に対応した効果的な景気・雇用対策を推進してまいります。

次に、米の生育状況について申し上げます。

昨日8月31日に農林水産省より8月15日現在の作柄状況が発表され、山形県においては、全もみ数が平年に比べ多いことから「やや良」と見込まれているところであります。

今後の収穫に向けて、農家の皆さんの適切な栽培管理と併せて、台風による風水害などの天候の推移や病害虫の発生状況について注視してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上、6月定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政の運営に努めてまいりますので、よろしく願いを申しあげる次第であります。

## 質 疑

○**國井輝明議長** 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

○**國井輝明議長** 日程第6、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お示ししております文書の

とおりに、委員候補者2名の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長より意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決しました。

## 議案上程

- 國井輝明議長** 日程第7、議第36号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

## 議案説明

- 國井輝明議長** 日程第8、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

- 佐藤洋樹市長** 議第36号寒河江市教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。教育委員会委員のうち、鈴木淳一委員が9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き任命いたしたく提案するものでございます。御同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

## 委員会付託

- 國井輝明議長** 日程第9、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第36号については、会議規則第37条第3項の規定により委

員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑・討論・採決

- 國井輝明議長** 日程第10、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第36号に対する質疑はありますか。渡邊議員。

- 渡邊賢一議員** 謹んで御質問をさせていただきたいと思っております。私からは3点ほど御質問させていただきます。

まず1つ目ですが、國井議長という議会を代表する大変重要なポストにおありの議長の御親族というふうなことであります。こういったことが分かっているながら、あえて引き続き任命されるということに対する、私は違和感を持っているわけですが、そのお考えをひとつお聞きします。

あと2つ目。今、喫緊の課題となっております学校施設整備計画が3月24日の教育委員会で決定されたわけですが、3月議会の中で、最終日ですか、最高責任者である前軽部教育長の突然の辞任ということで私どもも大変びっくりしたわけですが、市長の任命責任についてはさきの6月議会で私も質問させていただきました。

その中で、トップだけでなく教育委員の方々の連帯責任というものもあるんじゃないかということで、その教育委員会の会議録が最近になってホームページのほうにもアップなったわけですが、その中でもやっぱり非常に、この学校施設整備計画が慎重論の教育委員の方あるいは反対意見をお持ちの教育委員の方がい

らっしゃる中で決められたというふうなこと、その中のお一人というふうなことになりますので、その責任についてもちょっとお聞きしたいです。

最後に3点目。ちょうど1年前、政治倫理審査会ということで、現國井議長に高価な腕時計、ロレックスを貸与していることが御本人の口から明らかになりました。國井議長の口から明らかになりました。それもお聞きしていたんですけども、非常に付度そのものではないかと、市民の疑念をまた持つことじゃないかということであったわけですが、これについても、今回あえて任命に同意してくれというふうな議案であります。任命権者としての御所見もお伺いしたいと思います。

以上です。

○國井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま渡邊議員から3点御質問がありました。それぞれお答えをしたいと思います。1点目の議長との親族関係というんですかね、親戚筋ではないのかということですが、我々としては基本的に、2番目の御質問と関連をいたしますが、これまで8年間教育委員として御活動していただいたそういう実績について評価をさせていただきながら、引き続き3期目をお願いしたいということで今回御提案を申しあげているわけです。

國井議長との関係からいうと、今回のことで初めてそういう関係が表面化したわけではもちろんありませんので、以前からそういう関係は、当然のことながら姻戚関係は前からあるわけです。ありますけれども、そういうことと実際の教育委員会の活動としての評価ということからすると、全く別な活動の評価であるというふうに我々は思っています。そういうことが実際の教育委員としての活動に影響を及ぼしている、あるいはそういうことが影響した活動が行われているというふうにはもちろん思っておりません。

ので、これまでの8年間の鈴木委員の活動に対して評価をさせていただいて、今回再々任ということで御提案をさせていただきました。

そのことは2番目の御質問の答えにもなるわけですけれども、教育委員の皆さんはそれぞれ自分のこれまでの経験、あるいは教育に関する見識というのはそれぞれお持ちでありますから、多彩な考え、多様な御意見などがあって当然しかるべきだというふうに思います。そういったことを教育長が委員の意見などをまとめていく、それが教育委員会の姿だというふうに思いますから、必ずしもこれまでの鈴木委員の行動、言動、教育委員としての活動が問われるというふうなことは私としては思っておりません。ですから、そういう意味でふさわしい、これからもふさわしい方だということで御提案を申しあげた次第であります。

3点目については、私も存じ上げないことですので、そこは評価を差し控えたいというふうに思います。

○國井輝明議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第36号寒河江市教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

〔太田陽子議員、渡邊賢一議員、太田芳彦議員 退席〕

ただいま議題となっております議第36号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第36号についてはこれに同意することに決しました。

〔太田陽子議員、渡邊賢一議員、太田芳彦議員 着席〕

## 議案上程

- 國井輝明議長** 日程第11、議第37号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

## 議案説明

- 國井輝明議長** 日程第12、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長** 議第37号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員のうち、木村二男委員が9月15日をもって任期満了となりますので、引き続き選任いたしたく提案するものでございます。御同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

## 委員会付託

- 國井輝明議長** 日程第13、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第37号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑・討論・採決

- 國井輝明議長** 日程第14、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第37号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終結いたします。

これより議第37号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第37号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第37号についてはこれに同意することに決しました。

## 議案上程

- 國井輝明議長** 次に、日程第15、議第38号表彰についてを議題といたします。

## 議案説明

- 國井輝明議長** 日程第16、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長** 議第38号表彰についてを御説明申し上げます。

本市の交流、発展に寄与し、市政に功労のある方について表彰を行うため、本市表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものでございます。

まず、お一人目、折居和夫氏であります、昭和63年12月から寒河江市立病院で勤務後、平成6年5月に折居内科医院を開業され、現在まで28年余の長きにわたり、身近な診療所として住民に密着した地域医療と学校保健の推進に多大なる貢献をされました。

この間、平成6年4月から柴橋小学校の学校医を務められ、現在も児童の健康増進と学校保健の充実に大きく寄与されております。また、寒河江市の地域包括支援センターが設立をした平成18年4月から平成30年3月までの12年間、同センターの運営協議会会長として御指導、御助言をいただいております。さらに、平成12年4月、寒河江市西村山郡医師会理事に就任以来、平成22年4月から平成30年6月まで同会副会長として8年間、平成30年6月から令和4年6月までの4年間は同会会長として、また、寒河江市西村山郡訪問看護事業団理事長も務められておられます。

折居氏の様々な要職を長きにわたり務められたこれらの業績は、本市のみならず西村山の地域医療の発展に貢献され、市勢発展に尽くされた功績は誠に大でございます。

次に、角田商事株式会社でございます。角田商事株式会社は大正13年に角田商店として創業され、昭和48年に株式会社角田商店を設立して法人組織となり、その後、平成25年に角田商事株式会社へと社名を変更し、現在に至っております。リサイクル事業のほか、果実加工品の販売事業、倉庫・物流事業など多角的な事業展開をしながら、地域社会や歴史文化などへの地域貢献も数多くされてきました。

本年2月には、地域コミュニティの活性化を推進するため、市に1,000万円を寄附されました。これを受け、3月の定例市議会においてつのだ地域コミュニティ活性化推進基金条例を可決、制定させていただきました。このたびの公益のため私財を寄附された行為は他の模範と

なるもので、地域の活性化に貢献をされ、市勢発展への功績は誠に大なるものがあります。

なお、それぞれの御功績の詳細については、別紙資料のとおりでございます。

また、この件につきましては、去る8月18日開催の市表彰審査委員会における審査の結果、全会一致をもって表彰することが適当である旨の報告をいただきましたので、今回御提案申しあげるものであります。御同意くださいますようお願いを申し上げます。

## 委 員 会 付 託

○**国井輝明議長** 日程第17、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第38号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○**国井輝明議長** 日程第18、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第38号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第38号表彰についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第38号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
御異議なしと認めます。

よって、議第38号についてはこれに同意することに決しました。

## 報 告

- 國井輝明議長** 日程第19、報告第5号令和3年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について及び日程第20、報告第6号令和3年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についての2案件を一括議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長** 初めに、報告第5号令和3年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告についてを御説明申し上げます。

財政の健全化判断比率を各会計及び関連団体の決算等に基づき算定した結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生せず、実質公債費比率は7.8%、将来負担比率はゼロを下回るため発生しないこととなったものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により御報告申し上げるものでございます。

次に、報告第6号令和3年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についてを御説明申し上げます。

資金不足比率を3つの事業会計の決算等に基づき算定した結果、いずれの事業会計も資金不足比率は発生しないものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により御報告申し上げるものでございます。

以上でございます。

## 質 疑

- 國井輝明議長** 日程第21、これより質疑に入ります。

初めに、報告第5号令和3年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第6号令和3年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 議 案 上 程

- 國井輝明議長** 日程第22、承認第6号専決処分の承認を求めることについて(令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第4号))から、日程第42、議第51号市道路線の廃止についてまでの21案件を一括議題といたします。

## 議 案 説 明

- 國井輝明議長** 日程第43、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長** 初めに、承認第6号専決処分の承認を求めることについて(令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第4号))を御説明申し上げます。

令和4年8月3日に発生した豪雨災害に係る緊急的な経費追加のため、令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)について、議会を招集する時間的余裕がなく、急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専

決処分を行ったものでございます。

次に、決算の認定についてを御説明申し上げます。

令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算及び5件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、認第1号令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は273億6,741万2,453円、歳出決算額は263億9,344万4,685円でございます。形式収支は9億7,396万7,768円で、繰越明許費に係る繰り越すべき一般財源が9,474万5,000円ですので、実質収支が8億7,922万2,768円の黒字決算でございます。

剰余金の処分につきましては、地方自治法及び財政調整基金条例の規定に基づき、財政調整基金に4億4,000万円を積み立て、残る4億3,922万2,768円は翌年度に繰越しをしたところでございます。

次に、認第2号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は41億9万9,888円、歳出決算額は39億4,036万9,476円で、歳入歳出差引き残額1億5,973万412円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第3号令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は5億4,017万5,607円、歳出決算額は5億2,867万9,335円で、歳入歳出差引き残額1,149万6,272円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第4号令和3年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は45億3,906万2,646円、歳出決算額は43億1,365万1,527円で、歳入歳出差引き残額2億2,541万1,119円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第5号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は2,537万1,192円、歳出決算額は1,989万5,245円で、歳入歳出差引き残額547万5,947円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第6号令和3年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は68万7,828円、歳出決算額は46万9,191円で、歳入歳出差引き残額21万8,637円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第7号令和3年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてを御説明申し上げます。

地方公営企業法の定めるところにより、議会の認定に付するものでございます。

初めに、収益的収支について申し上げます。

収入は19億6,717万5,457円、支出は19億7,940万7,447円で、1,223万1,990円の純損失となりました。

次に、資本的収支について申し上げます。

収入は8,777万8,000円、支出は1億3,491万1,784円であります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は4,713万3,784円となりますが、これについては損益勘定留保資金等で補填いたしました。

欠損金については、剰余金計算書及び欠損金処理計算書に記載のとおり、当年度までの未処理欠損金3,900万2,179円を翌年度に繰越ししようとするものでございます。

その他の詳細については、別冊資料のとおりでございます。

次に、議第39号令和3年度寒河江市水道事業

会計利益の処分及び決算の認定についてを御説明申しあげます。

地方公営企業法の定めるところにより、議会の議決を求めるとともに議会の認定に付するものでございます。

初めに、利益の処分について御説明申しあげます。

令和3年度寒河江市水道事業会計において生じた未処分利益剰余金1億5,072万1,047円のうち、2,000万円を減債積立金へ、7,340万円を建設改良積立金に積立しようとするものでございます。

続きまして、決算について申しあげます。

初めに、収益的収入及び支出から申しあげます。

収入は11億1,325万748円、支出は9億9,419万1,943円でございます。その結果、純利益は9,345万8,503円となります。

次に、資本的収入及び支出について申しあげます。

収入は1億9,651万3,826円、支出は4億8,095万3,473円でございます。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億8,443万9,647円については損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

利益処分後の剰余金については、剰余金処分計算書案に記載のとおり5,732万1,047円を翌年度に繰越ししようとするものでございます。

その他詳細については、別冊資料のとおりでございます。

次に、議第40号令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを御説明申しあげます。

地方公営企業法の定めるところにより、議会の議決を求めるとともに議会の認定に付するものでございます。

初めに、利益の処分について御説明申しあげます。

令和3年度寒河江市下水道事業会計において生じた未処分利益剰余金6,453万8,598円のうち、6,440万円を減債積立金に積立しようとするものでございます。

続きまして、決算について申しあげます。

初めに、収益的収入及び支出から申しあげます。

収入は15億7,177万9,777円、支出は14億8,121万9,612円でございます。その結果、純利益は6,444万7,539円となりました。

次に、資本的収入及び支出について申しあげます。

収入は6億2,079万2,304円、支出は11億5,414万880円でございます。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億3,334万8,576円については損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

利益処分後の剰余金については、剰余金処分計算書案に記載のとおり13万8,598円を翌年度に繰越ししようとするものでございます。

その他詳細については、別冊資料のとおりでございます。

次に、議第41号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、原油価格や物価の高騰等により影響を受けている市民生活並びに事業活動を支援するため、地域経済緊急対策事業費の追加を行うほか、ふるさと納税に係る寄附金の増加による基金管理事業費の追加などを行うものでございます。

その結果、13億8,785万1,000円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ243億6,480万2,000円とするものでございます。

次に、議第42号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、本市国民健康保険に

加入している被用者が新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合に支給する傷病手当金を追加するものでございます。

その結果、50万円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ39億6,788万9,000円とするものでございます。

次に、議第43号令和4年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、前年度決算等に伴う介護保険給付費準備基金積立金及び償還金を追加するものでございます。

その結果、2億2,541万1,000円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ47億6,601万7,000円とするものでございます。

次に、議第44号寒河江市印鑑条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

オンラインによる印鑑登録証明書の交付申請を可能とするため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第45号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する人事院規則の一部改正に準じ、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第46号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

職員の育児休業等に関する人事院規則の一部改正に準じ、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第47号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

市民浴場の移転新築に伴い、目的、設置場所、使用料等について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第48号寒河江市営住宅条例の一部改

正についてを御説明申しあげます。

西寒河江住宅、高屋住宅、西浦住宅の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第49号財産（小型除雪車）の取得についてを御説明申しあげます。

本物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議第50号財産（除雪グレーダ）の取得についてを御説明申しあげます。

本物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議第51号市道路線の廃止についてを御説明申しあげます。

寒河江市営西浦住宅の用途廃止に伴い、一般交通の用に供する必要がなくなったため、1路線を廃止しようとするものでございます。

以上21案件について御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第でございます。以上であります。

## 監 査 委 員 報 告

○**國井輝明議長** 日程第44、監査委員報告であります。

監査委員から審査の結果の報告を求めます。  
船田代表監査委員。

〔船田孝夫監査委員 登壇〕

○**船田孝夫監査委員** おはようございます。

監査委員を代表いたしまして私から、令和3年度寒河江市一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計、合わせて9会計の歳入歳出決算審査結果の概要につきまして御報告を申しあげま

す。

初めに、一般会計及び各特別会計歳入歳出に係る決算審査結果について申し上げます。

お手元の一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1、審査の概要であります。1の審査の対象は、令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算、特別会計につきましては寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算から寒河江市財産区特別会計歳入歳出決算までの5特別会計で、審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

次に、第2、審査の結果であります。審査に付されました各会計の決算及び附属書類は関係法令に従って作成されており、また、計数的に正確であり、予算の執行についてもおおむね適正であると認められました。

なお、審査結果の概要につきましては、むすびの決算額、財政分析、市税等の収納状況などを中心に御説明を申し上げます。

46ページを御覧ください。

初めに、(1)①の一般会計及び特別会計歳入歳出決算の全般的事項につきまして御説明申し上げます。

令和3年度の一般会計及び各特別会計の純計決算の総額は、歳入355億1,278万4,000円、歳出341億3,648万4,000円で、差引き13億7,630万円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は12億8,155万5,000円となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は2億6,195万7,000円となっております。

このうち一般会計の決算総額は、歳入273億6,741万2,000円、歳出263億9,344万5,000円で、差引き9億7,396万8,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた8億7,922万3,000円が実質収支額となり、

地方自治法の規定により、財政調整基金に4億4,000万円を編入し、残り4億3,922万3,000円が翌年度に繰り越されております。

一方、特別会計の決算総額は、歳入92億539万7,000円、歳出88億306万5,000円で、差引き4億233万2,000円の黒字決算となっております。

次に、②一般会計に係る財源につきましては、自主財源が歳入全体の51.6%を占めており、金額ベースでは前年度に比べ10.2%減少しております。このうち、市税は財源全体の18.4%、47ページ5行目、寄附金は14.4%を占めておりますが、寄附金につきましては、ふるさと納税の減少などにより、前年度に比べ30.9%と大幅な減少となっております。

依存財源につきましては、歳入の48.4%を占め、金額ベースでは前年度に比べ18.2%減少しております。依存財源の中で大きなウエートを占める国庫支出金が、令和2年度の特別定額給付金給付事業費補助金の皆減などにより46.1%の大幅な減となったことなどによるものです。

次に、48ページ、(2)の財政指標等に基づく財政分析であります。財政力指数は0.542、経常収支比率は89.3%で、前年度に比べそれぞれ0.007、1.2ポイント低くなっております。

実質公債費比率は7.8%で、前年度に比べ0.3ポイント高くなっておりますが、この5年間で1.1ポイント下がっているなど、市の財政力強化が継続されているものと認められます。

市債残高一般会計分は159億2,809万1,000円で、前年度に比べ2億1,458万4,000円減少しております。

次に、(3)市税等の収納状況についてであります。市税は収納率95.6%で、前年度に比べ0.4ポイント高くなっております。これは、令和2年度でのコールセンター廃止に伴い、令和3年度から納税相談員を1名増員し3名体制としたほか、納税相談窓口の時間延長、夜間及び休日を含めた特別納税相談の充実、税務部門

における高額滞納者への個別対応強化並びにコンビニエンスストアやクレジット納付の実施など、これらの多様な取組が功を奏していると考えられます。

また、市税以外の主な収納状況であります。国民健康保険税は75.3%で前年度に比べ2.3ポイント、介護保険料は99.0%で0.2ポイント、それぞれアップしております。

次に、49ページ、(4)の未収金収納対策につきましては、税務部門における高額滞納者への個別対応や保育料未納者への対応の強化など各種対策が講じられております。公金の収入未済額解消は、公費負担の公平、公正の観点や一般財源の確保の上でも重要であり、さらなる収納率の向上に向け工夫と努力を講じられることを期待するものです。

次に、(5)の今後の財政運営等についてであります。地域経済は長引く新型コロナウイルスの影響等により引き続き厳しい状況が見込まれます。一方、超高齢社会の進展や核家族化、急激な人口減少社会の到来など、行政を取り巻く環境は大きく変化しようとしております。

こうした状況に行政として迅速かつ的確に対応するため、市行財政改革アクションプランに掲げる取組などにより財政の健全化を図るとともに、新第6次寒河江市振興計画に基づき様々な地域課題に積極的に取り組み、市勢発展と市民福祉の一層の向上が図られるよう要望いたします。

次に、公営企業会計決算審査結果について申し上げます。

お手元の寒河江市公営企業会計決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1、審査の概要であります。1の審査の対象は令和3年度寒河江市立病院事業会計決算、令和3年度寒河江市水道事業会計決算及び令和3年度寒河江市下水道事業会計決算であります。審査の期間、審査の方法は記載のとおりでござ

います。

第2、審査の結果であります。審査に付されました決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算計数も誤りがなく適正であると認められました。

なお、各事業の業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を分析いたしました結果は意見書に記載のとおりであります。その概要について御説明申し上げます。

初めに、市立病院事業会計について御説明申し上げます。

13ページ、4、むすびを御覧ください。

(1)概況につきましては、入院診療体制は全体98床で運営され、病床の効率的活用等を図るため、10月に療養病床2床を地域包括ケア病床に転換し、入院患者への適切な対応及び医業収益の確保を図っております。

(2)患者数の状況につきましては、外来患者は年間延べ5万2,545人で、前年度に比べ2,159人、4.3%増加しております。また、入院患者は年間延べ3万1,477人で、前年度に比べ371人、1.2%増加しております。

(3)の経営状況につきましては、①病院事業収益のうち、医業収益は前年度に比べ8,727万7,000円、5.7%増加しております。入院、外来ともに年間延べ患者数が増加し、入院収益が5,957万4,000円、6.0%、外来収益が2,291万1,000円、5.7%それぞれ増加しております。

14ページ、②の病院事業費用のうち、医業費用は前年度に比べ2,709万8,000円、1.4%の増となっております。

この結果、令和3年度の病院事業損益は、経常収益19億6,717万5,000円に対し、経常費用19億7,940万7,000円で、差引き1,223万2,000円の経常損失となりました。

当年度は特別利益及び特別損失ともなく、

純損失は経常損失と同額の1,223万2,000円となっております。

当年度未処理欠損金は、前年度からの繰越欠損金2,677万円に純損失額1,223万2,000円を加え3,900万2,000円となっております。

次に、(4)の経営指標等につきましては、医業収支比率は84.0%、病床利用率は88.0%で、前年度に比べそれぞれ3.4ポイント、1.1ポイント上昇しております。病床利用率のアップは、地域包括ケア病床への転換など病床の適正化を図るとともに回復期機能の充実を図り、効率的な病床管理を行ったことなどによるものであります。

次に、15ページ、(6)の一般会計からの繰入金につきましては、収益的収入及び資本的収入合わせて4億6,000万円で、前年度に比べ1億円減となっております。そのうち繰入基準外の繰入れは510万円で、前年度から1億6,540万円減となるなど、経営努力の成果が現れているものと認められます。基準外の繰入れの在り方については、次期病院改革プランの策定プロセスにおいて、市立病院の役割や医療機能、今後の経営収支の見通し等を踏まえ、引き続き検討、協議がなされることを期待するものです。

次に、(7)の今後の病院運営等について申し上げます。

令和3年度の病院経営は、入院及び外来患者数の増加などにより医業収益が増収となりました。加えて、一般会計からの繰入金の削減が図られるなど、これらの経営努力を評価するものです。

また、新型コロナウイルス対応については、感染状況に応じて検査体制や入院診療体制を確保したほか、ワクチン接種に係る医療従事者を派遣するなど、地域の新型コロナウイルス対応において重要な役割を果たしております。

市立病院につきましては、今後も医療ニーズに対応する適切な病床管理や病院運営を行い、

市民及び地域から信頼される地域医療の拠点病院としての役割を持続的に果たしていくことを期待いたします。

次に、水道事業会計について申し上げます。

35ページの4、むすびを御覧ください。

(1)概況につきましては、年間総配水量は前年度に比べ16万6,207立方メートル、有収水量は3万4,389立方メートル、給水人口の減の影響等によりそれぞれ減少しております。

一方、有収率につきましては、老朽管の更新や漏水調査による修繕工事などにより前年度に比べ2.3ポイント上昇し、91.4%となっております。

(2)経営状況につきましては、①水道事業収益は10億2,024万6,000円で、前年度に比べ549万2,000円、0.5%増加しており、②水道事業費用は9億2,678万8,000円で、前年度に比べ1,737万6,000円、1.8%の減少となっております。

36ページ、4行目の水道事業損益につきましては、経常収益10億2,024万5,000円、経常費用9億2,492万7,000円で、差引き9,531万9,000円の経常利益となりますが、特別利益1,000円、特別損失186万1,000円が生じておりますので、当年度純利益は9,345万9,000円で、前年度に比べ2,286万8,000円、32.4%の増となっております。

(3)経営指標等に基づく経営分析につきましては、42ページ及び43ページの別表3にお示ししておりますが、支払い能力を示す流動比率や営業活動の能率を示す営業収支比率をはじめ、おおむね良好な数値となっております。

37ページをお願いいたします。

寒河江市水道ビジョン計画値と令和3年度実績を比較しますと、表のとおり純利益や有収水量など計画値を上回っており、同ビジョンに沿った水道事業運営が行われているものと認められます。

(5)の今後の水道事業運営等につきましては、今後の水需要の見通しは、市内における住宅着工やアパート新設等により給水戸数は増加しておりますが、給水人口の減少や節水意識の高まり等により水需要量は減少傾向にあり、水道料金収入の伸びは期待できないと考えられます。

38ページをお願いします。

一方、水道水の安定的な供給のためには、基幹施設の更新整備や耐震管による老朽管の布設替えなどを計画的に進める必要があります、今後も必要な改修が見込まれることから、これらの財源を確保していくために、安定的、持続的な財政基盤及び財政運営が求められます。

新寒河江市水道ビジョンで示された水需要の見通しや施設整備等の課題などに的確かつ計画的に対応し、より一層効率的な経営に努め、市民生活や社会経済活動の重要な基盤である安心安全な水道水の安定供給に努められるよう要望いたします。

最後に、下水道事業会計について申しあげます。

58ページの4、むすびを御覧ください。

(1)概況につきましては、年間総流入水量は前年度に比べ19万2,718立方メートル、有収水量は2万6,997立方メートル、それぞれ減少しております。

一方、有収率につきましては、前年度に比べ4.3ポイント上昇し、91.0%となっております。

(2)経営状況につきましては、①下水道事業収益は15億1,691万9,000円で、うち営業収益は6億2,931万4,000円、営業外収益は8億8,759万8,000円となっております。

②下水道事業費用は14億5,247万2,000円で、うち営業費用は12億9,445万円、59ページです、営業外費用は1億5,626万2,000円となっております。

以上により、下水道事業損益につきましては、

経常収益15億1,691万3,000円、経常費用14億5,071万2,000円で、差引き6,620万1,000円の経常利益となりますが、特別利益7,000円、特別損失176万円それぞれ生じており、当年度純利益は6,444万8,000円となっております。

次に、(3)の経営指標等に基づく経営分析につきましては、64ページ、65ページの別表3にお示ししているとおりですが、寒河江市下水道事業経営戦略の計画値と令和3年度実績を比較しますと、59ページ下段の表のとおり純利益及び水洗化率は計画値を上回っているなど、経営戦略に沿った事業運営が行われているものと認められます。

60ページを御覧ください。

(5)の今後の下水道事業運営等につきましては、水洗化戸数及び水洗化人口は未普及地域の整備促進により緩やかに増加傾向にあるものの、人口減少の影響等を踏まえ、安定的な経営及び水洗化普及活動等に一層力を入れていく必要があります。

本年3月に策定された寒河江市下水道経営戦略では、施設の老朽化対策及び集中豪雨等に対応する雨水排水対策を強化するとともに、今後必要となる設備投資を計画的に実施する経営基盤を確保するため、経営の健全化、効率化に積極的に取り組むこととしております。本経営戦略を踏まえ、市民への持続的かつ安定的な下水道サービスが提供されることを期待いたします。

以上でございます。

散 会 午前10時52分

○國井輝明議長 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

令和4年9月6日（火曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
佐藤志津男	教育長	鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長
武田伸一	企画創成課長	石橋慶幸	デジタル戦略 課長
小泉尚	財政課長	東海林恒	防災危機管理 課長
武田新二	建設管理課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
小林弘之	健康福祉課長	志鎌重美	子育て推進課長
今野育男	学校教育課長		

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主事	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第2号 第3回定例会  
 令和4年9月6日(火) 午前9時30分開議

再開  
 日程第1 一般質問  
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

### 一般質問

再開 午前9時30分

○**國井輝明議長** おはようございます。  
 ただいまから本会議を再開いたします。  
 本日の欠席通告議員はありません。  
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○**國井輝明議長** 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

#### 一般質問通告書

令和4年9月6日(火)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	防災について	(1) 消防団員の定数と報酬について (2) 自主防災組織の現状について (3) 防災訓練について (4) 訓練に関する本市の指導体制について (5) 消防団との連携について (6) 「防災士資格」の取得者について (7) 本市の大雨による被害について (8) 防災無線について	10番 太田 芳彦	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
2	小麦粉不足を補うための米粉利用促進に対する支援について	(1) 米粉の生産を本市の農業政策として研究することについて (2) 米粉生産に関わる補助や利用促進など、他自治体に先駆けた支援策について	3番 鈴木 みゆき	市 長
3	学校施設整備計画の用地選定に関する考え方について	(1) 学校用地候補地選定委員会の進捗状況について (2) 用地選定にあたっての基本的な考え方について (3) 議会に対する協議や報告について		教 育 長
4	低所得の子育て世帯について	(1) 本市における低所得の子育て世帯の状況について (2) 低所得の子育て世帯に対する支援について		市 長
5	HPVワクチン接種の状況と子宮頸がん検診受診率の向上について	(1) 現在の状況について (2) 子宮頸がん検診受診率の向上について		市 長
6	前政権が進めてきた新自由主義教育改革による一連の「学校統廃合」を見直し、さがえっ子の輝く未来、明日への希望を実感できる「真」の学校施設整備について	(1) 8月30日に寒河江市学校再編を考える市民の会が提出した要望書と見直し署名に対する認識について (2) 説明会で「計画の修正もありうる」と答弁しながら、8月5日の市報にロードマップを敢えて掲載した経緯と理由について (3) 教育委員会で計画を決定した3月24日の議事録から疑問視される発言の見解について ア 「必要な手続きとしてのパブリックコメント（意見募集）だった」（学校教育課長） イ 「寒河江中部小学校には不登校児童がいない」「陵南中学校が一番成績良い」ので学校規模の大小がエビデンス（根拠）にはならない（学校教育課長）	7番 渡 邊 賢 一	市 長 教 育 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		<p>ウ 「子供の将来を犠牲にして地域が残っても本末転倒だ」(教育委員)</p> <p>(4) 相次ぐ豪雨災害等による指定避難所としての重要性を踏まえた学校建設予定地の選定について</p> <p>(5) 多様な選択肢とされる部活動の地域スポーツクラブ移行への対応と施設整備について</p> <p>(6) 学区見直しや学校統廃合の地ならしといわれるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について</p> <p>(7) 児童・生徒・保護者・教職員の拘束時間を拡大させ、財政上も大きな負担を伴うスクールバス等通学の問題について</p> <p>(8) 「個性の重視」に矛盾し、「個性の埋没」が危惧される中学校統合について、市民の反対が多数の「千人規模マンモス校1校」ではなく、身の丈に合った「中規模2校」とすることについて</p> <p>(9) 市全体の将来像たる「持続可能な新しい学校構想」をまとめる以前に、市民の納得と十分な議論が尽くされていないため、一旦計画を白紙に戻すことについて</p>		
7	物価高で打撃を受ける生活困窮者への支援について	電気代など、今後も値上がり心配される中、生活困窮者への支援など、どのように考えているか	2番 太田陽子	市長
8	学校再編について	<p>(1) 説明会での意見などの取り扱いについて</p> <p>(2) 学校再編の周知などについて</p> <p>(3) 西部地区3小学校と三泉小学校の2段階の統廃合について</p> <p>(4) まちづくりの観点から、学校再編</p>		教育長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		を考えることについて (5) 放課後児童クラブや地域のコミュニティ・スクールなどの関連について (6) 学校の防災について (7) 通学の安全性について		
9	こどもの障がいと現場への支援	(1) 増加する発達障がいについて (2) 愛着障がいについて (3) 幼稚園教諭や保育士の負担軽減について (4) 補助金について	5 番 月光裕晶	市長 教育長
10	デジタル化でより便利に	(1) 情報発信について ア SNSの運用 イ アプリの活用 ウ ホームページの更新 (2) オンラインでの手続きについて (3) 庁内の業務効率化について		市長
11	左沢線寒河江―左沢間赤字収支報告について	(1) 左沢線の利用者を増やすことについて (2) 左沢線利用補助制度の創設について	11 番 阿部清	市長
12	小中学校におけるICT教育の現状について	(1) 本市のタブレット教育の進捗状況について (2) 小・中学校でのタブレット教育目標について (3) 本市のタブレットの貸与について		教育長
13	輸入原材料高騰により、農業生産資材の価格の高騰が続いているが、本市独自の支援について	(1) 輸入飼料高騰による酪農家への本市独自の緊急支援について (2) 農業生産資材高騰による農家への本市独自の緊急支援について		市長

※表内の文字表記は実際の通告書に基づき掲載しております。

### 太田芳彦議員の質問

○國井輝明議長 通告番号1番について、10番太田芳彦議員。

○太田芳彦議員 どうも、おはようございます。

令和の会、太田でございます。

防災について、通告順に質問をさせていただきますが、私昨日、文化センターで第4回目のワクチン接種を打ってまいりました。3回目はちょっと違和感があったんですが、今回4回目、モデルナ社を打ったんですけれども、ただ患部がちょっと痛い程度で、何ともありませんでしたので、ひとつ皆様にも接種案内が来ましたら、ちゃっちゃと打っていただきたいと思います。

それでは質問に入ります。

7月26日に、防災危機管理課に消防団員の定数と報酬について現状を聞きに参りましたところ、そのことについては8月19日の議員懇談会で説明したいとお話でした。7月24日付の山形新聞に、消防団定数減や処遇改善案についての消防団ビジョン策定委員会の初会合を開催したとの記事が掲載されており、内容を見てみますと、市は人口減少や団員定数見直し、負担軽減、報酬額アップなどの案を提示し、検討を行い、11月の策定を目指すとしておりました。

消防団をめぐるっては、団員確保、負担感、報酬や手当の充実などが課題となっており、本市消防団の定数は831人だが、実団員数は今年4月時点で702人、この日は町会長連合会長、自主防災会連絡協議会会長が、10人を委員に委嘱したと。

市は、ビジョン案で、現定数は1969年、昭和44年制定と50年以上が経過したこともあり、各分団の聞き取りを基に、約200人減らす考えを示したそうです。人数は改めて検討して告げること。負担軽減では、演習などの見直しと時間短縮、操法大会に代わり訓練を実施する考えだそうです。報酬は、消防庁が標準とする額に合わせ、一般団員を現行の年間1万6,800円から3万6,500円に上げる方針、出勤報酬は、現在の災害時1回1,100円から1日8,000円とする内容で、ビジョン案は、9月にパブリックコメントを予定しているとの記事でした。

そこで質問ですが、200人を減らす考えとありますが、今までの定数からすると24%が一気に減ることになるが、根拠があつての数字と思いますが、見解を伺いたい。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

太田議員から、防災についての御質問をいただいておりますが、最初に消防団員の定数に関してでありますけれども、先ほどお話ありましたとおり、現在策定を進めております寒河江市消防団ビジョン（案）については、先月の議員懇談会で御説明をさせていただいているところでありますが、改めてこの定数についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

現在の定数は、御質問にありましたとおり831名になっているわけでありまして。実際の実員数というのは、今年の4月1日現在で702名となっております。定数と、ビジョンにおいて示している変更後の定数、先ほどありましたが、634名をビジョンではお示しをしておりますが、比較をすると197名の減というふうになるわけでありまして、実員数と変更後の定数を比較しますと68名の減というふうになっているわけでありまして。

定数の案については、火災など災害時における必要人数と、広報・巡回など警戒時における必要人数等を考慮いたしまして、各分団より報告いただいたものを基本として、ビジョンに示す634名をお示ししているということでございます。

ビジョンを御覧になっていただくと分かりますが、災害時の消防ポンプ自動車1台当たりの稼働に必要な人数を10人、それから小型動力ポンプ積載車については5人、警戒時の人員についてもそれぞれお示しをしているわけでありまして、分団によって、御案内とおりに管轄するエリアの面積とか世帯数、活動時に必要な人数も異なってまいりますので、車両配備台数

などにより一律に定数を算出していくというのは適切ではないというふうに判断をしているところでございます。

現在、ビジョン案に対してパブリックコメントを実施しておりますので、提出いただきました御意見なども、パブリックコメントの御意見なども参考にさせていただいて、今後消防団のほうと定数についても調整をさせていただくということになろうかというふうに思います。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 定数からいくと197名の減と、しかし現在の人数からいった702人から見ますと68名程度の減だということのお話のようです。

今見解を伺いましたけれども、私も定数減に関しては賛成です。ポンプも手引きから積載車に変わっておりますので、昔ほどの人員は必要ないかと思うからであります。ただし、それは火災のときのことでありまして、気象変動による災害は毎日のように報道される昨今です。有事の際に頼りになるのが消防団ですので、減数については十分検討されるようお願いしあげたいと思います。

次に、自主防災組織について伺います。

本市の自主防災組織は、昭和63年7月に寒河江市自主防災組織整備推進要綱が作成され、整備を推進する防災組織は、住民の各地域における自発的な防災組織とすることを目的に始まったようです。本市の自主防災組織数は84組織、組織率は95.1%とお聞きしております。

推進要綱の第4条の(1)では、既存の町内会、自治会等の自治組織活動に防災活動を組み入れる。(2)では、防犯、防火等の活動を行っている組織に防災活動の組入れ、またはその充実強化を図る。(3)では、婦人団体、青年団体、PTAなど、その地域で活動している組織に防災活動を組み入れる。といった育成方針を推進するとありますが、現在の本市での組織というのは、どういう枠組みで編成されている

のか。例えば、分館単位とか、学校区ごととかあると思いますが、お聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 太田議員から、具体的な組織の枠組みについてということで御質問ありましたので、防災危機管理課長よりお答えをさせていただきますと思います。

○**國井輝明議長** 東海林防災危機管理課長。

○**東海林 恒防災危機管理課長** それでは、組織の枠組みにつきましてお答えを申し上げます。

本市における自主防災組織は、昭和63年度に南部地区の曙町町会及び寿町町会において設立をされ、その後各地域で組織化が進められております。近年では、令和2年度に栄町2町会において新たに設立がなされております。

自主防災組織は、基本的には町会単位ということで組織されておまして、現在市全体で84の組織数となっております。そのうち、単独町会で組織されておりますのが55組織、複数町会で組織されておりますのが29組織となっております。なお、複数の町会で組織されております自主防災組織の中には、公民館分館と同じ枠組みの団体もございます。

以上でございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 今の答弁は、町会単位であったり、複数の町会が交ざっているというところもあるようで、曙町が発端で始まったようでございます。

私の住んでいる町は、公民館の中に組織があるようで、平成21年に組織化したそうです。その際、災害避難のための防災グッズとでも言うのでしょうか。鍋や釜、発電機などを購入したと聞いていますが、当然ながら補助金を活用しての購入だと思うんですけども、市ではどのくらいの補助金の額なのかお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的な補助制度を設けておりますので、中身については防災危機管理課長よりお答えをしたいと思います。

○國井輝明議長 東海林防災危機管理課長。

○東海林 恒防災危機管理課長 それでは、補助金についてお答え申し上げます。

現在、自主防災組織を対象といたしました支援といたしましては、寒河江市地域防災力強化支援事業がございますが、この事業につきましては、防災訓練やマップ作成、資機材購入費用などに対して補助を行っております。当該事業に係る今年度の申請状況について申し上げますと、これまで9件の申請をいただいております。事業内容としましては防災倉庫、発電機、テント、トランシーバーなどの資機材購入、地域の防災マップ作成、研修会開催費用などとなっております。

なお、今年度、資機材購入等に対する補助の限度額を30万円に引き上げさせていただきましたので、ぜひ御活用いただきたいと思います。

以上でございます。

○國井輝明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 今答弁ありましたけれども、訓練やマップ作成、あとは私言ったように鍋や釜、発電機なども、これ補助の対象になるんだと思いますけれども、最近では9件の申請があったと、最大30万円の補助ということなんでしょうかね、はい。

次に、防災訓練について伺いたいと思います。

最近は、コロナ禍の影響で、訓練も自粛モードにあるようですが、自主防災会の活動の現状はどうなっているのかお聞きします。

○國井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 各自主防災組織の活動については、御案内のとおり新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、訓練などについては実施を見合わせているところが大変多くなっている

わけでありまして、その代わりにと申しませうか、防災に関する研修会などを開催していただいているという状況になっているわけでありまして、活動の一例などを申し上げますと、柴橋地区におきましては、地区内7つの自主防災会があるわけでありまして、連絡協議会というものを平成28年に設立をして、事業に取り組んでいただいております。今年度は、避難所運営に関する理解と組織体制をテーマにして、講師を招いて、役員約30名がワークショップなどを複数回実施されて、避難所開設時における自主防災組織の体制や役割、市との連携などについていろいろ話し合いを行って、地域の住民の防災意識の向上と災害時に備える取組を行っているというふうに聞いているところであります。

市といたしましては、こうした地域の実情に応じた独自の防災活動事業について、各地域で推進していただきたいというふうに考えておりますので、いろんな先進事例などについても情報提供を行って、活動の推進に役立てていただければというふうに考えているところであります。

○國井輝明議長 太田議員。

○太田芳彦議員 やはり、答弁でもありましたけれども、コロナ禍の影響で、どうしても訓練自体は見合わせていると。ただ、研修会などで、地域の温度差はあるようですけれども、柴橋地区などは活発にやっているというような報告でございました。

どの地域においても、地域防災活動における担い手不足に加え、役員の高齢化、様々な問題を抱えているのが現状だと思います。訓練を実施するのは、今の時代、大変なことは重々分かるのですが、自主防災会で年1回程度の訓練は必須と思いますが、本市の指導体制も併せて御所見を伺います。

○國井輝明議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 備えあれば憂いなしというわけ

でありますので、訓練というのは非常に重要だというふうに認識をしております。申しあげましたが、コロナでの影響もあって、なかなか多くの人に参加する訓練の実施が難しいという状況であります。防災活動に関して、各組織のほうから市に相談をいただいた際には、地域で発生が想定される災害などについて十分御説明をさせていただいて、具体的な活動内容について助言をさせていただいております。また、依頼があれば、職員を派遣するなど対応をさせていただいているところであります。

市といたしましては、引き続き訓練なども含めた事業の実施について、積極的にバックアップをしていきたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** やはり、コロナが影響して、なかなか訓練もままならないとは思いますが、訓練をしておかないと、有事の際に人が動けるかといったら絶対動けないと思います。何としても、コロナ禍が落ち着きましたら、この辺は十二分に指導体制を併せて市民のために頑張ってくださいと思います。

次に、訓練を実施することについて伺いたいのですが、訓練において消防団の協力が必要と思うが、連携はどうなっているのかお聞きします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 消防団との具体的な連携についてでありますので、防災危機管理課長よりお答えをさせていただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 東海林防災危機管理課長。

○**東海林 恒防災危機管理課長** それでは、消防団との連携についてお答えをさせていただきます。

先月お示しをさせていただきました寒河江市消防団ビジョン（案）においては、消防団に期待される役割の一つに、消防団を中核とした地

域防災力の充実強化を掲げており、町会や自主防災組織などの関係機関が連携協力を行えるよう、平時から消防団が中核的役割を果たすことが求められております。なお、地域によりまして、自主防災組織に消防団が構成員となりまして、既に防災活動において連携している団体もあるとお聞きをしております。

御質問にありましたとおり、訓練等におきまして消防団の協力は必要不可欠でありますので、様々な機会を捉えまして、自主防災組織に対し消防団との連携についてお話をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 消防団員の方が自主防災組織に入って活動しているということで、やっぱりこういう形が望ましいのかなと思うんですよね。消防は消防、自主防災は防災、そういうのはちょっとマッチングが足りないのかなという気がしますので、ひとつどんどんと自主防災に消防団を絡めて防災に当たっていただきたいと思えます。

消防団も、当然仕事を持ちながらの活動でありますので、頻繁にはできないと思うんですけれども、訓練をすることにより技術のレベルも向上するのであって、消防団と市が一体となって、年間の計画を立てて訓練を実施できるよう検討願いたい、御所見を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** これまで、年1回各地区、地域持ち回りで実施をしておりました市の総合防災訓練でありますけれども、これは消防団の皆さんとか社会福祉協議会など関係団体も参加をして、避難や炊き出し訓練などをさせていただいております。ところが、コロナの関係、観点から、令和2年・3年度、2年続けて市の総合防災訓練は中止になっているところであります。今年度でありますけれども、今年度は11月に国、

県と合同で、これは弾道ミサイルを想定した避難訓練を、今予定をさせていただいているところでもあります。

なお、消防団におきましては、消防団の年間活動計画に基づいて、火災防御訓練や応急手当講習会などの各種訓練を実施していただいているわけでありまして、御質問の年間計画を立てた訓練の実施については、今後消防団や各組織の皆さんから御意見を伺って対応を考えていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 今年の11月に、国と県合同で防災訓練を実施するというようなことで、やはりコロナが災いして、なかなか訓練をできない状況だと思っておりますけれども、少し状況が改善しましたら、やはり訓練は必要でございますので、市でも地区の防災に、訓練をやってもらおうということをお願いしたいと思います。

本市では、一昨年に島地区で、火災により1名が亡くなっておりますけれども、それ以外に災害による死亡はないようです。しかしながら、全国の大雨などによる災害が毎日のように報道されておまして、いつ、どこで、何が起こるのか分からないような昨今であります。コロナ禍が落ち着いたら、ぜひ計画を立てて実施をしていただきたいと思っております。

次に、防災士について伺いたいと思っております。

本市の公式サイトで、「防災士とは」との説明がありましたので紹介します。防災士とは、自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを、認定特定非営利活動法人日本防災士機構で認証した人、と記載されておりましたけれども、この資格は危険物取扱やボイラー技士のような資格試験なのではないでしょうか、お尋ねします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 防災士の資格の位置づけ等につ

いてでありますので、防災危機管理課長から答弁を申し上げます。

○**國井輝明議長** 東海林防災危機管理課長。

○**東海林 恒防災危機管理課長** それでは、防災士資格についてお答えをさせていただきます。

まず、初めに防災士資格の位置づけでございますが、こちらは日本防災士機構が認証した民間資格というふうなことになります。資格取得までのフローについて申し上げますと、初めに日本防災士機構が主催いたします履修プログラムに基づきます研修を受講するというふうなことになります。研修内容の一例を申し上げますと、防災士に期待される役割や、地震、津波などの発生メカニズムの理解と災害への備え、ハザードマップを活用した図上避難演習、災害ボランティア活動などについて履修することとなっております。研修終了後には、研修受講履修証を取得いたしまして資格試験に臨み、試験合格後に救命救急講習を経て、防災士認証登録申請を行いまして資格取得となっております。

以上であります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 今の答弁によりますと、危険物や、恐らくボイラー技士のような、そういうような国の資格試験のようなものではないと。ただ、研修を受けて、その後試験を受けて防災士になるというようなことでございますので、このくらいだと私らにもできるような気がしますので、ぜひ同僚とも相談して挑戦してみたいと思っております。

次に、本市では現在80名の方が防災士の資格を有してお聞きしておりますが、実際にどんな活動を行うのかお尋ねします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 防災士の活動内容についてお答えしたいと思います。具体的な活動内容については防災危機管理課長から御答弁を申し上げます。

○**國井輝明議長** 東海林防災危機管理課長。

○**東海林 恒防災危機管理課長** それでは、防災士の活動についてお答えをさせていただきます。

御質問にもありましたとおり、防災士は自助、共助、協働を原則として、公助との連携に努めていただき、減災と防災力向上のための活動が期待されております。特に、被災時には防災士や自主防災組織の方々が中心となりまして、避難所運営などを担っていただくほか、日頃の防災訓練や自主防災組織活動への参加などにより、住民の方々に対する防災意識の向上に向けた取組などについて御協力をいただきたいというふうに考えております。

市では、昨年度防災士の資格を有し、市や地域の事業などに御協力いただける方の登録制度を創設し、現在13名の方から登録をいただいております。市といたしましては、引き続き防災士を活用した災害に強いまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 説明いただきました。大体何をやっているのか分かりました。そして、何か防災に関しましては、消防団をはじめ一部の関係者におんぶしているようで、大変申し訳なく思っているところでもありますので、私どもにもできるのであれば、ぜひ挑戦していきたいと思えますけれども、市においても防災士を増やす取組をしていただきたいと考えるが、御所見を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この防災士の資格取得、どういう人がどういうことで取ろうとしておられるのか、取っているのかということ、一つには企業などにおいて、防災活動のため取得をされる方がいらっしゃるし、また自主防災会の役員、それから消防団員の方などが地域防災のために

取得をされる方というのが、大きく分けてそういう二通りの方々がいらっしゃるというふうに思います。

そういった意味で、市のほうでは資格取得に必要な費用について、一部支援をこれまでも行っているのとあります。寒河江市における防災士資格の保有者については、令和元年の8月末現在では62名でありましたが、令和3年8月末現在では70名、令和4年、今年8月末現在では80名と、取得者が年々増加している傾向で、大変いいわけでありませけれども、こういったことには、少しはその補助制度なども役立っているのかなというふうに思います。

引き続き、様々な機会を捉えて、自主防災会でありますとか消防団などの組織、それから各種団体の皆さんのほうに情報提供などを行って、資格取得者の拡大などに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** やはり、市でも防災士を増やすために、支援、お金の話でしようけれども、支援なども行っており、最近では資格を有する防災士も増えているというようなお話でございました。

質問の最後になりますが、防災無線について伺います。

8月3日から降り出した大雨により、8月4日早朝、緊急速報メールが鳴り、大雨特別警報が発令されたとのメールで、2年前にも同じような災害に見舞われ、まさかとは思いつながらも、夜が明けるのを待つと総合公園に行ってみました。2年前と同じような光景が目に入り、対岸の田畑が水没しておりました。その後、大江町の百目木地区まで行ってみましたが、こちらも2年前と同じ状況で、地区民にとりましても「またか」という無念さが伝わってくるようでした。

8月3日には、飯豊町の小白川地区で、橋の

崩落により車1台が流されたとの情報があり、捜索したところ、8月7日に車は発見されましたが、運転していた人が見つからないと。こちらのほうは、まだ昨日あたりでも見つからないようでございますので、早く見つかったいただきたいと思います。

大雨に関しまして、議員懇談会で報告がありました。多くの市民の方にも知っていただきたいので、本市の被害状況はどんなものだったか教えていただきたい。田畑に冠水した方には大変気の毒なことでありまして、2年前に続いている方もいると思いますが、こちらはお見舞いを申しあげたいと思います。ただ、聞いたところによりますと、民家の被害は床下浸水1件ということで、人的被害もなかったとのことでありますので、ほっとしているところあります。現在の農地やグリバーさがえの状況はどのようなになっているのかお聞きします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 昨年8月3日から大雨によりまして被災をされた地域の皆さんには、心からお見舞いを申しあげたいというふうに思います。

寒河江市の被害状況については、さきの行政報告でも申しあげておるわけでありまして、農地関連では、市内において約15ヘクタールで冠水や土砂流入の被害を確認しております。特に平塩川原地区では、最上川からの越水により、約5.7ヘクタールの田畑で浸水や土砂流入の被害がございました。

市では、地元の耕作者と最上堰土地改良区から要請を受けまして、浸水と土砂の流入により埋没した幹線排水路の排土、道路と水路などの応急的な復旧工事を行ったところであります。また、農地に流入したいわゆる災害ごみの受入れについても、処分費用を減免するようになっているところがございます。なお、農地の復旧につきましては、地元と協議中でございます。

それから、グリバーさがえについてでありま

すけれども、浸水による流木と土砂の堆積のほか、園路、フェンスなどが破損する被害を受けているところでもあります。現在、詳細な被害状況を把握するために、測量作業、概算復旧費と復旧工事発注のための設計作業を進めているところでもあります。

なお、国の災害査定は9月下旬に予定されているとお聞きをしておりますので、早期復旧に向けた工事を進めてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 今の答弁によりますと、農地が15ヘクタールほど冠水したということございまして、その救済処置というんですか、処分費用に関しては減免処置にしているというような答弁があったようでございますので、そのようにしていただきたいと思っております。

次に、今回の大雨で緊急速報メールが鳴ったわけですけれども、その際、本市の防災無線は稼働したのでしょうか、お尋ねします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 具体的な状況については、防災危機管理課長からお答えを申しあげたいと思います。

○**國井輝明議長** 東海林防災危機管理課長。

○**東海林 恒防災危機管理課長** それでは、先月の大雨における防災無線の稼働についてお答えをさせていただきます。

先月の大雨におきましては、洪水警報発表が8月4日午前2時20分、最上川氾濫発生情報における長崎水位観測所の氾濫危険予測発表が午前4時10分というふうになっております。これらの状況を踏まえまして、市では午前4時30分、南部地区を対象に避難指示を発令いたしました。その際、避難指示の情報発信ツールといたしまして、緊急速報メール、市の登録制メール、ツイッター、LINEなどを活用したほか、南部地区自主防災会会長さんを通しまして各町会長

さんに連絡をしていただき、さらには消防団の皆様からも声かけを行っていただいたところがあります。

御質問の防災無線につきましては、多くの方が就寝中でありまして、無線が聞き取れない場合などにおいては、住民の方に不安や混乱を生じさせてしまう可能性があるかと判断いたしまして、使用を見合わせております。

以上でございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** やはり、本市では夜中でもあったので、防災無線は控えたとの答弁ですけれども、ある市民の方からは、何億とかけて設置した防災無線を、こんなときに使わなければ意味がないのではとの御指摘もいただきましたので、危険と感じたときはちゅうちょせずに防災無線を使っていただきたいが、御所見を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 災害、大雨災害に限らず、有事の際には市民の皆さんの安全、生命財産を守るというのが第一でありますから、そういうために設置をした防災無線を使っていくというのは当然のことだというふうに思っているところがあります。

現在、市のほうでは情報を迅速に伝えるため、町会長さん、それから土砂災害危険区域にお住まいの方、福祉施設などに、防災無線の戸別受信機を持っていただいている、対応させていたいただいているところがあります。先ほども申しあげましたが、先月の大雨時には、避難指示の内容などについて、南部地区自主防災会会長さんから各町会長さんに直接連絡をさせていただいているところがあります。町会長さんにおいては、必要に応じて町会の役員それから民生委員、地域福祉推進員の方などと連携をして、高齢者のひとり暮らしの方や、避難に際して支援が必要な要支援者の方々などを避難所に誘導していただいたというふうに聞いております。

市としては、このたびの避難情報については、必要な方にはお伝えすることができたものというふうに思っているわけでありますけれども、先ほど申しあげましたが、災害時、緊急時には多くの方々に迅速かつ確実に情報をお伝えする、そういうための様々なツールを活用しながら、また防災無線などについても適切に判断をして活用していくということで、改めて検証させていただいて有効利用させていただきたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ぜひ、今市長がおっしゃったように、この辺を精査して、本当に防災無線が的確に使われるように努力をしていただきたいと思います。

質問の最後になりますけれども、防災無線については、各地域で行事等に使えるということでしたけれども、具体的にどんなことに使われているのかをお尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 防災行政無線ができたときに、これができる後に、平成27年に寒河江市防災行政無線運用マニュアルというのを策定して、定時・定期放送、それから緊急・臨時放送の内容などを定めているところがあります。地域での放送ということになります。防災行政無線ができた最初のときは、どういうときに使ったらいいかということで、地域の代表の方から集まっていたいただいて、どういう場合だと使ったらいいか、ある程度の基準を定めた経緯があるんです。そのときに、御質問のようにいろんなところで使ったらいいのではないかと、地域の行事なんかでいろいろ使ったらいいのではないかと、いう声もあったわけでありますけれども、防災行政無線を、しょっちゅうその音が鳴っていくと、いざというときに注目が集まらないという、うるさいとか、そういう声もあるということで、ある程度使用を、活用するのを制限して、

必要なときに、緊急なときにだけ使っていきたいと思いますという最初の段階での約束事みたいなものがあったわけで、今はそういうことはなくて、地域の皆さんで相談をしていただいで使っていただきたいということになっておりますが、最初のときの少しそういう約束事みたいなものをずっと引きずっているところもあるので、なかなかその、使われることが思った以上に少ないのかなというふうに思います。

場所によっては、熊などが、有害鳥獣などが出没した場合とか、地域の行事などの案内などに使っていただいているというふうに思っておりますが、ぜひ市のほうでは、それぞれの地域で有効活用していただきたいというふうに考えて、積極的な活用を期待しているところであり、具体的に運用していく際に、不明な点などがございましたら、ぜひ市のほうに御相談をしていただければなというふうに思っているところでもあります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** いろんなことに使われていて、大変よいことだとは思いますが、私の地域では一度も使われた記憶がありませんが、いざというときのためにも指導や講習会などを開いていただきたいと、こんなふうに思います。

ここからは質問ではありませんが、若干時間がありますので、最近テレビのモーニングショーやワイドショーなどで頻繁に放送されている国葬問題について一言申し上げたいと思います。

8月26日、政府は、9月27日に予定している安倍晋三元首相の国葬について、約2億5,000万円を予備費から支出することを閣議決定しました。参列者の数は、吉田茂元首相の6,000人を上回る6,400人程度としており、既に米国のオバマ元大統領やハリス副大統領、フランスのマクロン大統領らが出席を検討するなど、大規模なものになる予定のようです。

近年行われた元首相の葬儀は、内閣・自民党

合同葬が通例となっており、2020年の中曽根康弘氏では1億9,300万円、2007年の宮沢喜一氏では1億5,400万円の費用がかかっています。

吉田茂氏以来、特別に行われる国葬に対して反対の声は根強く、この2億5,000万円を社会福祉に充てるべきだという意見も多いようです。しかし、実際には2億5,000万円では済まないようです。下手をすれば、100億を超えるのではないかと予想する方もおられるようです。（「議長、趣旨が違う」の声あり）

2億5,000万円というのは、会場を借りるお金や、遺影や献花台の設置などにかかる費用です。しかし、安倍首相は、警備の不備のせいで2発も襲撃され、亡くなったわけですから。これまで以上に厳重な警備体制をしくことになり、費用はかさむはずですが、さらに、世界中の要人が訪れるとなると、宿泊する場所も手配する必要があります。では、それらを合算すると幾らになるのか。ある新聞では、世界各国の要人が集まった皇位継承式典関係費として、警視庁は警備として28億5,000万円、防衛省も要人輸送ヘリなどで2億5,000万円、外務省も滞在費などで43億1,000万円の支出があったと報じています。これらを合計すると、実に74億1,000万円もの支出となったそうです。

ほかに、2019年6月26日に行われたG20大阪サミットも参考になります。これには、概算要求で、外務省が開催費用として247億円、警視庁は警備費として124億円を要求していました。また、政府は75億円を開催準備費として実際に拠出しています。

首相は、国の公式行事として、各国の代表を招く形式で葬儀を行うことは適切だなどと、国葬を弔問外交の場としてアピールしておりますが、国民の54%が国葬はふさわしくない、反対だと世論調査が出ています。岸田首相には、国会での議論を十二分に行って、国民が納得するような形で開催されるよう御期待を申しあげま

して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

### 鈴木みゆき議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号2番から5番までについて、3番鈴木みゆき議員。

○**鈴木みゆき議員** 国民・立憲民主クラブの鈴木みゆきです。

さきに、令和4年7月8日午前11時31分頃、奈良市内において銃撃され、御逝去された安倍晋三元首相に、心からお悔やみ申しあげるとともに、哀悼の意を表します。

また、令和4年8月3日に、新潟県と山形県置賜に線状降水帯が発生し、大雨となりました。一級河川最上川の水位は、2年前の令和2年7月の災害時と同等ぐらいにまで上昇したようです。水害に遭われた方々に、心からお見舞い申しあげます。

それでは、一般質問をさせていただきます。よろしく願い申しあげます。

通告番号2番、小麦粉不足を補うための米粉利用促進に対する支援について。

今、私たちの食生活に大きな影響を与えているのが、小麦の値上がりです。最初の値上がりの要因となったのは、2021年夏の高温と乾燥により、米国とカナダ産の小麦の作柄や品質が低下したものであるものでした。そこに追い打ちをかけたのが、ロシアによるウクライナ侵攻です。ほかにも、原油価格の高騰や新型コロナウイルス感染症の影響、中国の食料需要の拡大なども要因として考えられます。それらにより、日本は小麦の約9割を輸入に頼っていたため、入荷不足により小麦の値上がりが始まりました。

この問題は、日本だけにとどまらず、主食を小麦としているアフリカや中東でも小麦不足になっています。1990年代から貿易の自由化が加速し、海外から安い食料を輸入する方向で進ん

できました。その結果、日本の食料自給率は、令和3年度、カロリーベースで38%となっているようです。ほとんど輸入に頼っているため、今回のような国際情勢により、供給が滞ってしまうという不安定さを実感した方も多いと思います。小麦を使用している飲食店など、大変厳しい経営になってきているのではないのでしょうか。

そこで、注目を集めているのが米粉です。農林水産省では、研究を重ね、米粉やパン、麵を作るのに適した米の種類などを見極め、作り出したようです。例えば、米粉に適している品種は「ミズホチカラ」「越のかおり」などがあり、パンに適しているのは「笑みたわわ」という品種があるそうです。これは、ほかに比べて22.6%も膨らみ、非常にパンに適しているそうです。

このように、大きな可能性を秘めた米粉について、本市の農業政策として研究してはどうかと思いますが、市長のお考えをお聞きします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 鈴木議員から米粉利用促進に対する御質問であります。御案内のとおり、昨今の様々な情勢によって輸入小麦の高騰があり、小麦粉及び小麦粉を使用した食料品の価格が上昇している、そういうことで、家庭の食生活、それから外食産業に大きな影響を与えていることは御案内のとおりでございます。

農林省が毎月調査する食品価格動向調査によりますと、今年7月の小麦粉の小売価格は1キログラム当たり311円と、昨年同月に比べ40円の高値となっているようであります。こうした状況の中で、小麦粉の代替品として米粉への注目が高まっているわけであり。また、平成21年に策定された米穀の新用途の利用の促進に関する法律では、米粉利用の促進について基本方針が定められているところであります。

本市のほうに目を転じてみますと、米粉用と

して「はえぬき」を作付しているところでありますが、これは転作作物として交付金の対象、1反当たり1万2,000円、交付金の対象になっております。作付面積は約12ヘクタール、水稻作付面積の1%ほどになってございます。

米粉は、御案内のとおり小麦粉と比較して3倍近く値段が高い、価格が高いわけであります。依然として需要が限られていることから、本市での作付拡大ということについては、今後の需要を見極めながら進めていくということになるかというふうに考えております。

なお、お話にありました米粉パンに適した品種について、私どものほうで調べましたところ、「笑みたわわ」の作付適地というのは北関東が北限ということであるので、主に関東より西のほうで作付に適しているということでありまして、本市での作付経験がないようでありますので、まずは品種特性を知るための栽培試験が必要かというふうに思います。

主食用米の需要が落ちている反面、米粉は弾力のある食感や、小麦アレルギーの方への代替のパンや麺類などの需要が高まっているわけでありますので、またこのたびの物価高騰により、さらに注目度が高まってきております。市といたしましても、今後の米粉の消費拡大に向けて、どのような支援が必要なのか、有効なのか、J Aなど関係機関と共に研究を進めていければというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** 既に「はえぬき」を12ヘクタール、約1%ということで作っておられるということですが、やはり今後、国や県の動向を見ながら、本市におきましてもぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。おいしい米の産地として有名な寒河江市であります。清流寒河江川で育った米で作った米粉ならば、きっとブランドとしても売り出していけるのではないかと思います。

寒河江市丸内の安孫子製麺さんと、寒河江市雲河原の秋鈴堂さんでは、既に米粉を使った麺を販売しています。そこで、秋鈴堂さんにお話を伺いに行ってみました。正月やお盆などのギフトとして、米油と新米、そしてつや姫の米粉麺をセットにした商品がよく売れるそうです。また、米粉麺はグルテンフリーのため、小麦アレルギーの子供がいる家庭でリピーターになっているとのことでした。生タイプの麺ではあるものの、賞味期限が長く、3か月もつそうです。去年は秋だけで約600売れたとのことでした。私も冷たくしていただきましたが、ツルツルとしておいしいと思いました。つや姫の米粉を使った商品が既に市場で好評であることが分かりました。

そこで、本市において、ほかの自治体に先駆けて米粉に関する情報の収集、新品種の作付補助、米粉の生産設備補助、米粉を利用した学校給食や病院給食などで利用する可能性や、ふるさと納税の返礼品などの可能性も踏まえて施策を打ち出してはどうかと思いますが、御所見を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今の現状を申しあげますと、米粉用の米の作付面積というのは、出荷先が農協ですから、当年度の需要に応じて作付農家に配分をされるということになります。需要を超えて作付は行われず、行っていないというのが現状になるかというふうに思います。

議員のほうから御紹介ありました米粉麺の企画販売などについては、米粉の普及をはじめ6次産業化の推進、それから地産地消なども見込まれる大変意欲的な取組だというふうに我々も認識をしているところであります。そういった意味では、はっきり言うと民間のほうが進んで事業をやっているんだなというふうを感じるわけでありまして、ただ山形県のほうでは、関係機関で構成する山形米粉利用拡大プロジェ

クト推進協議会というのを設置して、職員、製造業者の方などを対象にして、県内産米粉購入経費の一部、約半分ぐらいということですか、一部助成をしている山形県産米粉利用助成事業というのを立ち上げております。米粉を利用した商品の販促キャンペーンなども行って、利用、需要拡大を推進しているということでもありますので、寒河江市でもこれらの事業について十分連携をして、これから周知に努めていきたいというふうに考えております。

それから、学校給食のお話がありました、本市における米粉を利用した学校給食については、平成23年度から取り組ませていただいております。今年度は県の補助事業などを活用しながら、パンを年4回、麺を年2回提供することで実施をしております。今後、米粉を利用した給食献立の回数を増やしていくことも十分検討していきたいというふうに考えております。

それから、市立病院での給食については、現在事業者へ業務を委託しておりますので、コスト面、それから総摂取カロリーなどを考慮しながら、採用の可能性について検討していきたいというふうに思います。

それから、ふるさと納税のほうについてもお話がありました、既にもう民間の事業者の方が、好評で販売も順調だというお話をお聞きいたしましたが、安定した提供体制が整っているということになれば、本市のふるさと納税返礼品としても全国に向けてPRを行いながら、需要拡大に協力したいというふうに考えております。いずれにしても、米粉は今後の市場拡大が大変期待される分野でありますので、需要の動向を注視しながら、市としても必要な支援策を検討していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** 現在は、需要を超えて作付はちょっとできないということではありますが、やはり今後注目される米粉の需要拡大に向けて、

ぜひ検討していただきたいと思います。既に、現在の活用状況として、米粉麺を年に2回、米粉パンを年4回学校給食で出しているということで、きっと子供たちもおいしさをよく分かっているのだらうと思います。本市単独で、単価の高い米粉へいろいろ移行するのは難しいと思いますが、今後の小麦の価格高騰や輸入量の低下などが続く場合を想定し、検討していただきたいと思います。米粉のよい点がたくさんあります。

国においても、今後は貴重な食料生産基盤である水田を最大限に活用して、食料の安定供給を確保するよう進めているようであります。農業人口の高齢化と同時に、農地も減り続けていく中ではありますが、それを支えて守っていくべきではないかと考えます。近い将来、例えばですが、日本を揺るがすような災害など有事の際、山形県は、そして寒河江市は、地産地消をベースとした食料供給システムへと転換する能力があるものと思います。そして、米粉は小麦ショックから日本を救うパワーフードなのではないかと考えています。持続可能な食料の確保が今後の大きな課題となると同時に、本市の発展につながるよう検討いただきたいと思います。

次に、通告番号3番、学校施設整備計画の用地選定に関する考え方について。

令和4年6月29日の19時30分から寒河江中部小学校の体育館にて開催された、寒河江市学校施設整備計画地域説明会での質疑応答を拝見いたしました。質問者から、「今年度に中学校の用地選定ということで動きがあると思うが、ある程度の目星はついているのか」という問いに対し、「用地の関係ですが、今年度中に用地を選定する計画になっております。市役所内での検討委員会を立ち上げ、これから候補地の選定をしていきたいと思います」と答えています。現在の用地を選定する検討委員会の進捗状況を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** おはようございます。

学校用地候補地選定委員会の進捗状況についてですけれども、学校用地の候補地選定に当たっては、関係各課相互の共通理解の下、適切かつ効率的な事務遂行を図るために、先ほどありましたように、庁内に寒河江市学校用地候補地選定委員会を設置したところです。構成メンバーは、副市長を委員長とし、関係各課の課長を委員としております。

開催内容としましては、6月に1回目の委員会を開催し、設置の経緯や候補地選定の課題等について洗い出しを行い、関係各課内での検討をお願いしたところです。続く7月に2回目の委員会を開催し、各課で検討した内容について報告していただき、課題の整理を行ったところです。

ただ、一方、学校施設整備計画については、地区説明会を開催し、これからも地域の方に対して丁寧な説明を続けていくこととしております。計画への様々な御意見をいただいておりますので、これらの御意見を真摯に受け止め、計画の一部変更等も視野に入れながら検討を重ねてまいりたいというふうに考えているところです。

学校用地候補地の検討委員会では、あらゆることを想定しながら、様々な視点から協議し、進めてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** 6月に1回目、7月に2回目ということで検討委員会を開催され、課題整理をなさっておられる。そして、御意見をいただいた上で、一部変更もあり得るということで認識しました。

次に、用地選定をするに当たり、基本的な考え方はどのようなものなのか伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 用地選定の基本的な考え方

については、学校というのは児童生徒が安全安心に過ごせる学びの場であることが最も重要というふうに考えております。台風や集中豪雨、地震等の影響を最小限に抑えるため、活断層の付近や浸水想定地域を避けた用地選定が重要と考えます。さらに、周辺道路や公共機関からのアクセス等の利便性、建設上の制限等を総合的に勘案して、よりよい建設用地を選定することが必要であるというふうに考えているところです。

○**國井輝明議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** やはり、災害などの有事の際のことを考えて、安全な場所、そして断層の近くなどではないという、そして浸水区域ではないというところなどをやはり踏まえているということですね。この基本的な考え方の中に入るかと思うんですが、寒河江市学校施設整備計画には、用地の面積などが記載されていませんでした。基本的にどれくらいの面積を必要と考えておられますか。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 用地の面積についてですが、先ほども申しあげましたように、統合中学校の具体的な計画について、現在様々な御意見をいただいておりますので、内容を整理し検討しているところですので、確定しているものではございません。ただ、学校施設としましては、校舎、屋内運動場、陸上競技トラック、野球場、ソフトボール場、サッカー場、テニスコート、プール、また駐車場等の施設が必要であるというふうに考えているところです。今後、計画の検討を進めていく中で、必要な面積を算定してまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** 分かりました。

選定される用地が、例えば用途地域の場合は無条件に建物を建てることができますが、農業用の農地の場合、転用するとなると1年ぐらい

はかかるのではないかと聞いております。そうしますと、当初の計画より遅れるのではないかと推測されます。計画どおりに進んでいるのか、遅れているのか、なかなか市民には見えづらいものがあります。そこで、議会に対する報告については、どのようなタイミングを考えているのか伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** ただいま御指摘ありましたように、用地選定計画では今年度中というふうになっておりましたけれども、計画については様々な御意見をいただいております。そして、その御意見を整理検討して、いろんな可能性を想定しながら用地候補の選定について見直し作業と並行して進めている状況でございます。ですので、繰り返しになりますけれども、これらの御意見を真摯に受け止めて、計画の一部変更も視野に入れながら検討を重ねているというふうな状況でございますので、お示しできるタイミングが来ましたら御報告させていただきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** ぜひ、私たちの議会にとりましても、市民の方々が理解できるような情報を報告していただきたいと思います。今後とも丁寧な説明をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、通告番号4番、低所得の子育て世帯について。

令和4年8月22日の山形新聞に、NPO法人が、この夏に全国の食料支援を申し込んだ子育て困窮世帯を調査した結果、新型コロナウイルス感染症の流行前と比べて収入が減ったままだと答えた子育て困窮世帯が50%に上ることが分かりました。急激な物価高で、食事を減らす世帯が増えており、コロナ禍により子供の学力が落ちた、授業についていけなくなった、学校に行くのを嫌がるようになったなど、学習面での悪影響が目立ったとあります。

子供の貧困については、令和元年9月6日に太田陽子議員が質問しておりました。当時の答弁は、「調査対象が少ないため、統計上の有意性が確保されない。市町村ごとの違いがある中、貧困率の数値が独り歩きしてしまうため、公表されておりません。市としては、個々の世帯と寄り添いながら、貧困層に陥る前に適切な支援が行き届く体制整備に力を入れていく」と答えております。

ところが、現在は新型コロナウイルス感染症の渦中であり、以前に比べて困窮世帯が増えているのか、減っているのか、どのような状況なのか伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 鈴木議員からございました新聞の記事でありますけれども、東京にあります認定特定非営利活動法人が、今年の7月に低所得者の子育て世帯に実施をしたアンケート調査を基にしたということでございまして、この法人が行っている困窮支援活動の食料支援に申し込んだ世帯の方が対象だということであり、コロナ感染症が蔓延する令和2年1月以前と比べて、世帯の就労収入が減少したままであると半数が回答しているということでございます。

先ほど御質問にもありましたが、子供の貧困につきましては、山形県が平成30年度に子供の生活実態調査を行って、県全体の子供の貧困率が公表をされております。以前もお答えしたわけでありまして、市町村ごとの数値は示されておりませんので、確認できないというところでもあります。

今回御質問もありましたから、試みとして、市が行っている事業の数値から、コロナ禍前と現在とを比較して、貧困世帯を含む低所得者の状況を分析してみたところでございます。それによりますと、まず認可保育施設を利用している児童がいる家庭についてでありますけれども、保育料については、子供の父母の市民税額で負

担額の区分を決定しておりますが、コロナ禍前の令和元年9月の時点におけるB階層、これは市民税非課税世帯の階層ですが、全体の8.9%でございます。それから、令和4年、今年の9月現在では、それが4.8%ということで、市民税非課税世帯の割合は減少している状況にあります。

また、山形県保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業の対象となっておりますB階層、これは市民税非課税世帯ですから、B階層からD5階層、年収470万円未満相当の世帯、までの世帯合計で見ますと、令和元年9月は46%ございました。市民税非課税世帯から年収470万未満までの世帯合計であります。これが全体の、令和元年9月は46%、それが令和4年9月現在ですけれども、これが37.2%に減っているという状況になってございます。

それから、18歳未満の児童、障がい児の方は20歳未満ですけれども、を養育している独り親世帯の父母などを支援する児童扶養手当の受給者の方について、これも調べてみましたが、令和2年4月末の全額支給者の割合というのは37.6%、これが令和4年4月末、今年4月末では、それが33.1%と減少しているんですね。また、一部支給者の割合、所得額が268万円未満ということでありますけれども、一部支給者の割合というのは、令和2年4月末では43.3%、これが令和4年4月末では48.3%、これは増えているということで、全額支給者の割合が減って、一部支給者の割合が増えているという、これは令和2年から令和4年の比較ですね、という状況になっております。

ですから、そういうことで、これらの数値を見てみても、なかなかこう明確にはもちろん申せませんので、何とも申しあげられませんが、その子育て世帯の貧困世帯のコロナ以前との比較においては、増加しているということがなかなか確認できないというふうに考えているとこ

ろでございます。

○**國井輝明議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** これまでの本市における事業のデータを分析していただいて、令和4年度に向けては低所得の世帯が増えていない、ましてや減っているということが分かりました。やはり、国民生活基礎調査による全国の子供の貧困率が13.5%、山形県の子供の貧困率が16.0%であります。本市としては恐らく貧困率が山形県の平均よりも低いのではないかなというふうに想定されるかなと思います。

今後、新型コロナウイルス感染症の拡大や影響が続くとすると、収入が減っていき、低所得の子育て世帯が増えていく可能性はまだあるかとは思いますが。貧困層に陥る前に、適切な支援等をされるとのことですが、子育て世帯に対する支援策はどのようなものがあるのか伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** いろいろな支援策をこれまでも取り組んでまいりました。コロナ感染症が蔓延した令和2年・3年度においては、低所得の子育て世帯に対して生活支援を目的とした給付でありますとか、独り親世帯に対する臨時特別給付金などの支給、それから緊急支援事業など様々な給付の事業を行ってまいりましたし、また保育施設を利用している御家庭への支援として、先ほど申しあげましたが、令和3年度から保育料の段階的無償化を進めてまいりました。また、3歳児以上の副食費の完全無料化なども実施をしております。また、寒河江市では、小中学校児童生徒の給食費についても完全無料化をさせていただいて、子育ての世帯へいろんな形での支援を充実させていただいているところであります。

これで十分ということではもちろんありませんし、また御指摘のような貧困世帯、増えたから駄目、減ったからいいというわけではもちろんありませんので、貧困世帯をなくす、そして

貧困世帯をさらに充実して支援をしていくということが、やっぱりこれからも大事だというふうに思っておりますので、今後とも貧困世帯への支援というのは、さらに一層充実をしていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。  
再開は11時15分といたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時15分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** 子育て世帯に対する支援として、本市での学校給食の無償化や、10月から3月まで水道基本料金の免除など、市民の生活を支援する対策を打ち出しておられます。やはりそれらが市民の生活をとても助けているのではないかと思います。低所得の世帯が、離職により収入が減っていた世帯など増加していないということです。これは本市の支援策が功を奏している結果もあるのだらうと思います。子供たちが生き生きと成長できるような環境であるよう、引き続き市政運営をお願いしたいと思います。

次に、通告番号5番、HPVワクチン接種の状況と子宮頸がん検診受診率の向上について。

現在、日本国内で使用できるHPVワクチンは3種類あり、2価HPVワクチンと、2価とは2種類の発がん性の高いウイルス16型と18型に効くという意味だそうです、4価HPVワクチン、それから9価HPVワクチンの3種類です。その中で、2種類のHPVワクチン、2価HPVワクチンと4価HPVワクチンは、定期接種として公費で受けられます。令和3年12月8日に、荒木春吉議員がHPVワクチン問題について一般質問されておりました。HPVワクチン接種については、年々接種者が増えてきているとのことでした。令和4年4月、対象者13

歳から16歳の女子に対して、予診票を同封した個別通知で積極的な勧奨を行っていきたいとありました。また、令和4年度に接種を逃した17歳から25歳になる女子約1,600人について、その後どのような対応を取られたのか、現在までの状況について伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 子宮頸がんワクチンの接種につきましては、厚生労働省において令和4年度から積極的勧奨の再開が決定をされて、寒河江市におきましてもこの通知により事業を行っているところであります。

現在までの状況ということではありますが、本来の定期接種対象者である今年度13歳から16歳に達する方706人いらっしゃいますが、そのうち1回目のみ接種された方が44人、2回目まで接種した方が49人、3回目までの接種を完了した方が29人いらっしゃいます。対象者706人の中から、これまで3回目の接種を完了した29人を除いた677人の方に対しまして、今年6月、個別に勧奨通知をお送りしてございます。

また、キャッチアップ対象者となる17歳から25歳までの方について、昨年12月の時点では対象者数は約1,600人ということで申しあげているわけですが、その後、進学とか就職などによって市外に転出される方が多い年代でもあるということで、令和4年、今年4月現在で、市内に住所を有する方は1,507人というふうになってございます。この1,507人のうち、1回目のみ接種された方が27人、2回目まで接種された方が39人、3回目までの接種を完了した方が360人というふうになってございます。対象者の方から3回目まで接種完了された360人を除いた1,147人の方に対しては、接種協力医療機関と相談の上に、接種者の集中を避けるために時期をずらして、今月中に個別勧奨通知がお手元に届くよう発送する準備を進めているところであります。

今後とも、接種対象となる方が子宮頸がんの予防について検討、そして判断できるように情報提供を行いながら、その普及啓発に一層努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** 確実に接種者が増えているということが分かりました。やはり、十分な周知がないままに接種機会を逃したという対象者にも通知が行き、無料で接種できるということが分かったと思います。やはり、現在は新型コロナウイルス感染症の第7波の最中ですので、小児科の先生と相談しながら、対象者への案内も計画的にしていられるということだと思います。

若い世代の女子や、その親の世代には、通知などが届いたと同時に、HPVワクチンについて考える機会があったことと思います。ところが、ほかの年代の方々にはなかなか情報が届かず、知らない人が多いのではないかと思います。また、このHPVワクチンに関して、大きく関与するのが男性です。ぜひ女性だけの問題でなく、男性もパートナーを守る知識として勉強していただけるような施策もあってよいのではないかと思います。今後も周知徹底に力を入れていただければと思います。

次に、子宮頸がん検診についてであります。本市におきましては、令和2年度の山形県のがん検診成績表の市町村別集計を拝見すると、県内の平均受診率よりは高くなっていました。2年に1回費用の補助もしていただいておりますし、市民が検診に関心を持っているあかしではないかと思います。今後、市民の健康を維持することを目的として、特に子宮頸がんにかかる年代が、20代から始まり40代にピークを迎えることなども踏まえ、若い世代を中心に受診率を上げていくための対策などを考えてみてはどうかと思いますが、市長の御所見を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御質問の子宮頸がんの検診でありますけれども、これについては2年に1度の受診を呼びかけているわけでありますので、議員も先ほど御指摘ありましたが、令和2年度においては、寒河江市は42.7%の受診率というふうになってございます。県平均が31.5%ですから、それよりも高い数字になってはいますが、ただ、寒河江市の第2次健康さがえ21での目標値は、受診率が50%というふうになっておりますので、さらなる受診率向上に向けて取組が必要だというふうに認識をしております。

これまでも、市のドックの日程とは別に、午後からの時間帯で、レディース検診として子宮頸がん検診などの実施をさせていただいておりますし、また市内2か所の医療機関での個別検診の機会を設けて、受診の機会を広げていく取組などもさせていただいております。こうしたことに加えて、先ほどありましたが、働く世帯へのアプローチということで、包括連携協定を結んだ生命保険会社のほうと協力をして、保険会社が訪問する企業や個人に対して市の検診情報を記載したパンフレットなどを手渡し配付してもらい、そして健康診断の必要性、重要性を理解してもらうような取組を積極的にこれからも実施していきたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** 生命保険会社とありましたが、企業との包括連携協定による健康づくりや、働き盛り世代にターゲットを絞ったイブニング検診等、そういった受診勧奨の強化など、ぜひ力を入れていただきたいと思います。それらに加えて、どうしてもその若い世代が健康管理に関心を持てるよう、意識づけをしていただきたいと思います。

子宮頸がんHPVワクチンは、日本では女性だけの問題とされているようですが、アメリカではHPV16型関連の男性の中咽頭がんの罹患

数のほうが多くなったという問題がありました。そのため、9価HPVワクチンを男女区別なく、11歳から12歳を対象に定期接種化しているようです。尖圭コンジローマや肛門がんなど、男性の様々な病気の発症を予防できるようです。がんになったときの苦しみや悲しみは計り知れないものがあります。若い人であればなおさらです。一人でも多くその苦しみを味わうことがないよう、整えていくことが必要だと思います。

最後に、今回の一般質問の中で貧困について取り上げました。貧困から抜け出し、全ての人々が豊かであってほしい。豊かさとは何かと考えたときに、現代において解釈は変わってきているようであります。私の考える豊かさは、人生における選択ができるかどうかではないかと思えます。進路など、将来に向け選択肢があるかどうか、これから先、自分がどうしたいか、進む道を選択できることが豊かさではないかと思っております。人生において、選択できない人がいなくなるよう、誰一人取り残さない社会となるよう祈念して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

### 渡邊賢一議員の質問

- 國井輝明議長** 通告番号6番について、7番渡邊賢一議員。
- 渡邊賢一議員** 国民・立憲民主クラブ、渡邊賢一であります。

通告番号6番、前政権が進めてきた新自由主義教育改革による一連の「学校統廃合」を見直し、さがえっ子の輝く未来、明日への希望を実感できる「真」の学校施設整備について御質問をさせていただきたいと思えます。

その前に、初めに、8月3日、置賜地方を中心に本県初の大雨特別警報が発令され、本市も含め最上川上流、中流域に甚大な被害をもたらしました。1か月経過し、懸命な捜索活動にも

かかわらず、いまだに行方不明になっている方や、家屋の土砂除去作業、農地の土砂冠水後のライフラインの復旧作業などが今も続いております。被害を受けられた方々に対しまして、謹んでお見舞い申しあげますとともに、一刻も早い復旧、復興をお祈りいたします。

さて、私からはこの話題です、第1回大会から108年目の高校野球の歴史の中で、春夏通じて初めて白河の関を越えて、東北の地に深紅の優勝旗が渡る快挙、本県出身のレギュラー3選手、そのほかの皆さんも大活躍をし、仙台育英高校野球部に初の栄冠が輝きました。

私は、優勝監督インタビューに心を打たれました。夢を実現させた聖地で、須江 航監督が残した言葉です。3年生たちにはどんな言葉をかけたいですかと問われ、指揮官は、「入学どころか、恐らく中学校の卒業式もちゃんとできなくて、高校生活というのは、僕たち大人が過ごしてきた高校生活と全く違うんですね」と語り始めた。そして、「青春ってすごく密なので」と続けた。「でも、そういうことは全部駄目だ、駄目だと言われて、活動していてもどこかでストップがかかって、どこかでいつも止まってしまうような苦しい中で、でも本当に諦めないでやってくれた。目標になるチームがあったから、どんなときでも諦めないで暗い中でも走っていったので、全ての高校生の努力のたまもの。ただただ最後、僕たちがここに立ったというだけなので、ぜひ全国の高校生に拍手をしてもらえたらと思います」。私も徐々に涙腺が崩壊してしまいました。改めて、悲願の初優勝をお祝いいたします。

本市の野球少年、児童生徒の皆さん、野球指導者や関係者が勇気づけられたとともに、市民の多くが野球のすばらしさ、球児たちのひたむきさ、指導者の言葉に感動したのではないのでしょうか。歴史的快挙に心を打たれながらも、この学校教育という地域社会においてかけがえの

ない学びやの価値に対する多くの市民の声を反映させ、さがえっ子の輝く未来を築き、明日への希望を実感できるような学校施設整備の実現について、今回は当面する喫緊の課題である中学校統廃合問題を中心に、通告順に質問をさせていただきます。

(1) 8月30日に、寒河江市学校再編を考える市民の会が提出しました要望書と見直し請願署名に対する御認識について、市長と教育長にお伺い、お尋ねしたいと思います。

教育の大きな課題であるコロナ対応、不登校やいじめ撲滅、交通事故に遭わないよう安全な通学、あと部活動の地域スポーツクラブ移行、教職員の皆様の働き方改革、広域となるコミュニティ・スクールの運営や在り方など、大きな課題が山積しており、市民にとって学校統廃合は大きな不安だけを募らせているのではないのでしょうか。さらに、まちづくりの基本となる都市計画マスタープラン、学校周辺の環境整備計画、本市の産業と連動した地域振興策が全く検討されず、なぜかこの学校再編、統廃合計画だけが見切り発車し、独り歩きしていると言わざるを得ません。

前回も申しあげましたけれども、佐藤市長が公約に据えておられる、そして子育てに日々御奮闘されておられるさがえっ子の輝く未来を築き、明日への希望を実感できるまちづくりに、全く逆行しているのではないですか。こうした中で、この提出された市民団体の要望書と見直し請願署名760筆、これは提出時の集約数ですが、本日で820筆を超えたようです。さくらんぼの収穫時期、あるいは酷暑、豪雨、そしてコロナ感染拡大の中、市民の会の皆さんが6月半ばから8月まで、市内各地を奔走されて集まった、言わば市民の皆さんの揺るぎない意思表示だというふうに思います。これら多くの市民の声をどう御認識されているのか、お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 要望書と、多くの方々の見直し署名について、貴重な御意見と重く受け止めております。要望書の内容につきましては、これまでの学校施設整備計画の説明会でも出されているものもあります。検討を続けるとともに、具体的な対応も行ってきているものもあります。

地域説明会でも、こういう計画と初めて知ったというふうな声も多数いただき、周知について足りなかった部分があるというふうに認識しております。そこで、地域説明会のほかにも、保護者向けの説明会を実施したり、寒河江市公式ユーチューブチャンネルに説明動画をアップしたり、ホームページに説明会での質疑応答を載せるなどして周知に努めているところでございます。

これまでの説明会やネットで寄せられた御意見を踏まえ、計画の一部変更も視野に入れながら、よりよい整備計画としていきたいというふうに思っております。今後も説明会を開催し、市民の皆様の声をお聞きし、関係各課とも意見交換、連携しながら、持続可能なまちづくりと連携した学校の在り方について、丁寧に時間をかけて検討してまいりたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 私からも御答弁申しあげたいと思いますが、去る8月30日に、寒河江市学校再編を考える市民の会の皆さん、今日傍聴にもいらしてありますけれども、市民の会の皆さんから、要望書と760筆分の御署名を受け取らせていただきました。市民の皆さんからの真摯な声だということで、私もそれをしっかりと受け止めていただいているところであります。

市民の会の皆さんとお話したときにも私申しあげましたが、この学校の統廃合のことにしましては、寒河江市では既に田代小学校、そ

れから幸生小学校の例があるわけでありませう。そういうときにも、姿勢としては、地域の皆さんが納得した形で理解をいただきながら進めていくというのがこれまでの姿勢でありますし、今回もそういう姿勢で臨んでいくべきではないかというふうに考えているところであります。

現在、先ほど教育長からも御答弁申しあげましたが、地元説明会を重ねているところでありますので、地元の皆さんからの声を十分にお聞きしながら、先ほど渡邊議員からもありましたが、寒河江市の将来を担う子供たちが、どういった学校で過ごしていくべきなのか、過ごしていったらいいのか、そしてどうまちづくりを進めていったらいいのかということをも十分検討していく必要があるということでおりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。今日傍聴に来ておられる市民の会の代表者の皆さん、そのほかの関心を高め、そして私の質問の傍聴に来ていただいている多くの市民の皆さんも、やっぱり見切り発車したのではないかというふうなところで、十分な説明や市民の納得がいていないというふうなところからスタートしてしまったということだというふうに思っています。

そんな中、(2)ですけれども、説明会で教育長は、計画の修正もあり得るんだ、その可能性もあるんだというふうに御答弁されながらも、8月5日の、ちょうど1か月前の市報に、このロードマップをあえて掲載をされたわけであります。私たちは、この5月から行われているこの説明会では、関心の高い市民の参加というのはあったものの、先ほど教育長からもありましたけれども、いまだに計画が地域全体に周知されていない。内容はこの計画ありき、ホームページなどで出ていますけれども、これはあり方検討委員会で議論したんだ、なんていうふうな

冷たい回答も多々目にするわけでありませう。一般市民の方は、そういったことが全く分からない中で、そういう回答されても、何なんだこれはというふうに、やっぱり疑問を持つのではないかというふうに思います。ですから、この計画ありき、スケジュールありきの一方的な説明会というのは、やっぱり市民にとって逆に到底納得のいくものとは程遠いと。したがって、少数参加とはいえ、各会場において多数の反対意見が出されたということは、私は当然の結果だというふうに思います。

さて、この説明会で教育長は、先ほど言ったように計画の修正を示唆し、具体的に教育長御自身の言葉で言及されたにもかかわらず、この市報には反対意見を紹介しておきながら、ロードマップも大きく掲示して、統廃合をスケジュールどおり進めていくんだと、何ら変更はありませんと言わんばかりに、市民の各家庭に拡散されたわけです。この真意がよく分からないというふうに言われております。一体市民には何を伝えたかったのでしょうか。また、これまでの御答弁いただいた、このホームページを閲覧できない市民、多くの高齢者の皆さんなどに対する配慮に欠けるものでもあると思いますけれども、教育長の御所見をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** ロードマップの市報への掲載についてですけれども、説明会において計画に関する様々な御意見をいただきました。その中で、先ほども申しましたけれども、計画についての市民への周知不足ということについて御指摘をいただいたところです。

そこで、このロードマップにつきましては、現在の学校施設整備計画を端的に表しているものとして、計画の周知不足を補い、またホームページ等の閲覧が難しい市民の皆様へも広く周知することも含めて市報に掲載したものです。

そして、この現在の計画について寄せられた反対意見も含めて、御意見や御質問も併せて掲載したところでございます。市報にも載せましたとおり、御意見や御要望については、よりよい学校施設整備計画となるように検討していきたいというふうに考えており、今後も説明会を開催する予定であります。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** これは市民の会の皆さんが、多くの皆さんからお聞きした声ですけれども、8月5日以降、この市報が掲載されてそれを御覧になった市民の方は、「ほだな、署名なんか書いても無駄なんじゃないか、決まっているんでしょう」というふうに、みんな断られたそうです。それだけ、やっぱり市報の重みというか、これは影響大ですよ。ですから、教育長が修正もあり得ると言っ、一方でこうやって市報に載せたということは、やっぱり矛盾しているのではないですか。いかがですか。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 決まっているもので修正はあり得ないという意味で載せたわけではございませんし、先ほど申しあげましたように、この計画自体を知らないというふうな方がいっぱいいらっしゃる。ホームページ等にはずっと載っているわけですけれども、議員御指摘のとおり、ホームページとかなかなか見られないというふうな方にも、市報で、まず今こういう計画なんだと、説明会を開催して、こういった反対意見や不安な点とかこういうふうに出されていると知っていただくということを狙ったものです。ですから、その市報にも、先ほど申しましたように今後とも説明会を開きまして意見を伺って、検討していくというふうなことも併せて載せたところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** これだけに時間かけられませんので、要望ですけれども、市報にはきちんと特

集ぐらいにして、4ページぐらい割いて、各会場で出た主な意見ということで、それもきちんと載せていただきたい。保護者からの声も、これもしっかりと載せていただきたい。これは要望させていただきます。

次に、(3)の教育委員会で計画を決定した、これは重要な日です、3月24日の会議録、この議事録から疑問視される発言の見解について。これは、後日この議事録承認をした教育委員会で、このホームページに掲載した責任者の張本人である教育長にお尋ねしたいと思います。

3つございますが、1つ目、「必要な手続としてのパブリックコメント（意見募集）だった」と、これが当時の学校教育課長の言葉です。質問ですが、最高責任者である前軽部教育長が、残り2年の任期途中で職を辞するという前代未聞の状況は、大変残念無念の極みですが、同時に教育委員会は、反対意見がありながら、この計画を決定しました。女性お二人の教育委員の方は、慎重意見とか、そういう、議事録で伺えば、どうなんだというふうにあったと思います。それに対して、この意見募集は単なる事務手続に必要な工程であって、市民の声など最初から聞くつもりがなかったのであれば、私は大変市民に対して失礼なことではないかと。市民の声を何と心得ておられるか、教育長にお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 議員御指摘の、当時の学校教育課の教育委員会定例会における発言についてでございますけれども、御案内のとおり、市が行うパブリックコメントについては、寒河江市パブリックコメント手続要綱に基づき行われております。市の基本計画や、市民生活及び事業活動に大きな影響を及ぼす計画の策定、変更または廃止などが対象になる、と定められております。

会議録には、必要な手続としてパブリックコ

メントを実施しましたとの当時の学校教育課長の発言が明記されております。これは、本計画がパブリックコメント手続要綱の対象となるべき重要な計画であるということを表示する意図であったのではないかというふうに推測するところでありますが、教育委員会における説明などにおいては、市民の方に誤解を与えるようなことがないよう、引き続き十分留意してまいりたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 今の御答弁もちょっと理解に苦しみます。

次に2つ目、これも同じ当時の課長ですけれども、「寒河江中部小学校には不登校児童はいない」「陵南中学校が一番学力テストで成績がいいんだ」というふうにおっしゃっています。この記述というか、その前後を見ますと、女性お二人の教育委員による、その慎重意見、反対意見に課長が反論した状況の中で、この発言は、統合することによって不登校が減り、成績もアップされるんだとも取られかねない言葉です。今回の計画決定の際に、事務局から発言されたこの意図が、市民にはよく理解できませんし、事務局の発言として、こういったことはいかなるものでしょうか。今もホームページに掲載されていますけれども、いつからこの不登校児童数や学力テストの成績公表が行われるようになったかと、市民からは疑問視されておりますけれども、教育長の御見解をお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** こちらの当時の学校教育課長の発言についてですけれども、大規模校になると一人一人に目が届かなくなるのではないかというふうな、パブリックコメントに寄せられた御意見や、教育委員からの同様の意見に対しての発言であったかと思われま。前段において、当時の教育長が、「規模が大きい学校は目が届かない、規模が小さければ目が届くという

ふうなことではなくて、どういった規模であれ、先生方は一人一人の個性、あるいはその将来を大事にしながら教育をやっている、このことは教育の基本であって普遍的なものです」といったことを述べられております。当時の学校教育課長の発言も、同様のことをお伝えすべく、たまたまなのかもしれませんが、とお断りをした上で、当時の学校の状況を説明したものというふうに思っております。しかし、学校間の成績の優劣などを明らかにすることは、厳に慎むべきことですので、この点に関しては適切ではない説明であったというふうに認識しているところであります。

先ほども御説明いたしましたけれども、市民の方に誤解を与えるようなことがないよう、引き続き十分留意してまいりたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 私の質問は、この不登校児童の数などについて、いつから公表されるようになったんですかということも併せて御質問したはずですけれども、不十分だったと思うので、もう一度お答えいただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 全国学力学習状況調査や不登校の人数等については、各学校によりましては、例えば学校新聞等で発表も行われているところもございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 私もこれ、学校間の比較みたいなものはいかなるものでしょうかと言っているんですよ。全国平均とか県平均、市の平均との比較なんていうのはいっぱい出されていますよ。資料として頂きます、我々学校に行ったときも。ですけれども、そういう比較競争みたいなものはいかなるものでしょうかということで申し上げているので、そこはしっかりと御認識をいただきたいと思います。ちょっとこれだけ話できませ

るので、次に移ります。

「子供の将来を犠牲にして地域が残っても本末転倒だ」、これは教育委員の方のお一人の発言です。多数の反対意見は想定内だったというふうにおっしゃって、陵西中学校の校長先生から聞いた、ある市民の意見を例示しながら、これに同調しつつ、自分の御所見を主張されておりました。この発言された意図も、よく理解できません。発言は自由なわけですが、個人的に統合賛成であっても、こういったごく少数意見を引用するということがいかなるものでしょうかと、これも市民から疑問視されておりますが、御見解をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** こちらの委員の意見では、その後段に、仮に学校がなくても、地域が成長・繁栄するようなことを考えていかなければならないのだが、実際学校がなくなると地域の活力が低下してしまうのも事実。ただ、そのことと、子供たちの将来と教育は別に考えていかなければならないといった趣旨の発言をされています。当然のことながら、教育委員会は学校教育のみならず、子供から高齢の方まで様々なライフステージにおける教育活動を実施する機関であります。教育委員会において、先ほど議員御指摘のとおり、各委員の自由な発言が保障されているところでございますが、今回の委員の発言は、特に子供たち自身のことに軸足を置いた表現ではなかったかというふうに認識しております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ちょっと私も理解に苦しみます。これ、いずれにしましても、この計画案に対する30人から50件ものパブリックコメントの結果が、この3月24日当日に、教育委員会の委員の皆さんに初めて報告される。4人中2人の女性教育委員の慎重意見、反対意見があるにもかかわらず、十分に議論されず、短時間で決定され

る。非常に残念でなりません。この決定は全く尋常ではなく、常軌を逸している、見切り発車の典型ではないですか。強く抗議したいと思います。

今後、教育委員会において、このような乱暴な決定はしないと、教育長約束していただけないか。ここはひとつ確認したいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 教育委員会は、議論を尽くして、そして採決するというふうに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、そして寒河江市教育委員会会議規則においてもありますので、当然それらの法令に従って決定していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひ、このような乱暴な決定は、一切今後しないでいただきたい、これを強く申しあげたいと思います。

続いて、(4) 相次ぐ豪雨災害等による指定避難所としての重要性を踏まえた学校建設予定地の選定状況について御質問させていただきますが、先ほど鈴木議員が質問されましたので、それ以外についてちょっと御質問させていただきます。

今まで経験したことのない自然災害の警報発令が続いております。史上初の大雨特別警報、線状降水帯によって出されると。まさに、災害は忘れた頃でなく毎年やってきています。多発するこの未曾有の災害対応の教訓を踏まえて、中学校建設予定地については、先ほども御答弁ありましたけれども、災害リスクを分散させて安全安心な適地をしっかりと検討する必要があります。

市民の指定避難所となる体育館については、市民の何人がそこに避難できるか、自宅から避難所までの距離、時間、その方法なども十分議論されているのでしょうか。もちろん、子供たちにどのような教育を行っていくかが一番大事

ですけれども、そのためにどのようなハード整備が必要か、具体的な計画、先ほど校舎、体育館、野球場、陸上競技場など、本当の項目だけ御答弁されましたけれども、この具体的な概要が示されない中で、どういう規模の中学校を建設するのかと、建設予定地を選定することは、順番が逆ではないでしょうか。指定避難所機能を持たせて造るという、施設整備をするのだという大義名分もあるのでしょうか。

具体的なこの個別施設整備計画、その基本設計の基となる資料を、先ほど教育長は、議会にもしっかりと提示するんだと、説明していくというふうな御答弁でしたけれども、この用地選定に入ることは、我々に説明なくどんどん進めていくというのは、言わばフライングに等しいというふうに思うのですけれども、今後さらに市民から反対されないようにしていただきたい。教育長の御所見をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 学校施設は、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすことから、子供たち、そして地域の住民の方々の生命の安全を確保し、災害発生時に安心して避難できることが重要になるというふうに思います。そのため、選定に当たっては、ハザードマップ等を踏まえて選定をしまいたいというふうに考えているところです。

議員御指摘の、フライングではないかとのことについては、先ほど鈴木議員の一般質問でもお答えしましたように、計画については様々な御意見をいただきながら、内容を整理し、一部変更等も視野に入れ、いろんなことを想定しながら検討を進めているところでございますので、御理解いただければというふうに思います。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午後 0 時 0 1 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 休憩中に市民の何人かからちょっと御質問もあったので、ここでちょっと申し上げたいと思いますが、教育長から、10月からまた説明会を再開されるというふうなことですけれども、なぜ南部地区、南部公民館で開催しないのかと。前課長が今公民館長でいらっしゃるからではないかとか、あるいは柴橋コミセンで2回も開催するのは、これは市長と教育長の地元だからなのかと。それとも、選定地が柴橋になっていて、地権者説明会でもするおつもりなのかと、そういうふうな声も出ていますので、(発言者あり) いや、きちんとこれに関連して申しあげているんですけれども、そういう疑念もありますので、きちんと説明できるようにしていただかないと、市民から疑われるというふうなことをちょっとお伝えします。

さて、次の質問に入りますけれども、多様な選択肢とされる部活動の地域スポーツクラブ移行への対応、その施設整備についてでございます。

午前中、鈴木議員の質問にも、全くちょっと項目だけの回答だったわけですけれども、そういう今後の新たな部活動対応に向けては、地域スポーツクラブ移行ということで文部科学省が、最近では3年後には、休日は地域スポーツクラブに移行するんだというふうな方針を立てたそうで、平日は学校というふうに分かれるんだそうですけれども、そうした移行期間に間もなく入ります。先ほど、陸上競技場とかプール、水泳、あと野球場、ソフトボールやサッカーなどの屋外競技も、トラックやサブトラック、専用の、そういう場所も必要になりますし、体育の授業を考えれば、複数学年、複数学級が同時に実施されるわけですから、そのカリキュラムの中、メインアリーナ、サブアリーナ、体育館、

3つぐらい必要なのではないかというふうに言われています。それだけやっぱり大規模なものになるのではないですか。

先日、高畠中の統合の事例を学習会の中で発表していただきましたけれども、残念ながら一中から四中まで4つあった野球部、1つになったわけですけれども、じゃあ100人ぐらいの部活になったのかと聞いたら、やっぱり二、三十人だと。結局70人ぐらいはもう野球を諦めて、ほかの部に行くと、レギュラーになれないからというふうに、もう最初からそうやって選択肢を狭めているんだそうです。せっかく小学校から野球してきて、続けたいなという人も、一つのこれは事例ですけれども、そういうことも起きているんだというふうなことでした。

あと、先日の山形新聞さんの、何かばら色の校舎が出ていましたけれども、陸上競技については、やっぱり400メートルの全天候型トラックがあって、毎日そこで練習すればやっぱり強くなりますよ。だから、そういうところなどもやっぱりぜひ考えていただきたいし、かつて陵南中野球部は、県大会を勝ち抜き、東北、全国と活躍されたわけですから、そういう伝統ある野球をしっかりと守っていただきたい、部活動のそういう伝統も含めてですね。これを、一気にこの地域スポーツクラブに移行できるとは私は考えておりませんので、その辺の対応をどうお考えなのか、施設整備と併せて御質問したいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** まず、部活動の地域移行についてですけれども、現在市内の3中学校の保護者、校長、そしてスポーツ関連団体、市芸文協会等々の団体の代表者の皆さんと、まずは休日における部活動の地域移行について検討を重ねていただいております。今議員御指摘ありましたように、来年度から3か年のうちに、文部科学省は、休日の部活動については地域スポー

ツクラブであったり、また新たなスポーツ少年団を立ち上げたいとか、そういったいろんな形で地域に移行していくというふうな方向性を打ち出しております。そうしたことについて、どういった形がいいのかと。3年間だから、まず来年からやっていこうということではなくて、競技によっても、どういう形でやっていけるかというのはそれぞれ状況も違いますので、今そうしたことも踏まえながら、また西村山地区としても、寒河江市はある程度競技団体もあるわけですけれども、ほかの町ですと、部活動ある全部が活動できるような状況にはないというふうなこともありまして、そうしたちょっと広域的な部活動の地域移行等についても視野に入れながら検討をしているところでございます。

そうした中で、子供たちが運動したいというふうなニーズに応える施設が必要になるわけですので、そういったことも考えていかななくてはならないというふうに思っています。

そして、部活動も、その地域移行になった場合も、土日必ず全員がするのではなくて、ある子はもう平日だけであるとか、またはある子は、平日はやらないで休日だけスポーツクラブに行ってやるとか、そういった多様な選択肢が子供たちに与えられるといたしますか、選ばれるのかなというふうに思っております。

あと、施設に関わってですけれども、保健体育の授業で使用する体育館は、先ほど御指摘ありましたように、中学校の学級数に応じて複数になる場合も当然出てきますし、グラウンドについても、その生徒数に応じたやっぱり広さが必要であるというふうに考えております。そうした詳細な計画を立案する際については、これまでいただいた御意見等も踏まえながら柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** その際、やっぱり敷地の確保と

いうことで出てくると思うんですけども、残念ながら、東北農政局でトップにいらっしゃった方から私もお聞きしたお話ですけども、やっぱり学校敷地、グラウンドとかそういったものも含めて、1年とかのその転用のヒアリングというか協議では、そんな収まらないと思うということでした。つまり、どういう規模で、どこにするかの根拠もしっかり示してやっても、1年は最低かかるよと。今そんな状況だったら、農政局との協議は調わないのではないですかというふうなこともずばり言われましたので、そこもお伝えしたいと思います。

次の課題です。学区見直しや学校統廃合の地ならしと言われるコミュニティ・スクール、学校運営協議会制度について御質問いたします。

コミュニティ・スクールで、統合後の学校支援を継続していただき、また廃校後の校舎や跡地の利用を地域の方々に検討してもらっているそうです。これは全国の例ですけども。残念ながら、広域統廃合になればなるほど、地域とのつながりが薄くなってしまいうふうに言われています。

本市の場合、今後廃校になったり、児童生徒がますます減ってしまうのではないかと心配される陵西中学区、あるいは三泉地区、そういったところにおいて、地域の文化、伝統、そういった芸能など、そういうものが継承されなくなって、この制度は形骸化してしまう可能性が危惧されるというふうに市民からも言われています。教育長の御所見をお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 寒河江市のコミュニティ・スクールの制度は、学校の教員だけではなくて地域の方々からも、子供たちの学びがより充実し、将来を主体的に豊かに生きる力が身につけられるよう御尽力をいただいております。新しい学区ができることによって生まれる新しい枠組みの中でも、これまで同様に御理解と御協力

を賜りながら、寒河江の子供たちの生きる力を育ていけるようお願いしてまいりたいと思います。

また、大きくなってもそれぞれの地域があるわけですので、この前地域の方、PTAの役員の方に集まっていたいてお話を伺ったときには、やっぱり地域、例えば学校が統合して大きくなっても、この地域の伝統芸能であるとか、そうした歴史的なものであるとか、そういったものは、やっぱり我々大人が頑張って子供たちに伝えていかなければならないんだと思っているというふうなお話もありました。やっぱり、そういったことで、それぞれ大きい中でやれること、またはそれぞれのももとの地域の中でやれることなども含めて、コミュニティ・スクールについて、地域の方の御協力も仰ぎながら、より充実していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** これは厳しい見方ですけども、全国的にこの制度は、学区見直しや学校統廃合の事前の地ならしというふうに言われておって、地域でこの統合、統廃合の反対運動が起きないようにしているのではないかというふうな御批判もあることは、教育長も御承知だと思いますけれども、これも私からも御指摘させていただきたいと思います。

続いて、通学手段に関してです。児童・生徒・保護者・教職員の拘束時間を拡大させ、財政上も大きな負担を伴うスクールバス等の通学問題についてお尋ねします。

通学については、最近の教育長の御回答では、これはネットに上がっていますけれども、JR左沢線の通学も含め検討するというような一文もありました。この赤字を埋めるために、中学生保護者に定期券を購入させるなんていうことは、まさに本末転倒だというふうに思うのですが、市民の会で、このスクールバス等による通

学は最小限にとどめ、徒歩通学や自転車通学が基本となるように再編計画を見直すことというふうに、ここも強く要望されております。専門家の言葉をお借りしますと、これ前回は申しあげましたけれども、ふるさとの原風景である学校、学びやが視界に入らず、愛校心まで薄れてしまうからだというふうに言われています。生徒たちにとってかけがえのない友達との会話の時間、緊張から開放され、その心の発達までが、そういう時間が奪われてしまうのではないかと言われています。

文科省の基準では、片道6キロ以上がスクールバスの基準、基本となっていますけれども、これも建設予定地の場所によっていろいろ変わってくるのだと思いますけれども、何台導入して、その運行計画や維持管理費用、具体的にはドライバーや添乗員、低学年の子のために添乗員、その人件費、企業バスへの委託料等含む年間のランニングコストなど、予算概要、シミュレーションなど行っているのではないのでしょうか。そういったことについてお示ししていただきたいと思ひますし、この点についてお尋ねしたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 通学におけるスクールバスに関してですけれども、先ほど来申しあげておりますように、まだここでというふうな、ここに学校をとというふうなことで決定したことでございませぬので、いろんな状況を考えながら検討しているところです。

本市の近隣の町では、既に通学にスクールバスを導入していたり、循環バスの発着を学校の始業時刻に合わせて利用しやすいように運行ダイヤを組んだりするなど、それぞれの事情に応じた対応を行っているところもあります。今後、教育委員会としましては、そうしたことを情報収集を行いながら、より本市の事情に適した形になるように、市民の皆様の声も参考にさせて

いただきながら検討していきたいというふうに思っております。

ただ、今御指摘ありますように、やっぱりなるべくスクールバスの活用については小さくとどめるというのは、本当にそのとおりだと思いますし、その台数や運行計画、費用等の詳細については、やっぱり今後の候補地の選定との関わりで考えていかなければならないというふうに思っています。文科省では6キロとしておりますけれども、やっぱり6キロというのはかなりありますので、6キロというふうなことは文科省のあれではありますけれども、やっぱり子供たちが安全に、それから時間もそんなにかからない中で通学していけるように、そうしたことも考えながら計画を立てていきたいというふうに思っております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ニュースでは、このスクールバスの痛ましい交通事故、あと昨日、小さいお子さんの通園バスの、静岡で起きた死亡事故、こういったことが全国で多発しているわけです。ディーゼルカーというかバスについては、ゼロカーボンシティ宣言にも反するのではないですか。安全安心な通学ということで、今ほど教育長からもありましたけれども、ぜひ市民の会の要望にもあるとおりに、徒歩や自転車が基本となるように、冬期間のまた対応なども含めて、しっかりとそこを検討していただきたい、ここは要望させていただきます。

続いて(8)、メインの課題になりますけれども、「個性の重視」に矛盾し、「個性の埋没」が危惧される中学校統合について、市民の反対が多数の「1,000人規模マンモス校1校」ではなく、身の丈に合った「中規模校2校」とすることについての御質問でございます。

人口4万人規模にマンモス中学校1校というのは、これは議会事務局の方からも調べていただいたようですけれども、全国的にも類を見な

い最悪水準ではないですか。どこにもなかったというふうなこともありました。県内だけでなく、同規模の自治体と比べても、完全に無理があると云わざるを得ません。

答申にもあった小中一貫教育の可能性、今回は具体的なものは出されなかったわけですが、この将来的な発展的な移行について、今回の整備の中で担保することも必要なのではないですか。当初御説明にあった中学校両論併記ということで、2校案の答申案、そのロードマップというの、今年1月、年明けから市民には説明されておりました。そういう2校案のロードマップに基づいて、中学校に隣接する統合小学校それぞれ整備することも、一つの選択肢にあったはずで、いつの間にか、マンモス校1校計画案が2月14日あたりに進んでしまって、この2校案は闇に葬られたわけですが、ぜひこの2校案を復元させて議論していただきたいというふうに思います。

中学校マンモス校1校見直しと、中規模校の2校体制について、教育長と市長の御所見をお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 学校のあり方検討委員会の答申が、統合中学校1校案と2校案の両論併記であったわけです。そして、答申では、財政状況とかいろんな状況の変化もあるので、そこは市当局のほうでいろいろ検討してというふうなことでありましたので、この1校案、2校案について、両方のメリット・デメリットについて、教育委員会内でも議論をしてきたところでございます。

議員のおっしゃる中規模校2校も含めた両論について、今後の生徒数の推移、例えば今の計画で言いますと、令和10年度の1校統合となると1,000人弱の規模になりますけれども、そこから市内の生徒数がどんどん減っていく状況にもあります。今生まれている子供さん方の数を

基にしていきますと、五、六年後には900人を切るような状況もあります。そうした推移とか、部活動の環境とか、通学距離とか、あと学区のこととか、そうしたいろんなことを検討してまいりました。そしてまた、これまでの説明会でもいろんな御意見をいただいたわけですので、そうしたことも、これまでのあり方検討委員会でも教育委員会の中でも議論されてきたというふうに見ております。(発言者あり)

はい、築50年を経過しているわけです、中学校の校舎が。そうしたハードに関わる面とかそういう中で、これからの予測困難な時代を生き抜く子供たちに、どういう力を育むかというふうな学校の在り方についても検討されてきました。

そうした中で、令和3年の1月に中教審から、令和の日本型教育の構築を目指してというふうな答申が出されました。その中で、やっぱり一人一人の生徒が自分のよさとか可能性を認識して、あらゆるほかの人を価値ある存在として尊重し、多様な人と協働しながら、社会の変化を乗り越えて、豊かな人生を切り開いて、持続可能な社会のづくり手となることができるようにというふうなことがありました。これについては、6月の議会で、どういう学校をつくりたいかという質問に対して、私がこういった内容、まさしくその答申と、本市の目指す学校の在り方とに合致するものでありましたので、そうしたことでもお答えさせていただいたところです。そして、そういったいろんなことを考えながら導き出されたのが、3校を1校に統合するというふうな結論でありました。

このことについては、説明会でもいろんな御意見や御質問もいただき、克服しなければならぬ課題もあるわけですが、それ以上に、先ほど申しあげた新しい教育に必要な資源を集中させて、そして教育活動をダイナミックに展開して、子供たちに確かな力を育てようという

ふうな意図があります。このことは、教育理念として時代に即したものであるというふうに思います。そしてまた、多くの人と触れ合い、様々なダイナミックな活動やいろんな経験、体験を通して、それぞれの子供の個性も磨かれていくものというふうに考えております。

これから解決しなくてはならないこともいろいろあるわけですが、未来をつくる寒河江の子供たちのための学校整備であるというふうなことを大切に、よりよい学校となるよう、これからも市民の皆様の御意見も伺いながら、共通理解を深めていきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 端的にお答えをしたいと思います。先ほど教育長からもありましたように、冒頭に私のほうからも申しあげましたが、1校案ではなくて2校案という御要望、さきの市民の会の御要望の中にももちろんございましたので、我々としてはそれも含めて、今説明会も開催をさせていただいておりますので、その意見などを十分踏まえて、よりよい方向に持っていく、そして寒河江市を担う子供たちのためにどういう在り方がいいのか、十分検討させていただきながら進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 時間も限られておりますので、(9)市全体の将来像たる「持続可能な新しい学校構想」、これをまとめる以前に、私がずっと申しあげている市民の納得と十分な議論が尽くされていない。このことから、市民の会の要望書にもあったとおり、一旦計画を白紙に戻すということも必要なのではないかというふうに思います。

個別施設整備計画、これがいまだにまとまっていないということで、当初の計画スケジュールどおりに進めていくのは甚だ困難ではないで

しょうか。先ほど言いましたけれども、農地転用などが必要になってくれば、少なくとも今年度の決定なんていうのは物理的に断念するしかないのではないのでしょうか。計画を一旦凍結し、さらにこの検討期間を設けて、本当にこの1校案で突き進むのか、こんな反対があつて、将来に禍根を残すような決め方でいいのかと、市民の反対を無視して強行するというふうなことは、私はあつてはならないことだというふうに思いますけれども、ここについて、市長、教育長のほうにお考えをお尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 議員御指摘のとおり、学校施設整備計画というのは個別の施設整備計画とも関わってくるとおられますので、関係各課と連携しながら進めていく必要があると思います。

また、これまでもいろんな御意見を承っております。市民の会の皆様からの要望等もありました。そうしたこともお伺いしながらということでございますので、用地の選定、用地候補地の選定につきましては、ただいまありましたように、必ずしも今年度での決定には至らないかもしれないというふうな状況で思っております。

ただ、先ほど来何度も答えておりましたように、要望された事項等も当然しっかり検討して考えながら、今後とも丁寧な説明を行って、よりよい学校施設の整備に向けて、計画の一部変更ということも視野に入れながら、時間をかけて検討してまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま教育長から、よりよい学校施設の整備に向けて、時間をかけて検討していくことですので、私としては、市の教育委員会のそうした取組姿勢を尊重していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ぜひ、時間、50年先の大プロジ

エクトなわけですから、ここはしっかりと議論に議論を重ねていただきたいというふうに思います。

歴史をひもとくと、鎌倉幕府では御家人たちの合議制が行われました。大江広元公はその中心で活躍された私たちの祖先であります。先人に学ぶ意味で、市民との合議は現代の民主主義の基本中の基本でありますから、市民の御意見を今後一つ一つ検討していただきながら丁寧に進めていただきたい。重ねてお願いを申し上げます。

結びに、去る7月8日の白昼、安倍元総理は凶弾に倒れました。いかなることがあるにせよ、銃弾によって政治家の命を奪うことは許されることでなく、亡くなられた安倍元総理に謹んで弔意を表します。しかし、その形式として、国葬を行うことは全く別問題で反対であります。その理由はたくさんあるわけですがけれども、森友学園、加計学園、桜を見る会などの疑惑に対し、この事実に対し不適切な国会答弁が繰り返されたことや、旧統一教会との関係などに対する疑問の声も多く出されているからです。国会が開かれないうちで、全く明らかになっていない状況の中、ぜひ市内の学校や町内会などにおいて弔意の強制がないようお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

## 太田陽子議員の質問

○**国井輝明議長** 通告番号7番、8番について、2番太田陽子議員。

○**太田陽子議員** 日本共産党の太田陽子です。  
この間の大雨は、本当に気候変動への対応、ゼロカーボン待ったなしの状況のように感じました。2年前のような水害がまた起こってしまいました。堤防のことも検討されていたのに、本当に自然は待ってくれることはありません。

すぐにでも対応していかなければならない問題であると思います。災害に遭われた方に心よりお見舞い申し上げます。

私は、日本共産党と、この質問に関心を示してくれる市民を代表して質問します。誠意ある答弁をお願いいたします。

通告番号7番、物価高で打撃を受ける生活困窮者への支援についてであります。

コロナ感染者が爆発的に増加し、自営業者など生活困窮に陥っているのではないかと。国保料などの免除制度があっても受けられない、円安などでの物価高、年金の減額など、庶民が受けた打撃はいかばかりでしょうか。お金がフダフダあり、生活に困らない上級国民と言われる方々は、1円でも安い店などに考えて買物に行く国民の気持ちなど分からないようです。

先ほど、鈴木議員からの質問で、寒河江市は独り親世帯でも困窮者が少ないのではないかとという答弁がありましたが、それでもやっぱり大変な家庭は多いと思います。車がないと買物にも行けない、私たち山間部に住んでいる者にとって、ガソリンの高騰は本当に大変な状況です。これから寒くなる寒冷地では、灯油が高くなる、それは物価高に追い打ちをかけるようなものではないでしょうか。また、10月から電気代も上がる。本当にどうしようと悩んでいる方々も多いことと思います。

寒河江市灯油購入費等助成事業において、各家庭に支給される額が1万円ということが補正予算で出されましたが、対象者は、昨年と同様に生活困窮者にも広げるとなれば、世帯数ほどのぐらを考えているのか伺います。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 太田議員から、今定例会に補正をお願いしております寒河江市灯油購入費等助成事業について御質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

助成対象となる方は、市民税が全員非課税の

世帯の中で、1つには65歳以上の高齢者のみの世帯、2つには障がい者の方の世帯、3つには独り親世帯であります。これに加えて、昨年を引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業等で収入が減少し、日常生活を立て直すために総合支援資金を借入れされた生活困窮世帯等の方々に対しましても、助成対象というふうにさせていただいております。

支給する世帯数を申しあげますと、1番目の65歳以上の高齢者のみの世帯は1,500世帯、2つ目の障がい者世帯は80世帯、それから3つ目の独り親世帯も80世帯ということで、当初予定していた5,000円を1万円に増額して支給しようとするものでございます。

また、先ほど申しましたが、市独自の対応といたしまして、これまで総合支援資金を借入れされた218世帯についても、支援対象として同額の1万円を助成しようというものでございまして、これを予算のほうに補正予算として計上させていただいております。全体の世帯数では、合計しますと1,878世帯ということになります。日常生活を支援していきたいということで計上させていただいたところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 去年よりも世帯数、コロナ関係の困窮者世帯数が大分増えているような、150世帯ぐらいだったのが218世帯に増えているので、やっぱりまだまだ大変な方が多くいらっしゃるということを感じました。

また、9月以降、食品8,000品目以上の値上げが予定されている中、今後生活困窮家庭が増えるのではないかと懸念されます。さらなる支援を考えているのかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この物価高に対しまして、いろんな国や県や市町村の支援策ということが打ち出されております。これまで、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策とい

うのを、今年の4月26日に打ち出したわけでありすけれども、それに基づいて寒河江市といたしましては、生活困窮者への支援策として、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、さらには住居確保給付金というもので給付をさせていただいております。それから、市民税非課税世帯の方に対しまして、臨時特別給付金10万円の給付なども実施をさせていただいております。

それから、今後どうするのか、今後はないのかというふうな御質問であります。御案内かと思っておりますが、今年の10月から来年の3月まで、水道の基本料金について寒河江市独自として減免をすると、半年間減免をするということで、市民生活、企業活動全般を支援することになっているところであります。

いずれにしても、まだまだウクライナ情勢なども先行き不透明でありますし、長期化も懸念される、円安も懸念される、さらにはコロナもなかなか先が見通せないという状況でありますから、物価高騰がどのような状況になっていくか先が見通せないわけでありす。おっしゃるように、電気料金なども値上げが予定されているということでありすから、今後についても、我々としても状況を注視しながら、国さらには県の動向などを踏まえて、長期的な視点に立って、市民の皆さんが安心して暮らしていけるような支援などについて、さらに検討していく必要があるというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** さらなる支援が必要になってくるのではないかと思います。ぜひ検討をお願いいたします。

社会福祉協議会への緊急小口資金や総合支援資金の貸付けが、ひっきりなしにまだ来ているということです。次々と後を絶たない状況とことです。社協の職員も、ほかの仕事の傍らの仕事ではなく、まだまだこの仕事が多くあり、

やっぱり職員が少なく、大変困っているという現状もあるようなので、この制度が続く限り絶えることがないような感じです。ぜひ、社協の職員の処遇についても、寒河江市のほうで支援していただければと思います。

次の質問に移ります。通告番号8番です、学校再編についてです。

大分皆さん、渡邊議員から、鈴木議員からいろいろ質問がありましたので、私のほうからは重複しない形で質問させてもらいたいと思いますが、よろしいでしょうか。

私は、市内9か所で行われた説明会に、全地区参加させていただきました。どの会場も、皆さん真剣に意見を述べられていました。反対だというよりは、この計画に不安だという声が多かったように思います。本当に今子育て真っ最中のお母さんの必死な訴え、教育長も課長も答弁できなかった場面も多々ありました。文科省の手引や適正規模についての問題など、市民の皆さんも勉強しておられまして、どういうふうに考えているのかなど真剣な様子が分かりました。その中で、きちんとすべきというふうに私を感じた点について御質問させていただきます。

説明会での意見などの取扱いについてです。9か所の会場で市民の声を聞きましたが、私が想像していた以上に、保護者はいろいろなことを考えていることが分かりました。8月5日号市報で示された主な意見は報告がありましたが、この意見をどのように取り上げるのかなど、ありませんでした。さくらんぼの忙しい中、参加した244名の声をどのように聞くのか。先ほどもありましたが、きちんとお答えいただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 5月から7月に行った説明会では、たくさんの御意見をいただきました。こういった御意見につきましては、丁寧に検討しております。また、統合に直接関わる年代の

子供さんの保護者への周知、例えば、今保育所とか幼稚園とかこども園に通っている子供さんをお持ちの保護者の方にもぜひ、まずはこの計画を知っていただくのが第1段階というふうに思いまして、市内の保育施設全部回りまして、保護者の方にもユーチューブのここに説明動画がありますので、それをぜひ見ていただきたいとか、そして、御意見は直接メールでいただけるような形にするなどしております。

また、要望書にもありました項目でもありませんけれども、小学校の2段階統合に関わって、同じ子供さんが小学校でも統合を経験し、中学校でも、今の中学校に入って、その後また統合中学校への統合を経験すると、そうしたことに對しては具体的に御意見をお伺いしているところでもございます。

説明会での質疑応答の内容は、各説明会場ごとにホームページに公開しておりますし、また、先ほども申しあげましたが、10月には第2回目の計画の説明会を、平日の夜と、それから休日の日中なども使いながら行う予定であります。ホームページのほうには、まず早めというふうに上げたわけですが、その会場の広さ、文化センターはちょっと狭い会場しかなか取れないことなどもありまして、やはり多くの方に来ていただくというようなこと、それから駐車場のことなども考えまして、南部地区でも南部小学校等をお借りして説明会を行う予定です。ホームページのほうも変えていきますし、また市報のほうにも載せて広報していきたいというふうに思います。そして、市民の皆様のをきちんとお聞きして、丁寧に時間をかけて検討してまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 8月5日の市報、ロードマップが載せてありました。西部地区のほうの方は、「もう決まったことだんべ」ということで諦めの声も聞かれました。でも、これは条例改正や

議会の議決などが必要な手順で、何一つしていない段階である、市民の声を計画に反映し、見直しも可能で、一部修正も考えると説明会でお答えしていましたが、これは、この計画は決定ではないという位置づけでよろしいのかどうか、答弁願います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** ロードマップの掲載の意図については、先ほど渡邊議員の質問に答えたとおりでございます。そして、この計画につきましては、教育委員会で議決しましたので、計画は計画として正式なものでございます。ただ、いろんな御意見をお伺いしながら、その一部変更も視野に入れながら、先ほど来申しあげていますように、時間をかけて検討していく必要があるというふうに認識しているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** それでは、私たちは地元民として、こういうふうにしてほしいという多数、少数でも意見をきちんと述べる機会があるということによろしいんですね。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** ぜひ、10月に説明会を予定しておりますので、そちらのほうで御意見を述べていただければというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** あと、説明会についてなんですけれども、教育委員会の説明、東桜学館や小中一貫校、山辺中学校など、この寒河江市の規模などあまり関係ないような学校をモデルにして説明してありました。この4万人規模の、本当に中学校を1校にして、小学校をぎゅっと濃縮して集める、生徒が生き生きと生活し、こういうふうな、私たちと同じような規模で成功した事例を提示すべきではないかと私は思って聞いておりました。提示すべき事例など、今後の説明会で提示できるのがあれば教えていただきたい

いです。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 事例につきましては、その人数がどうのこうのというふうなことではなくて、これからの学校として、やっぱりこういう学校を目指していきたいというふうな一つの例として挙げたところでございます。つまり、今までですと、教室があって、廊下があってというふうな学校の形態ですけれども、やっぱりこれからの学校というのは、校舎全体が学びの場であると。教室の仕切りを変更できたり、廊下等を幅広く取って多目的スペースにして、そこで例えばタブレットPC等を持ち寄りながらグループで討議したり、発表会をしたりとか、階段状のスペースで大きな発表会をしたりとか、合唱等もやったりとか、そうしたこれからの新しい時代に対応できる校舎の形態といたしますか、そうしたことを、やっぱりこういう学校を寒河江市でつくりたいんだというふうな事例として示させていただいたところでございます。

そうしたことも含めまして、今後、今県内の統合を行った学校とか、いろんな全国的なところとか、いろいろと研究もしているところで、寒河江市の直接的な例になりそうなどころなども、全部が全部ぽんとはいかないかもしれないかもしれませんが、いろんなこういう分野ではやっぱりこういう形、こういう分野でやっぱりこういう面からはこういう形だというふうなことも示させていただければなというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** もう私は子育てが済んでいるんですけども、説明会には、自分が子供を育てている状況だったらどうしようかなという思いで参加してみました。でも、何か説明が私にしっくりこない。ちょっと私がやっぱり年取っていて、古い考えがあるのかななんて思いながら参加していたんですけども、ハード面、学校

だけが新しいことがよいことではないのではないかという思いがあったものですから、やっぱりじっくりこなかったのかなと思って聞いておりました。

子供を学校にやるんだったらどうかという、ハード面だけでなくやっぱりソフト面といえますか、具体的に子供の豊かな発達や心理面についてなど、そういうことについてどういうふうにしていくのだということが、やっぱり説明不足ではなかったかなと思います。

陵西中学校の学区の問題として、皆さんやっぱり子供が少なくなっていることを危惧しているんです。どうしたらいいかと、みんな賛成でも反対でもない、「いいんじゃないか、いっぱいになるのは」などという意見も聞かれます。やっぱり、そういうときに寒河江市として、教育委員会として、子供たちをどのようにしていくかということがやっぱり一番の問題なのかな、説明会で必要な部分だったのではないかなと私は思いました。

ある説明会で、以前大規模校、河北中学校ですが、教鞭を執られていた方が、「4クラスの子供の名前を覚えるのがやっとだった。廊下をバイクが走り回り、いつ大きな事故につながるのではないかと不安でたまらなかった」という経験を話してくださいました。確かに、始まってすぐは大きな問題はないんですけれども、やっぱりだんだんと子供たちの心がきちんと受け止められない、子供たちはやっぱり自己実現の欲求は大きいと思います。そういう中で、そういうことができなくなって、すさんでいった結果、やっぱり河北中学校や、河北中学校と言ってしまうましたが、大規模校の問題はその辺にあるのではないかと思います。30クラスの大規模校が最初できるということですが、やっぱり前例を見れば、問題が多いのではないかと。いずれ、50年後にまた再考すると考えれば、私たちが責任を取れる間、中学校は2校でよいので

はないかと思います。

次、学校再編の周知などについてですが、先ほど来ホームページやYouTube、いろいろな形で周知し続けるということではありますが、できれば小学校の統合も含めてですが、検討委員会の答申の段階に戻して、やっぱり周知すべきではないかと思います。この間の病院再編の会議では、3つの案が出されて、これを基に考えていくというふうな見解でした。本当だったら、その辺できちんと市民の皆さんに周知して、どうしていくかと考えていくべきではなかったかなと思います。ぜひ、周知については先ほど来あったので、私の要望を言って、質問はしないで終わりたいと思います。

(3)の西部地区3小学校と三泉小学校の2段階の統廃合についてですが、先ほど教育長からもあったように、私たちが想像もしなかった2段階の統合について、保護者の皆さんが真剣に考えておりました。本当にこれは、やっぱり中学校統合をきちんと考えた後に小学校を考えるべきではないかと思います。小学校は、やっぱり子供たちはまだ自分で考える力も弱く、親の考えがやっぱり中心になると思います。ぜひ、これは見直してほしい。中学校が終わってから小学校でいいのではないかと思います、どのようにお考えでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 小学校の2段階統合についてですけれども、これまでお示ししてまいりました現在の学校施設整備計画では、高松小、醍醐小、白岩小、三泉小、西根小の今年度の2年生が、令和8年度に小学校の統合、それぞれですけれども、経験して、令和10年度に再び中学校の統合を経験するというふうなことが発生してしまいます。この令和8年度の小学校の、高松、醍醐、白岩が一つと、西根、三泉が一つというふうなことが計画に盛り込まれたというのは、あり方検討委員会の答申の中で、複式学級

が解消されない学校については、令和10年度を待たず、令和8年度をめどに統合を進めることを希望するというふうな答申内容を受けてのことです。でございますけれども、議員御指摘のとおり、これまでの小学校区での地域説明会などを行ってきた中で、やっぱり学校の統合を2回経験する子供たちがあり、それは子供たちや保護者にとっても、とても大きな負担になるというふうな意見が少なからず寄せられております。

教育委員会としては、こうした御意見を真摯に受け止めて、いわゆる2段階統合の実施等につきましても、現在改めて検討を重ねているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** ぜひ、子供たちを中心に考えた計画にしてほしいと思います。小規模学校は問題があり、適正規模の学校が望ましいというふうなアンケートの取り方や、複式学級は解消が望ましいなど、何を根拠にしているのかきちんとした説明がなく、保護者も混乱していました。あの説明では納得できないし、不安をおおるような形になっていたように思います。

また、ある地区では、反対の声を上げようとしたところ、統合先の学校に行き、子供たちも保護者も嫌な思いをするから、反対運動はやめるようにという声も上がったそうです。今、やっぱり地域の住民の総意で考えていくことがなく、こんな小さな地域で分断が起こるということがないようにしてほしいと思います。

30・31日と、PTAなどにもお話をお伺いしたとお聞きしました。やっぱり、子供の保護者への先行する説明や、子供や保護者の意見を聞くべきだと思います。それで、地域の住民の考え方とすり合わせていく、そのように私は思いますが、お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 説明会の中でも申しあげましたけれども、複式学級が悪いとか、もっと人

数多いほうがいいのか、そういうふうなことで二者択一的に申しあげたわけではなくて、複式学級には複式学級のよさがあるし、もっと多い、例えば2クラスでクラス替えができるような人数にはそれのよさもあるというふうなことを両方申しあげて、学校を建て替える必要とかいろんなことを考えて、またこれからの子供たちの成長のためにどういうふうな学びが大事かというふうなことも考えながらということでの説明を申しあげたと思います。

議員御指摘の2段階統合についての検討につきましては、実際に統合が令和8年度に今の計画で統合が予定されている学校の保護者の方からやっぱり御意見をお伺いするということが、最も大事なことだというふうに考えました。それで、7月には、授業参観、通知表配付の前とか、それから水泳大会の間とか、いろんなところで4校で保護者の方向けに説明も行いましたし、先ほどあった30・31日には、まずPTAの代表、保護者の代表として、PTAの会長、副会長、それから学年委員長さんにお集まりいただいて、三泉小、西根小、そして白岩小、高松小、醍醐小というふうな形で御意見をお聞かせいただく会を実施しております。また、さらにそれを受けて、その役員の方々から、ほかの保護者の方からも「こういうふうな話あったけれども、どう思う」なんていうふうな形で御意見を聞いていただきながら、今月にはその方々一堂に会しての検討会を実施する予定でございます。

こうした検討会で寄せられた御意見を基に、2段階統合実施の有無も含めて再検討してまいります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** あくまでも、地域住民の合意、総意が大事だと思います。ぜひ、幅広く聞いていただき、その総意の下でやっていただきたい

と思います。やっぱり統合ありきでなく、どうすれば子供に、子供や保護者の方を主体的に考えていくか、そういう考えを聞く機会や、こういうふうにしていくとこういうふうになるとか、やっぱりどういうふうに進めていくと子供たちがよくなるというふうな、やっぱり説明、学習会などが必要ではないかと思います。こうあるべきというのではなく、丁寧に説明を続けていく必要があると思います。地域のよりどころである小学校は、中学校の再編より本当に丁寧に行うべきであると考えます。

(4)のまちづくりの観点から学校再編を考えることについてということです。

ほかの市町村では、小学校の統合により、潮が引くように若い子供を持つ家庭が町なかに移り住み、子供がほとんどいなくなったという事例があります。陵西学区や三泉地区など、この事例のようになるのではないかと考えられますが、どのように地域と学校を考えていくのか、お伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 議員御指摘のとおり、小学校がなくなって、人口減少がさらに進んだというふうな実態があることも承知しております。学校はそれだけ地域にとって存在価値が大きくて、まさに地域の中心的な役割をかつて担ってきたというふうな歴史があります。

このようなことから、学校がなくなることによって地域が活性化を失うということがあってはならないと考えておまして、統合後の校舎の利活用を含めまして、市内全体のバランス等も考慮しながら、また公共施設の配置なども検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 何度も同じ質問をしているようで申し訳ないのですが、やはり銀行がなくなり、農協までなくなり、小学校までなくなる地域が

活性化するのかな、どうやったら活性化できるのかなと考えると、やっぱり何度も質問せざるを得ません。コミュニティーセンターなどを中心に考えて活動していけばいいのではないかという意見もありますが、活動を維持する人材がいなくなるのではないか。白岩の町なかでも、もう空き家や空き地が多くなりました。ぜひ、陵西地区のみんなを取り残さないでほしいなと思いました。署名を頼んでも、「私と夫だけしか住んでいない、孫は帰ってこないし」など、本当にもう気持ちが前を向かないような様子も感じられるので、ぜひその辺も考えながら再編を考えていただきたいと思います。

あと、放課後児童クラブや地域のコミュニティー・スクールの関連についてということで、先ほど渡邊議員のほうからコミュニティー・スクールについてはあったので、放課後児童クラブや保育所などとの話合いの状況など、どうなっているかお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 放課後児童クラブや保育所につきましても、子育て推進課が担当となっておりますが、私の分かる範囲内でお答えをしたいと思います。

今後、子ども・子育て支援推進会議を開催して、放課後児童クラブや保育所について広く検討されるというふうに聞いています。これまで、各地区における説明会で出された、学校が統合しても学童は残してほしいといった御意見や御要望については、学校教育課のほうから既に子育て推進課のほうにもお伝えしているというふうな状況でございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 話合いの結果などについては、やっぱり逐一説明会などで報告するという形も必要なのではないかな、みんなが安心できる材料になるのではないかなと思いますので、ぜひ各課で検討していただいて、きちんとまとめて

市民に報告していただきたいと思います。

あと、学校の防災についてですが、やっぱり多くの方より、災害時の対応をどうしていくんだということがありました。醍醐小学校は土砂災害区域で、体育館の半分が避難所として使えないとか、西根小は浸水区域、三泉や高松地区に住む人は、統廃合になったら寒河江川を渡るなど、かなり不安を訴えておられたと思います。こういう計画を出すのであれば、きちんと防災や通学の安全性など、どのように考えているのかというのを提示すべきだと思いますが、それについてお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 災害時の安全確保についてですけれども、醍醐小学校、今議員御指摘ありました醍醐小学校、西根小学校ともに、現在使用している校舎でございますので、土砂災害とか浸水等の対応も含めた、両校が作成している危機管理マニュアルに沿って避難、安全対策をまずは実施するというふうなことです。

また、統合によって河川を越えて通学する児童がいるという場合には、やはり災害発生時には、保護者が迎えにいらっしゃるまでの間、学校に留め置いて、教職員が子供たちのケアをして安全を確保するというふうな対応を基本としていきたいというふうに考えているところです。

統合が今、いろいろ御意見を伺いながら検討しているところでありますが、どのような形になっても、そうしたマニュアルの変更が必要であるというふうに学校や教育委員会が判断した場合には、関係各課とも連携しながら適切なものに変更して行って、きちんと使えるものにするというふうなことが大事だというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 先ほど、渡邊議員のほうからスクールバスについては質問がありましたので、それは先ほどの御答弁でいいと思います。

今、スクールバス2台分で、令和3年度の決算で711万2,736円の支出があったと報告されていますが、やっぱりこれから小学校、中学校大きくなれば、本当に広がっていくのではないかなと思います。これが、これで済まなくて、もっとどんどん増えていく。西根小学校に谷沢の外れから通うにはどうしたらいいだろうか、宮内から通うにはどうしたらいいだろうか、本当に、住もうかな、やっぱり引っ越そうかなと思うのではないかなと思います。ぜひ、通学の安全性とか、小学校を大きくしないで、徒歩で通える範囲にしていくとか、やっぱりその辺を考え直していただきたいと思います。

まだ土地の選定は決まっていない、検討を始めたばかりだと、先ほどお伺いしました。でも、選定検討委員会をやる前にやることではないかと思えます。先ほど来教育長さんが、見直す、再検討もするというお答えが多かったので、私もそれにはぜひ私たちの意見を聞いていただいて、取り入れていただきたいと思えます。集まった244名のほとんどの方が、やっぱり難ありと答えて、賛成でも、もっとこういうふうに考えてほしいとか、小中一貫校がいいのではないとか、新たな意見なんかも、どんどん9か所進んでいくうちに、何かいろいろな考えが出て、市民の皆さんの本当に総意が感じられることがありました。

私が考えていることは、四、五年先のことであれば責任は取れますが、これから先80年も使うであろう学校の整備等、誰が責任を取るのか。ある説明会で、教育長や課長に問う市民の方がいました。責任が取れるのかと問う市民の方がいらっしゃいました。やっぱり、その辺は真摯に受け止める度量を期待し、見直しも考えていただきたいと思います。

2年数か月の検討委員会、たった2回の説明会、100億円にも及ぶであろう事業をこんなに簡単に決めて、市民には計画の説明で、意見を

聞く、変更はないなど、最初の説明会では、そのような答弁がなされていました。納得してくださいという態度、保護者への説明はさくら連絡網で、アンケートはこれからの学校に入る子供の保護者ではないなど、挙げれば切りがないほどやっぱり足りない部分が多かったと思います。

近々では、10月に行われる説明会や、周知する機会を、説明会について周知する機会を設けるのであれば、計画を全面に出すのではなく、皆さんで考える場とすべきではないかと思います。教育委員会の計画を再考し、検討委員会の答申を踏まえ、市民の声を聞き、見直すことが最善と思われま。その中で、やっぱり中学校を1校にするなど、市民の総意があればできるのではないかと思います。ぜひ、土地の検討委員会ではなく、学校の再編も含めたまちづくりを検討してほしい、すべきだと思います。

佐藤市政は、子育てに力を入れ、高く評価を受けています。多くの市民は、なぜその方針に反するようなことを進めるのかと、本当に疑問を投げかけてきます。今やるべきことは、子供を育てやすい環境をつくることです。教育はやっぱりその中心の問題です。私は、このまま子供が少なくなったら、子供たちのためにも、以前の高松小学校のように2クラスで1クラスが25人程度、また陵西中学校は30人程度の3クラスでありました、このぐらいの規模の小中学校が、とても子供たちによい環境であったと、私は子育てしていて思っていました。先生の顔も全員分かります、関係性もよく、子供たちも伸び伸びと生活できると思いました。私の次女は、大変我が強くて、先生とよくけんかして帰ってきましたが、その先生が前面に立たず、教務の先生が中に入って来て解決し、次の日1日ぐらい休んで、次の次の日から登校できるというようなこともありました。ぜひ皆さん、大きくすればいいという問題でなく、そういう子供た

ちが伸び伸びと生活できるような、せっかく100億円の予算をかけて建てるのであれば、子供たちが生き生き、伸び伸び、自己実現が可能なような小中学校を考えていきたい、いってほしいと思います。

少人数でも切磋琢磨は可能です。切磋琢磨について、よく皆さん、切磋琢磨できないから、陵西中学校を大きな学校に統合してほしいという意見も、陵西中学区であります。でも、切磋琢磨という意味を調べたら、学問や人徳をより一層磨き上げること、また友人同士が互いに励まし合い、競争し合って、共に向上すること、という意味でした。決して競争心をあおるといような意味ではありませんでした。

以前、私の知り合いは分校のような中学校で学んでいたということですが、山形の進学校に何人も毎年入学しているなどという事例もありました。高校の進学だけが中学校の役割ではないと思います。また、先生方の働き方や教育行政の問題など、教職員や子供たちに負担を強いている現状もあります。本当に何回も言っていますが、子供の時期は短く、大切な時期です。ストレスなく、地域に見守られ生活できる環境を整えるのが、行政、大人の役割ではないでしょうか。

地域から学校がなくなれば、地域は間違いなく衰退していきます。ここで一旦立ち止まり、きちんと市民が納得できるよう、教育委員会で1年また再考していただき、その都度市民の意見を聞く機会を設け、多くの市民の総意が得られるようにすべきです。見直してくださるのであれば、1案、2案などを出していただいて、多くの市民の声を聞き、地域住民の総意を得るような努力が必要ではないでしょうか。文科省でも、地域住民の意思が一番大切だと書いてありました。ぜひ皆さんと共に、地域住民の皆さんと共に、子供たちをどうしていくか、何回も話し合う機会を続けてほしいと希望し、

この質問を終わります。ありがとうございました。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 2 時 30 分といたします。

休 憩 午後 2 時 1 7 分

再 開 午後 2 時 3 0 分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 月光裕晶議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号 9 番、10 番について、5 番月光裕晶議員。

○**月光裕晶議員** 月光裕晶です。よろしくお願いたします。

通告番号 9 番、子供の障がいと現場への支援について。

1、増加する発達障がいについて。

先日の新聞に、大きな見出しで、「発達障がいの子が増えている」とありました。発達障がいという言葉自体よく耳にするようになったのは、発達障害者支援法が制定された 2004 年あたりからで、それまでは障がいだという概念はなく、多くは変わった人と思われていたことでしょう。

厚生労働省では、発達障がいを「生まれつき見られる脳の働き方の違いにより、幼児のうちから行動面や情緒面に特徴がある状態で、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、学習症、チック症、吃音などが含まれます」と記してあります。

今、発達障がいと診断される人はどれほどいるのでしょうか。2012 年に厚生労働省が、公立小中学校で約 5 万人の児童生徒を対象にしたもので、それによると、発達障がい児の割合は 6.5%、小学校 1 年生に限っては 10 人に 1 人程度でした。ただ、ここには知的障がいのある子供たちは除外されているので、実際の数値はさ

らに高いと考えられます。一方で、あくまで周囲の発達障がいについて知識のある教職員などが見立てたデータであり、医師の診断を受けた割合が 6.5% でないことは理解しておく必要があります。ちなみに、この調査は今年も行われたようで、結果は冬に出るとのことです。

ほかのデータで、平成 18 年と令和元年の人数を比較したのがあります。自閉症は約 6.5 倍、注意欠陥・多動性障がいは約 15 倍、学習障がいは約 11.5 倍に増えているとのデータがあります。このことから、今回の調査結果は、10 年前と比べるとかなり多くの人数が予想されます。

社会で生きていくためには、社会性やコミュニケーションが必要となります。発達障がいのある子供は、それが苦手なため、幼稚園や保育所、小学校などの集団に入ると、様々な問題や困難に直面することになります。障がいが理解されはしたものの、適切なサポートがされないと、不登校やひきこもりなどの二次障がいにつながる場合もあります。発達障がいのある子供が社会に適応する力を身につけながら、自分らしく成長できるようにするためには、発達障がいに早く気づき、適切な療育につながる事が重要です。

そこでお聞きします。これからも発達障がいの子供が増えていくでしょう。その子供たちや親なども含め、住みやすいまちづくりをしていかなければならないと考えておりますが、当局の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 月光議員から、発達障がいについて御質問をいただきましたので、私からお答えをしたいと思います。御指摘のとおり、発達障害者支援法において発達障がいというのは定義をされているわけではありますが、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠如・多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、そ

の症状が通常低年齢において発現するものと言われております。ですから、早い時期から周囲の理解が得られ、能力を伸ばすための療育等の必要な支援や環境の調整が行われることが大切であるというのは、議員御指摘のとおりでございます。

寒河江市におきましては、1歳6か月児健診及び3歳児健診などの各種乳幼児健診、それから公認心理士による相談事業、そして保育所、幼稚園等の巡回相談などを実施して、早期発見、早期支援体制をつくっているところであります。また、受診が必要な場合には、専門的な医療機関である県立こども医療療育センターの受診でありますとか、早期に療育が必要なお子さんには障がい福祉サービス受給者証を交付して、利用できる療育機関へつなげるなど、各種関係機関との連携の下に、発達障がいと認められるお子さんや、発達の支援を必要とするお子さんへの対応を行っているところであります。

幼児期だけでなく、小中学校期までの切れ目のない支援を行うことによって、障がいを持つお子さんが充実した学習や生活を送ることができるように、保育所、幼稚園等における個別教育支援計画、それから小中学校における個別の教育支援計画、指導計画を作成して、より効果的な支援につなげていきたいというふうに考えているところであります。

また、今年度から、子育て推進課の中に発達支援相談員を新たに設置させていただいて、発達に支援が必要なお子さんへの相談体制の充実を図っているところであります。

発達障がいは、医療面での支援に加えて、早期段階での生活支援などの療育を行うことが推奨されておりますが、どの段階で療育に移行していくかは、症状の程度や保護者の皆さんの理解などを確認して、これは慎重に判断すべきものと考えているところであります。引き続き、子供の発達に寄り添うことを第一義として、保

育施設や療育センターとの連携を緊密にしなが  
ら、現在実施している取組を着実に推進して、  
幼児期から小中学校期につないでいきたいとい  
うふうに考えているところであります。

○**国井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 寒河江市では、とてもいろんな  
ことで支援のほうをしてくださって、対応もし  
てくださっているとは思いますが、やはり、今回  
の調査でまたすごく多くの数字が出てしまった  
場合は、またそれはそれでいろんな対応が必要  
になってくるかと思っておりますので、その数字に合  
った対応を、柔軟によろしくお願ひしたいと思  
います。

次に、愛着障がいについてお聞きします。

人は、身近な親や養育者との愛着形成から始  
まり、成長とともに周りの人との関わりを通し  
て愛着を獲得していきます。この愛着関係が心  
の深いところに根づき、自立心や自尊心が育っ  
ていき、人間関係や社会性が発達していくと言  
われております。

子供は、生まれてから成長していく段階で、  
親などを心のよりどころとして成長していきま  
す。赤ちゃんのときから繰り返したお世話やス  
キンシップの中で育った安心感、それと信頼感  
が、親などを心のよりどころにしていく要因の  
ようです。これを心理学では安全基地と呼び、  
安全基地があることで、見知らぬ世界や環境に  
チャレンジして成長していくための自立心や自  
尊心が育っていき、また、親や養育者である安  
全基地があるという無意識の安心感は、心の安  
定や成長につながっていくと言われております。

しかし、この愛着形成が何らかの理由でうま  
くいかず大人になると、自立心や自尊心が低く  
なりやすく、他者とのコミュニケーションが取  
りにくくなったり、社会生活や心身の健康に影  
響を及ぼす可能性があるのです。虐待を受けた  
子供や、親や養育者との死別、最低限の世話は  
してもらえが、コミュニケーションやスキン

シップが極端に少ない家庭などに育った子供は、愛着障がいを起こす確率が高いと言われてます。ですので、愛着障がいの早期発見には、まずどのような環境に子供がいるのかを見極める必要があります。そして、その子供が置かれている状況に合った支援が必要になってきます。今は表面化していないかもしれませんが、保育士さんに聞き取りをしたところ、そういった疑いのあるお子さんが何人かいらっしゃるとのことでした。

私としては、愛着障がいなどの専門の相談員を配置したり、家庭環境の把握の強化などで早め早めの対応をしていくべきだと考えますが、当局のお考えをお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 愛着障がいについての御質問をいただきました。愛着障がいというのは、今御質問にもありましたが、虐待や養育者との離別など、何らかの理由によって養育者との心理的な結びつきがうまく形成されずに、対人関係などに問題が生じる状態というふうにされております。そういう意味では、大変家庭環境の安定というのが非常に大事であるということになります。ですから、妊娠期からの切れ目のない相談支援の中で、育児における愛着形成の重要性というものを啓発させていただきながら、赤ちゃん訪問、さらには各種の健診の機会を捉えて、養育者との意思疎通を積極的に図ることとされているところであります。

問題を抱えているおそれのあるような御家庭については、個々のニーズ、家庭の状況などに応じて、最善の方法で課題解決が図られるように、地域における子育て支援の様々なサービスや、各種関係機関との支援の相互調整なども行って、一体的な相談支援の取組を引き続き実施してまいりたいというふうにご考えているところであります。

また、保育の現場においては、子供の状況を、

担当する保育士の方だけでなく園全体で共有をして、子供の心の成長や安定につながる総合的な保育を実施していきたいというふうにご考えているところであります。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 今、市長御答弁くださったとおり、妊娠中から、そういった愛着障がいを知らない方も結構多いですので、そういったこともあるというのを、ぜひ周知のほうをしていただいで、保育士さんがおっしゃるには、結構預ける時間が長い親御さんがちょっと増えてきているので、それに伴って、またそういった愛着障がいも出やすくなっているのではないかなという御意見がございましたので、ぜひそういったことも踏まえて御対応いただければと思います。

次に、幼稚園の教諭や保育士の負担軽減についてお聞きします。

今、幼稚園や保育園、こども園の現場では、支援の必要なお子さんが、どの園にも数名いらっしゃるかと思えます。しかし、発達障がいは診断も難しく、認定されないことも多い。さらには、いまだに偏見の目があることから、認定を恐れて医療機関を受診しないケースなどもあるようです。

そうなりますと、認定されていないが発達障がいに近い症状を持った子供たちが、何人かは在籍することになってきます。幼稚園の先生や保育士さんにお話をお聞きしましたところ、そういったお子さんには、やはりほかの子よりも気にして接するようにして下さっているそうです。本当に先生や保育士さんには頭が下がるばかりです。

しかし、今現場の先生や保育士さんの人数というのは、そういったお子さんを想定していない人数になっているかと思えます。結果、ほかの園児に対して教育や保育の質が下がってしまい、フォローができていない状況にあるようです。先ほど申しあげましたが、これから発達障

がいのお子さんはどんどん増えていく状況です。それに並行して、認定されていない、しかし近い症状を持ったお子さんも増えていくでしょう。そうなってしまったときに、幼稚園の先生や保育士さんにかかる負担というのは相当なものがあると思います。数字の上では人手不足ではないでしょうが、確実に先生や保育士さん1人にかかる負担の量は増えますし、今現在も大変な状況になっているようです。

そこでお聞きします。幼稚園の先生や保育士の方々、現場の皆さんの数字に表れない負担を減らし、教育や保育の質を維持していく必要があると感じておりますが、当局の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 発達障がいのお子さんに対しては、子供さんの状況に応じて、公立または私立を問わず、それぞれの保育施設で対応をしていただいているというのが現状であります。その対応については、対象となる子供さんの症状の程度及び人数により、既存の職員での対応ができる場合、あるいはそれで対応し切れない場合は新たに担当する職員を配置するなど、それぞれの施設で取組が実際異なっている状況にあります。

支援が必要な子供さんの対応に当たっては、担当の保育士などに負担を偏らせることなく、クラスあるいは園全体でしっかりと、先ほども申しましたが情報共有しながら、一つのチームとして取り組んでいくことが重要であるというふうに思っておりますし、そういうふうをお願いをしたいというふうに思います。

様々な個性を持ったお子さんと集団生活をすることとは、社会の多様性を理解していくことにつながっていきますので、子供の成長にとっては大変意義があるというふうに思います。そういう意味で、研修などを通して障がいへの

理解を深める取組も引き続き進めていきたいというふうに思っております。

また、保育士さんの負担軽減のため、保育士の加配、加えて配置をするという加配を行っている保育施設もあるわけでありすけれども、そういった施設に対しては、国が定める公定価格の中で療育支援加算という項目があります。一定の支援は行われている状況にあるわけでありすけれども、今御指摘のとおり、そういう民間の保育施設などは特に、大変そういった意味で苦勞されているという状況もありますので、現状、さらには御意見などを十分お伺いをして、さらなる支援の必要性については十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 御答弁ありがとうございます。御理解していただいているということで、安心しております。やはり、現場の方の声というのは、すごくこう、聞き取りをしていると鬼気迫る生々しいといいますか、大変な状況がすごく伝わってくるが多々ありましたので、ぜひそういった現場の声を酌み取っていただいて御対応をしていただきたいと思います。

この質問に関連したことなのですが、今寒河江市では、市立の保育所が民設民営の認定こども園に変わっていております。保護者としては、受け入れてくださる年齢の幅も広がり、途中で保育園を変えなければいけないということもなく、とてもありがたく思っております。しかし、市立の保育所から認定こども園になったことによって、運営に当たって今までとは少々状況が変わってきたようです。先ほど御答弁くださいましたように、こども園は子供の数で決まる公定価格で運営しているとお聞きしました。それに私学特別補助金などもプラスであるようです。そして、保護者に使途を明らかにして、特定負担額を頂いている施設もあるようです。市立から民営になったので仕方のないことだと

は思いますが、補助金等はおおむねなくなったということでした。

しかし、先ほども申しあげましたとおり、支援を必要としているお子さんは、実際の人数よりも多くいます。以前市のほうからは、障がい児を担当する保育士2名分を上限として、指定管理料に上乘せしていたと聞いております。本当に助かっていたとおっしゃってございました。それが、単純に今はその保育士2名分がマイナスになった状態で運営しているような形になります。それと、以前は支給されていた新型コロナウイルス感染症対策にかかる費用なども捻出しなければならなくなっているようです。

寒河江市は、保護者に対して多くの補助制度があると思っておりますが、このまま運営が苦しくなれば、その分保護者の特定負担額が上がり、保護者の負担が増えていく傾向にあるのではないかと考えます。子育てに本気の寒河江市であるからこそ、住み続けている人も少なくなはずです。そこで、寒河江市内で平等な教育や保育を提供するためにも、幼稚園や保育所でのクラスターなどを予防するためにも、ある程度そういった民設民営のこども園などにも補助は必要ではないかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市内の私立の幼稚園、保育所及び認定こども園に対しては、先ほど御指摘ありましたが、国が示す公定価格に基づいて施設型給付費または委託料を支出して運営をしていただいているわけでありまして。この公定価格には、障がい児を受け入れている施設へ加算される療育支援加算も含まれているところであります。

御質問にありましたが、市立保育所を指定管理者として管理していただいた際に、障がい児に対応する保育士を加配した場合の加算は、障がい児を受け入れる公立保育所の性質を考慮し

た市独自の加算というものをさせていただきました。その後、私立の認定こども園に移行したため、その加算はなくなったということになるわけでありまして、障がいの診断を受けてはいないが配慮が必要な、いわゆる先ほど申しましたグレーゾーンの児童については、保育士を加配して良質な保育、教育環境を提供していただいているというふうに向っております。配慮が必要な児童の状況によって、条件に該当するか、これは慎重に検討する必要がありますけれども、国の交付金制度を活用して、子供の福祉向上と施設運営の安定化のために、支援の早期実現に向けて交付金活用を検討していきたいというふうに思っています。

先ほども申しましたが、いわゆる民間の保育施設の状況も大変厳しい状況があるというふうにもお聞きをいたしますので、御意見などを十分にお伺いして、さらなる支援の必要性などについて、我々としては検討をしていきたいというふうに思っているところであります。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** ぜひ、今後ともそういった市の独自の補助金、大変すばらしいことだと思いますので、ぜひまた検討していただいて、そういった民設民営の私立の幼稚園やこども園の経営側の方ともしっかりとお話を重ねていただいて、保育ですとか教育の質というのを、寒河江市立と差がないように、ぜひ進めていただきたいと思いますと思っております。

国で定める、その保育士1人で見られる人数、4・5歳児で30人と言われております。保育士1人が誰か1人の子に注意を向けてしまうと、30人の子が目を離された状態になってしまうということもあるかと思っておりますので、ぜひそういったところも御考慮いただいて、先ほど貧困のお話もありましたけれども、特定負担額が増えると困る世帯もあると思っておりますので、御対応のほうをよろしくお願いいたします。

この今回の質問とはちょっとまた別の話なんですけど、先日私の娘が通うこども園の周りを大型犬がうろついていたというお話がありました。別の日には、隣に柴橋小学校がありますので、そのスポーツ少年団の帰りの子供たちも、その大型犬がうろつくの見かけたというお話がありまして、そのことを保育士さんから聞いたんですが、今そのこども園は園長先生が男性ですが、ほか全員女性になっておりまして、そのとき、大型犬を見たときに、恐怖のあまり近くの駐在所に電話をしたようなんですが、留守のために、そのまま警察署のほうに転送になるんですね、その電話が。そこで状況を説明して、そうしたら警察官の方はすぐにはもう来ることができなかったそうです。そして、去年の12月の私の一般質問で御答弁いただいた防犯グッズに関してですけれども、そのこども園にあったさすまたは鉄のような素材でとても重いさすまたで、それが1本だけという状況でございました。ほかの施設にも何件かお聞きしたんですが、そういった状況のところは結構何か所かありまして、ぜひ当局には、もう一度各施設の防犯対策の状況を確認いただいて、不十分な場合は整備していただいて、そして女性の保育士さんだけでも安心できるよう、非常通報装置の導入などももう一度御検討くださるよう、よろしくお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

通告番号10、デジタル化でより便利に。

#### 1、情報発信について。

SNSの運用について。世の中がデジタル化しているのは、皆さん御存じのとおりであります。本市でも、急速にデジタル化が進んでいるところがございます。それも、ひとえに執行部の皆さん、デジタル戦略課の職員皆さんの御尽力のおかげかと思っております。

デジタル化で一番影響を受けるのが、スマートフォンを活用する世代かと思っております。一昔前

は、スマートフォンなんか使えないという御高齢の方もいらっしゃいましたが、今はどんどんスマートフォンを持つ年代が広がっていきっているように私には感じられます。それもこれも、やはり便利だからというのが一番の理由ではないかと思っております。一昔前に携帯電話が主流になるときも、何かに縛られているようで携帯なんて持ちたくないという方がいらっしゃいました。やはり、新しいことを受け入れるにはある程度抵抗があり、労力も使うものだと思います。しかし、受け入れてしまえば、その便利さに気づき、手放せなくなってしまうというのも事実かと思っております。

さて、スマートフォンを使っていれば、SNSやメッセージ機能を使う人は多いかと思っております。今年の初めに寒河江高校生と意見交換会をさせていただいたときに、高校生の意見の中で一番多く聞かれた単語がSNSでした。そして、それは今年度より、荒木広報委員長の下、大幅にリニューアルされ、5月に発行されましたがえ市議会だより、Letterにも内容はしっかりと書いておりますので、ぜひ皆様御一読いただければと思っております。

SNSといえば、もう説明する必要もないくらい浸透していることでありますし、寒河江市でも多くのSNSで情報を発信しているところがございます。今、本市ではユーチューブ、ツイッター、フェイスブック、LINEを使い、様々な情報を発信して下さっております。その中で、私が感じた限りでは、ユーチューブはさくらんぼウォークや音と光のファンタジアなどの再生回数が比較的多くありましたが、多種多様なコンテンツが配信されているように感じましたし、ツイッターは、やはりですが主に新型コロナウイルスの感染者数を中心に、こちらも多種多様な情報を配信しているように感じております。今は、メリット・デメリットはありますが、多くの情報が簡単に入手することができ、そして

出回る時代となってきました。自治体のホームページは情報量が多いのは有名ですし、ある程度仕方ないことだと思いますが、SNSで発信する情報というのは、そこまで多種多様でなくてもいいのかなと感じております。

そこで、寒河江市では、それぞれのSNSをどのように位置づけし、そして今後どのように運営していくビジョンをお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘のように、近年の情報通信技術の発達というのは、日進月歩、それ以上ですかね、そういう状況であり、市民の皆さんもSNSなどの様々な通信媒体の活用が一般化して、多種多様な情報が簡単に入手できるようになっているわけであります。

御案内のように、寒河江市においても、ユーチューブをはじめ複数のSNSなどを活用した情報発信力の強化を進めているところであります。今年4月1日からは、一斉情報配信システムの運用開始をして、ツイッター、フェイスブック、LINE、登録メールの4つの通信媒体について、市公式アカウント等に登録した市民の皆さんに市政情報を一斉に配信することが可能となって、どの媒体でも遅滞なく同じ情報が届くということになっているわけであります。

市では、どのようにそれぞれのSNSについて位置づけているのかという御質問でございますけれども、通信媒体ごとにその特性が違うというふうになっております。ユーチューブについては、映像で情報を直感的に伝えることができるという特徴がありますし、ツイッターについては、拡散性が高く若年層の利用者が多いという特徴があります。フェイスブックについては、利用者の年齢層は中高年が多く、利用者同士のつながりが強いというふうになっております。LINEについては、日常的な連絡で使用される身近なツールであるというふうな特徴を

持っているところであります。また、登録メールについては、SNSのアカウントを持ってなくても情報を取得できるということになっております。それぞれの特徴があり、また強みがあるわけでありますので、情報を市内外に広く発信するためには、いずれの情報についても大変重要であって、積極的に活用していきたい、そういう通信媒体だというふうに考えているところであります。

多種多様でなくてもいいのではないかと、SNSで発信する情報については、という御意見をいただきましたが、LINEと登録メールについては登録者が受け取りたいカテゴリーを設定でき、知りたい情報だけを受信できるというふうになっているところであります。ちなみに、システムを利用している市公式アカウントなどの8月末現在の登録者数でありますけれども、ツイッターが1,499人、フェイスブックが53人、LINEが584人、登録メールが87人と、合計で2,223人の方に御利用いただいているところであります。登録していない方も閲覧ができるわけでありますので、システムの運用開始から8月末までの市政情報についての閲覧回数を申し上げますと、ツイッターが延べで7万7,114回、月平均にしますと約1万5,000回、フェイスブックが延べ3,509回、月平均で700回というふうになってございます。

今後とも、それぞれのSNSの特性を利用しながら、活用しながら、迅速性、拡散性を生かして、スピード感を持って密度の濃い情報を鋭意発信してまいりたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** SNSは本当に特性が前面に出るもので、それぞれにやはり年代によって性別によって欲しい情報、そういったものが変わってくる状況でございますので、やはり同じ情報がいろんなSNSへ出てきてしまうと、情報を

選べない状況が出てきてしまいかねませんので、ぜひこれまで以上に、SNSのその特徴、特性を生かした情報発信をこれからも続けていただければと思っています。

この質問に関連して、次にアプリの活用についてお聞きします。

先ほども申しあげましたが、今は多くの情報が入手できるような時代であるがゆえに、自分の処理能力以上の情報を受け取ってしまい、情報に振り回されることで起きるトラブルなども増えているのが現状です。私たちは、その多くの情報の中から、自分が必要である情報を見つけて入手しなければいけません。

そんな情報型の社会の中でとても助かるのは、情報の細分化とプッシュ通知機能です。要するに、アプリなどがそれに当たりますが、寒河江市でも徐々にアプリを活用していただいております。「ぐるぐるさがえ」は観光客、「さがえっこすくすくアプリ」は子育て世代と、すぐターゲットが分かりやすく、専門性の高いアプリだと思います。「ぼけっとナビ」はかなり情報が多く、ターゲットは市民全体になるのでしょうか。しかし、その情報量の多さも、通知機能で調整することによって、欲しい情報だけを取れるようになっております。

今後ともこういった専門性のあるアプリがもちろん必要になってくると思いますし、そして、既存のアプリにはさらに専門性を特化させる必要があると考えます。例えばなんです、ぼけっとナビであれば、ごみの日のプッシュ通知機能はすごく助かるんです。1か月に1回しかない瓶ですとか、そういったもののごみの日を知りたくて、そういつたものを利用して、図書館の返却期限を知りたくて、ぐるぐるさがえのような観光ナビアプリですと、宿泊施設と連携して、部屋の空き状況を一括表示したり、すくすくアプリですと、結構父兄の希望が多いのはゆめは一と

のイベント情報発信。先日、うちの娘が保育園より持って帰ってまいりました、病児保育のウェブ予約ができるという案内、こういった情報も、すくすくアプリ内で発信すればいいのかなとも感じます。

そこでお聞きいたします。今後の専門性のあるアプリの充実や、既存のアプリのバージョンアップについて、どのようなビジョンをお持ちなのかをお聞きします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 専門性のあるアプリを、さらに充実をどうかという、それからバージョンアップについての御質問でありますので、この件についてはデジタル戦略課長からお答えをさせていただきますと思います。

○**國井輝明議長** 石橋デジタル戦略課長。

○**石橋慶幸デジタル戦略課長** お答えします。

現在、寒河江市では、スマートフォン用アプリを活用しまして市政情報や観光情報の発信を行うサービス、また先ほどありましたけれども、お子さんの成長や予防接種記録などの記録を行うサービス、電子商品券を発行管理し、買物のときに決済を行うサービスなどを行っております。さらに、児童生徒への緊急時連絡や欠席等の連絡を行うサービスも提供しておりますし、またインターネットを介しまして病気中のお子さんや、病気後の集団保育が困難なお子さんをお預かりする病児・病後児保育の予約をオンラインでできるサービス、また電子申請サービスなども行っております。

こうしたサービスは、住民への身近な情報発信機器の浸透と、いつでもどこでもサービスを受けたいという要望とともに、これまでは技術的に困難であったことや、機能が不足していたため、費用と効果を検討した結果、導入を見送らざるを得なかったサービスなどが、今般の技術的な進歩等によりまして、機能の充実や困難の解消が図られ、費用に見合ったサービスの提

供が図られるようになったことなどから、導入などを行ってきたものであります。

今後、情報通信機器はますます人々に浸透しまして、これらの機器は、また常に身近に携帯されていることから、市としましても重要な情報伝達手段の一つとして捉えるとともに、市が提供するサービスを利用する窓口になるものと考えているところであります。

さて、市では本年3月に、本市のデジタル化を戦略的に進めるために、寒河江市デジタル戦略計画を策定したところであります。その計画の基本理念の一つに掲げる「幸福追求に資するデジタル社会」におきまして、インターネットなどで提供されるサービスの活用、また計画の第4章のデジタル戦略の基本原則におきまして、利用者視点で利便性の高いサービス提供を図るということを掲げております。市では、この理念に加えまして、市民のニーズや技術動向などを踏まえ、既に提供しているアプリについても適宜見直ししながら、スマートフォンアプリやウェブなどで提供される多くのサービスから、どの仕組みが市民ニーズに合っているかなどを検討を行い、今後提供してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 計画の基本理念で、利用者視点でというお言葉が出てきました。ぜひ、そういった利用者の声を拾っていただけるような、そういった機会も設けていただいて、若い方たち、スマートフォンを使う方たちの声を聞けるようにどうかしていただいて、これからも充実のほうよろしくお願ひしたいと思います。

新たにSNSを開発することや、新しいアプリを開発、導入するということは大切ですが、それと同時に、既存のSNSをさらに有効に使用できるようにしたり、アプリをアップグレードし、より使い勝手をよくしていくこと

はすごく重要なことではないかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、ホームページの更新についてお聞きします。

情報発信といえば、といたしますか、基となるのがホームページかと思ひます。ウェブ検索で寒河江市と検索すれば、まずホームページが出てきます。現に、私も様々な手続時の必要な書類や、子育てに関することなどはホームページから調べるようにしておりますし、皆さんそうだと思います。先ほどのSNSやアプリと違い、自治体のホームページは情報量が膨大になるため、市民が情報を探しに行くという形になるかと思ひます。市民はその情報が必要だから、ホームページを開いて情報を探しているわけです。何となく暇潰しに自治体のホームページを見るという方は、なかなかいらっしやらないかなと思ひます。

先日、ある市民から、寒河江市のホームページに載っているある施設の電話番号に電話しても、全然つながらないという相談がありました。私のほうで調べましたところ、その電話番号は間違いでしたので、担当の課のほうに連絡をし、確認をしてもらい、修正してもらいました。その後、また別の市民の方から、ある施設の名前が載っていないと連絡があり、確認しましたら、その施設は名称が変わり、ホームページには変更前の名称が掲載されておりました。名称が変わったということを知らない人は、違う施設と受け取るでしょう。

ホームページも人間が作っているのですから、ミスがあるのは当たり前です。そして、膨大な情報量のホームページですから、複数のミスがあるのも当たり前だと思っております。しかし、やはり市民に正しい情報を届けるためには、誤った情報は極力なくしていかなければなりません。

そこで、今後より一層正しい情報を届けるた

めには、ホームページをチェック、更新する体制を少々見直すべきかと考えますが、当局のお考えをお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 言ってみれば、寒河江市の顔的なホームページでありますから、ミスなどはないほうがもちろんいいわけでありまして、そういったことで何回か御指摘をいただいているということでもありますので、改めておわびをしながら、その改善に向けて努力をしたいというふうに思います。

具体的なホームページの更新についての考え方については、企画創成課長のほうからお答えをしたいと思います。

○**國井輝明議長** 武田企画創成課長。

○**武田伸一企画創成課長** ホームページの更新についてお答えさせていただきます。

御質問のとおり、市民の皆様には情報を提供するために、迅速性を持ちつつ正確性を確保することは、行政の広報にとりましては一番重要なことであると考えております。現在、本市のホームページの作成、更新につきましては、市役所の各担当課が行っており、広報担当とシステム担当が確認し、市民の皆様に分かりやすく誤りのないホームページの公開に努めているところであります。また、内容に変更のないページにつきましても必ず確認をし、更新することとマニュアルで定めておるところであります。確認したところ、最新の情報に更新されず、誤って古い情報がそのままホームページに掲載されている場合などがございました。

昨年度より、各課に広報担当職員を配置し、ホームページの作成についての研修なども行い、情報発信力の底上げを図っておりますが、さらにマニュアルの徹底など、正確なホームページの公開に取り組んでいきたいと考えております。今後、市民の皆様には誤った情報が発信されないように、現在公開されている全てのページにつ

きまして、定期的に確認作業を行ってまいります。

以上であります。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 今年度から各課にそういった専門の方を配置しているということですので、いきなり全部正常になるというわけではないでしょうから、徐々に体制を整えていただいて、誤った情報を極力なくしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、次にオンラインでの手続についてお問い合わせいたします。

今、若い人の中で電話をしない人が増えております。昔は予約などをするときには電話でしたが、今は電話で予約することに抵抗を感じている人が一定数います。リアルタイムの直接のやり取りが少なくなってきております。人間関係が希薄になったと考える方もいるかもしれませんが、人間関係だけで言えば、SNSで多くの人とやり取りをしている状態なので、そうとも言いきれません。私としても、オンラインで済ませられるような内容の電話は極力しない方向にしたいので、御法事の申込みや年回忌の確認などは、記録も残るのもあり、SNS上でのやり取りを推奨しているところでございます。

そのような視点から、いろいろな手続の方法を見てみますと、ある程度はオンラインでできるようにしていただいておりますが、1つの手続の中に、オンラインでできることと、電話でしなければいけないこと、申請書を書いて提出しなければいけないことが混在しているような状態がよく見られます。現段階で、ここをあと一息頑張っただけであれば、全部オンラインで済む、またはすぐ解決するのではないかという問題があります。

これも一例なんです。コミュニティセンターや公民館の使用申込みなどは、かなり便利になるかと思っております。現状は、ウェブ上で空き

状況は確認ができますが、申込みはできません。土日祝日は申込み自体ができません。警備の方に申込み時の料金を扱わせるのは難しいという理由からですが、そのままウェブ決済をしまえば問題ないかと思います。デマンドタクシーの利用登録はウェブ上でできるのですが、利用の予約はできない。そこで決済もできれば全て完結します。そうしてもらえれば、子供や孫にデマンドタクシーの利用申請を頼むことも容易になりますし、家族も情報を共有できます。

保健師さんや助産師さんへの相談なども、最近ではオンライン相談に対応してくれておりまして、とても素晴らしい取組だなど思っているのですが、相談の予約が電話受付でしか対応していないです。健康相談や心の健康相談などの予約も同様です。この項目に関しては、チャット形式で相談を受け付けるということもできるかと思っています。

このように、最初から最後までオンラインで完結すれば、格段に改善されるようなことは少なくないはずで、多くの項目を部分的にオンライン化するよりも、少ない項目でも完全オンライン化したほうが効果は大きいような感じがします。現在も、徐々に子育ての関係の書類など、オンライン申請ができるように改善をさせていただきつつあるのは分かっておりますし、とても便利です。そこで、これから書類申請や様々な手続のやり方をより便利にするために、どのようにデジタル化を進めていくおつもりなのかお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 時間があまりありませんので、簡潔にお答えをしたいと思います。これまでいろいろな電子申請のサービスなどを実施してきましたが、今年度もさらに住民票、戸籍などの情報、証明書の申請ができ、オンラインで決済を完了するサービスなども提供していきたいというふうに考えているところであります。

先ほど御指摘がありましたが、部分的にオンラインにするよりも、一括して一連の流れ全体をオンラインにしていくことのほうが効果的ではないのかということなどについても、貴重な御意見としてさらに進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** よろしくお願ひいたします。

では、すみません、最後に庁内の業務効率化についてお聞きします。簡潔にお聞きします。

自治体において自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させること、これが今まで聞いてきた、お答えいただいた内容でございます。それとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められると、総務省で推進計画で策定しております。

そこでお聞きいたします。セキュリティーを確保しながら、いかに自治体の業務効率化、利便性を向上するのかというのが課題となると思いますが、どのように進めていかれるのか、お考えをお聞きします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** これまでも、そういう効率化のためにはいろんな努力をしてきましたが、新たにこうしたAIの技術を活用して、システムでありますとか、RPAシステムを導入しているわけでありましたが、こうしたシステムを導入しながら、さらに効率化をして、そしてそれによって生み出された人的資源を、さらに今必要とされる部分に活用していくということが基本的な考えであります。

そういう意味で、できるだけ市民の利便性の向上というものを前提にしながら、そういう技術革新の導入を積極的に導入していきたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 月光議員。

- 月光裕晶議員** 御答弁ありがとうございます。  
今御答弁いただいた、結局この庁内の業務の効率化というのは、最終的には市民へのサービスに直結するというのを、とてもよく御理解していただいているようでしたので、とても安心しております。ぜひ、スピードは遅くとも、効率のよいデジタル化をお願いしたいと思います。  
これで、私の一般質問は以上でございます。

## 阿部 清議員の質問

- 國井輝明議長** 通告番号11番から13番までについて、11番阿部 清議員。
- 阿部 清議員** 寒政クラブの阿部 清です。  
9月定例会初日最後の一般質問になりました。よろしくお願いいたします。
- 8月3日、4日に、山形県内に線状降水帯が発生し、置賜地区に甚大な被害が発生しております。同じところに積乱雲が次々と発生し、短時間に大雨が降り、大雨特別警報が出されるなど、記録的な大雨になりました。本市におきましても大雨に見舞われ、水害が発生しております。被災された皆様に、心からお見舞いを申しあげます。
- 8月30日、新型コロナウイルス感染症が、本市におきましても103人、そして9月3日に101人と、100人を超える日が見られました。そして、10歳未満児から10歳代の感染者が急激に増えてきておりましたが、9月5日、山形県のツイッターでは、山形県の感染者は683人、寒河江市で19人、10歳未満と10歳代で5人という結果が出ております。月曜日ということもあると思いますが、全国の感染者が6万8,043人、東京で7,896人と、全国で減っていることは明るいニュースだと思っておりますが、まだまだどこで感染するか分からない状況にありますので、マスクの着用を心がけながら、ガードスタイルを崩さないよう心がけながら、個人個人が十分

責任を持って対応していくことが重要だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今回の一般質問は、身近な生活の中で、市民から要望がありましたので、質問をさせていただきます。

まず、11番、左沢線寒河江駅から左沢駅間の赤字収支報告について質問いたします。

7月29日の山形新聞に、本県のJR6路線10区間の赤字路線がJR東日本地方路線収支を公表しました。それによりますと、地方路線は、利用状況は大きく減少しており、経営状況は厳しさを増しています。地域の現状理解と、維持可能な交通体系について議論のため、利用の少ない路線の経営情報を開示しており、1日平均500人から1,000人未満の区間などを対象とした赤字路線を公表しています。県内では、左沢線をはじめ米坂線、羽越西線、羽越本線、奥羽本線など6路線10区間で、いずれも2020年度の収支は赤字となり、寒河江駅から左沢駅間の2019年度は2億8,000万円余りの赤字となっております。左沢線沿線近くには多くの高等学校があり、8割近くが高校生の通学の足として利用されている路線です。

JR東日本は、あくまでも廃線を前提にはなく、運行本数の減便や設備の費用負担などについて自治体と議論を続けたいとしていますが、JR東日本仙台支社は、左沢線100周年記念列車イベントを4月23日、24日の両日、左沢線開通100周年号を運行し、村山地区2市5町の御当地キャラクターが集合してイベントを盛り上げた後の、JR東日本の収支報告でした。

佐藤市長が、JR左沢線沿線自治体で組織する対策協議会の会長という立場も含めて、質問をさせていただきます。

(1) 左沢線の利用者を増すことについて伺います。

2020年左沢線1日当たりの利用客数は2,791人、寒河江駅から左沢駅間は742人です。乗客

の減少は、少子高齢化や乗用車での通勤移動が大きな要因と思いますが、今まで多くの地域住民の足を支えてきた路線でもあります。左沢高校の生徒からは、両親が共働きで車の送迎が難しい高校生が多く、左沢線を使うのでなくさないでくださいと心配する声が聞こえます。また、フルーツライン左沢線は、さくらんぼや果物など産地のPRをしている路線でもあります。そして、100周年を迎えた左沢線です。寒河江駅から左沢駅間の利用者を1日1人でも2人でも増やす必要があると思いますが、市長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、JR左沢線、今年で左沢まで開通して100周年ということで、先ほどありましたが、去る4月に左沢駅のほうで記念のセレモニーイベントなども開催されたわけでありまして、先般JR東日本から、利用者の少ない在来線の区間別収支というのが初めて公表をされたところでありまして。県内では6路線10区間の赤字が示され、その中で御指摘のようなJR左沢線の寒河江－左沢間も含まれているわけでありまして。大変厳しい経営状況というのが明らかにされて、我々としても改めて強い危機感を抱いたところでございます。

御指摘のとおり、左沢線の主な利用者は高校生になっているわけでありまして。そういう意味では、少子化の影響というのが、その学生の減少につながり、そして左沢線の利用者数にも大変影響が出て、乗客数全体が減ってきているということでありまして。また一方で、これも御指摘ありましたが、公共交通網の整備、道路網の整備というものもあって、自家用車通勤への移行などもあって、学生以外の大人というんですかね、利用者数が減少している。そういったことから、寒河江－左沢間が赤字の区間になってきたというのが、その一因なのではないかというふうにも認識をしています。

しかしながら、この左沢線、学生だけの路線のみならず、学生の通学路線のみならず、また通勤の路線のみならず、沿線住民の日常生活を支える大変重要な交通機関であります。100年の歴史があるわけでありまして、必要不可欠な路線だというふうに認識をしております。私どものJR左沢線の対策協議会としても、この路線の維持のために、今まで以上に利用拡大に向けた取組を、沿線自治体とも協力しながら進めていかなければならないというふうな認識を今持っているところであります。

議員から、利用者を増やす取組はどうか、どうしているのかというような御質問がありましたが、少子化が進んでいる現状では、先ほどありました高校生の利用増加というのはなかなか見込めない状況でありますので、高校生以外の利用者の増加を図っていくということを考えていかなければならないというふうに思います。そういった意味では、方策について関係機関と十分に連携をしながら、また沿線住民の皆さんの協力をいただきながら、利用拡大、そして観光面での交流人口の拡大なども含めて、その取組を鋭意、早急に検討を進めていきたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。市長から、左沢線では人口減少、それから通学の乗客等の減少ということは大きいということで、高校生はこれ以上望めないのかなというような話でありました。そのほかに、やっぱり観光の拡大、それから沿線の住民の安心と足として必要なのであるから、今後も頑張っていきたいというような話であります。本市の寒河江駅西側の沿線に、まだまだ開発予定地として含まれていると思いますので、住宅団地計画、それから工業団地増設なども含めて、左沢線利用の可能性も含めた都市づくりということも、まだまだ

可能なのかなと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

続いて、(2)左沢線利用補助制度の創設について伺います。

令和4年3月23日、本市でもゼロカーボンシティを宣言いたしました。2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指し、温室効果ガスの影響により気温が上昇し、気候変動などを引き起こす地球温暖化の課題解決に取り組むこととしております。私も、地球温暖化対策を推進し、この緑あふれ笑顔輝く美しいまちを未来のさがえっ子に引き継いでいくためにも、省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及拡大などの取組を強力に進めていくべきだと考えています。

そこで、現在、自家用車通勤をしている自治体の職員や工業団地で働く社員の皆さん、沿線近くに勤務する皆さんに左沢線を活用していただくために、利用しやすい定期購入補助金制度を設け、自家用車通勤の皆さんに、ゼロカーボンの趣旨とCO<sub>2</sub>排出の削減の協力をお願いし、月1回でも左沢線を活用してもらうなどの利用拡大を図りながら機運を盛り上げていけないか、市長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま阿部議員から御指摘ありましたが、寒河江市では、今年3月に寒河江市ゼロカーボンシティ宣言をさせていただいて、地球温暖化の課題解決に向けて、二酸化炭素の排出量削減に鋭意取り組んできているところであります。

議員から、自治体の職員や寒河江中央工業団地に勤務している方から、積極的にこの左沢線を通勤に活用していただきたい、そのための補助制度を創設して利用拡大を図ってはどうかという御提案であります。通勤や移動の手段として左沢線をはじめとする公共交通機関を利用するということで、自家用車を利用する場合に

比べて二酸化炭素排出量の削減にもつながっていくというふうに考えておりますので、地理的な条件からして、寒河江市あるいはこの周辺というのは、自家用車に依存しなければならないという度合いが非常に強い地域ではあるわけにありますけれども、我々としては可能な範囲でこの左沢線などの公共交通機関の利用を促進していく必要があるかというふうに思っておりますので、今後その利用促進に向けて、補助制度なども含めて、啓発活動なども含めて、いろいろ検討していければというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 市長からは、寒河江駅は自家用車の依存度が非常に高いという中で、左沢線の利用促進をしていくというふうに検討したいということですが、できるだけ左沢線を、1人でも2人でもいいですので、使いやすくなるような状況づくりをお願いできればと思います。市民の方から、山形市で行われるコンサートに行くときに、左沢線を当たり前のように使っていると伺いました。山形のイベントに行くときに、左沢線に乗ると乗車割引があるとか、いろいろ楽しめるものがあるのもいいものと思います。少しでも左沢線を活用できる環境をつくっていくことも大事なことだと考えております。

また、JR発行のSuicaカードは、現在寒河江駅まで使えます。寒河江駅から左沢駅を使用している人たちは、廃線になるからと思っている利用客も多いと思いますので、そのことも含め、今後のJR対策の検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

新潟県上越市にあるえちごトキめき鉄道の記事がありました。私鉄ですが、今まで日本のローカル線が取ってきた、乗って残そう、地域の足を残そう、という方針をやめるということを宣言しました。一番のお客さんは、地元の高校

生の生徒の皆さんで、彼らは当番を決めて、駅の掃除が当たり前になっています。いすみ鉄道は、沿線の菜の花が有名になりましたが、地域の人たちによって管理されています。駅の掃除も花壇の手入れも、地域の人たちと一緒にしています。全て自分たちで何とかしなければならぬ鉄道だからです。地域の皆さんに理解していただくことが一番だと感じました。との記事がありました。線路を存続させるための地域住民の思いが伝わってきます。

また、岡山県と広島県をまたぐ芸備線も、利用者の減少による存続問題が上がっており、話題性や広島カープの応援を含め、市民の利用を促進するために、広島カープの強力なバックアップを得て、芸備線にカープ号が走っている記事がありました。ローカル線の存続問題は、メディアに取り上げられることが増え、地方自治体の大きな課題となりつつあるとのニュースでありました。多くの在来線の収支赤字は、沿線の住民にとって真剣に考える問題と考えています。

左沢線寒河江駅から左沢駅間について、沿線自治体と将来像に真剣に協議をお願いし、この件についての質問を終わります。

12番、小中学校におけるICT教育について伺います。

令和3年12月、ICT教育について一般質問した際には、「令和元年にGIGAスクール構想の中で、多様な子供たちを誰一人残すことのない、公正で個別最適な学びを全国の学校現場で持続的に実現させることを目的としている、令和5年まで1人1台のタブレット端末による教育を予定したが、コロナ禍による災害発生を考慮し、前倒しをして令和3年2月にタブレットを活用した、子供同士の意見や議論、協働的な学びや思考力、判断力の向上を目指し、お互いに高め合う教育を進めている。タブレットは、文房具や鉛筆、ノートと同じようになくてはな

らないものである」と、教育長からの答弁がありました。

子供たちは、家に持ち帰ってタブレットを活用し、宿題や予習・復習、夏休みの研究から、授業でプログラミングをしてゲームを組み立て、活用していると聞きますが、様々なタブレットの活用に、今後の成長を楽しみにしている一人でもあります。

そこで伺います。本市のICT教育は、令和3年12月の一般質問で、コロナ禍の中、体調不良で学校を休んでも、学校と家庭でタブレットを活用したりリモート授業を活用している。本人が操作をして、授業に参加できる状況にあると、教育長からの答弁でありましたが、令和3年2月から現在までの進捗状況について伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 本市のICT教育の進捗状況についてですが、市内の子供たち全員にタブレットを配付しました令和3年2月以降、学校を休んだ場合のリモート授業におけるタブレットの活用だけでなく、日々の授業においても各学校でタブレットを活用したICT教育を推進しております。具体的には、インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録を蓄積すること、グループや全体で意見や考えを議論して整理することなど、今議員から御指摘ありました個別最適な学び、そして協働的な学びを通して、今求められております主体的、対話的で深い学びの実現のため、様々な活用に取り組んでおります。

こうした日々の取組により、令和4年4月19日、小学校6年生と中学校3年生を対象に行われました全国学力・学習状況調査では、学校で、学校の友達と意見を交換する場面で、PC、タブレットなどのICT機器を週1回以上使っているという割合は、全国平均を本市の小学校が8.5ポイント、中学校が1.9ポイント上回

っております。また、学校で自分の考えをまとめ、発表する場面で、PC、タブレットなどのICT機器を使っているという割合は、小学校が11.5ポイント、中学校が5.2ポイント上回っております。今後も、会議や研修会等で、学校でのよい事例を共有し、本市全体でICT教育を推進してまいります。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。教育長のほうから、今、日々の授業の中でタブレットを使っている中で、全国のICT平均を上回っているという答弁でございました。ICT教育の内容が、非常に良好な中で進んでいることに感謝をしたいと思います。各学校の先生方が、生徒一人一人に合わせた学習ができており、生徒の興味や関心をうまく引き出している結果だと思います。これからも、タブレットを有効に活用していただき、子供たちのモチベーションを高められるようお願いしたいと思います。

また、コロナ禍の中、様々な事情で教室の授業を休んでいる子供たちに配信することを継続していただいて、子供たちの学びを止めないよう、十分に御配慮願いたいと思います。よろしくをお願いします。

(2) 小学校・中学校でICT教育を受けておりますが、小学校のタブレット活用の目標と、中学校のタブレット活用のレベルは大きく異なっていくと思いますが、小学校や中学校でのICT教育の目標について、具体的な例を挙げて説明をお願いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 小中学校でのICT教育の目標についてですが、教育委員会といたしましては、タブレット配付とともに、情報活用標準スキル表並びにICT活用標準スキル表というのを作成しまして、小中学生の学年に応じた活用に必要な力を明示しております。例えば、小学校1年生では、タブレットのカメラで花など

の観察物を撮影して、それを友達の写真と比較して、その違いなどについて話し合うことで、情報の収集から吟味、表現までの一連の学習活動を例示しています。中学3年生では、課題に応じて情報収集の方法を適切に選択し、フローチャートを利用して解決までの道筋を計画し、その結果と解決過程をプレゼンテーションすることで、新たな価値や課題を示すことを求めています。各学校では、このスキル表を基にして、子供たちの実態に応じた指導を行っているところ です。

5月から各小学校で開催しました学校施設整備計画説明会の資料でもお示ししました、子供たちがタブレットを持ち寄って、教室のいろいろなところで議論をして、課題解決を図るイラストがありましたけれども、こういったことが、本市が目指すタブレットを日常使いた学びの姿だというふうに思います。こうしたことの実現のためにも、機器と施設の整備に努めてまいります。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。小学校1年生は、本当にタブレットを初めて使うということで易しいところから、そして中学校は、情報の収集、そしてプレゼン等をしながら課題を解決していくという、本当に徐々に興味を持ちながらできる課題なのかなと思っています。子供たちが、早い時期からICTの環境に慣れ、それを生かして自分のやりたいこと、そして覚えたいことなど様々な情報を得ることは、自分の将来を見据えた自分探しの際に多様な価値観と触れ合うことが、人間性が非常に豊かになってくるものと思っています。そのための環境として、ある程度の規模での集団で学ぶことが望ましいと考えておりますが、まず楽しんで、自分から進んで活用できるICT教育、今後ともよろしくをお願いしたいと思います。

(3) 本市では、タブレットを自宅に持ち帰

り、自習や復習に使い、自分のできる操作を駆使し、様々な挑戦をしていると聞きます。タブレットは、基本的に貸与になっておりますが、取り扱い方によっては損傷や事故、不具合などが生じてくることもあり、生徒が修理をしてもらいながら使っていくには、付与より貸与のほうが親としては安心していられると伺いました。子供たちに同じような状態でタブレットを貸与していくには、本市のタブレット交換時期をどのように考えているのか伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 先ほども申しあげましたとおり、本市では整備したタブレットを子供たち一人一人に貸与し、当初から学校や家庭での学習にも活用しております。これからの子供たちの学びにとって、タブレットなどのICT機器は必須アイテムであり、ICT環境は、先ほどありましたように、鉛筆やノートなどの文房具と同様に、教育現場にとって不可欠なものとなっているということと認識しております。

一方、タブレットの活用が進むほど、議員の御質問にもありましたとおり、タブレットの損傷、事故、不具合などが起こっております。本市では、小中学校の児童生徒に貸与しているタブレットを効果的かつ支障なく利用できるよう保守点検業務を委託しており、サポート窓口で修理や動産保険の対応をし、速やかに児童生徒の元へタブレットが届くように努めております。

さて、本市のタブレット端末の更新の時期についてですが、貸与してから5年を経過する令和7年度をめどに、新しいタブレットの導入を行動計画の中で想定しており、令和8年度より小中学校の全児童生徒に、現在と同様に貸与する予定ですが、その導入の際には、国のGIGAスクールに対する政策や動向を見ながら柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 御答弁ありがとうございます。

子供たちがICT教育を自分のものにするためにも、タブレットは文房具の一部として、いつでもどこでも使えるような環境づくりというのが大切になってくるのかなと思いますし、令和7年に交換するというところでありますが、新しく入学する子供たちにも貸与の方向で継続していただけるということでもありますので、適切な予算措置、これを十二分をお願いして、この質問を終わりたいと思います。

13番、輸入原料高騰による農業生産資材の価格高騰が続いている、市独自の支援について伺います。

新型コロナウイルス感染症の長期化や、円安、理不尽なロシアによるウクライナ軍事侵攻など国際的問題が重なり、原油や食料、生活に必要な様々な原料が高騰し、全ての暮らしを直撃しております。農業も例外でなく、深刻化するウクライナ情勢を背景に、産業に必要な穀物や生産資材の高騰、農業に必要な肥料や農業用ポリなどの生産資材価格高騰により、農家の生産意欲も減退していく状況にあります。生産者がこの難局を乗り切るための支援について伺います。

酪農家はじめ畜産農家への支援について伺います。

酪農の飼料高騰は、特にトウモロコシなどを主原料とした飼料については、大幅な高騰から固定費が増大し、経営が深刻な状態にあると聞きます。コロナ禍の影響により、外食産業や学校給食等の乳製品の消費量減少により、酪農経営に大きなダメージを受けている中、県は配合飼料価格の急激な上昇による畜産経営への影響を緩和するため、畜産農家への配合飼料価格高への支援を決定いたしました。令和4年4月から6月平均価格、上昇平均価格との差額を助成するものであり、対象者は令和4年度配合飼料価格安定制度契約者、全畜種で補助率2分の1、1トン当たり上限1万円。対象期間は、令和4

年4月から6月購入分の経済支援であります。生産者からは、まだ厳しい現状を訴えている声があります。費用の高騰が続けば、酪農をはじめ畜産農家に与える影響は甚大で、経営がどこまで我慢できるかとの声もあります。

そんな中で、本市の緊急対策として独自の支援ができないか、見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 阿部議員御指摘のように、飼料価格の高騰、畜産農家の皆さんには大変な負担となっているという状況であります。畜産経営コストに占める飼料費の割合というのは、搾乳牛の場合ですと45%を占めているところであります。その飼料価格の高騰というのは、酪農家に大変負担になっております。また、肥育牛、肉用牛の飼料費の割合というのは30%、それから鶏卵ですと47%となっているというふうに聞いております。

御質問、酪農家をはじめ畜産農家への寒河江市の独自の支援はどういうことかということですが、今般の補正予算に、畜産農業緊急支援対策交付金というものを予算計上させていただいているところでございます。この支援策については、畜産物を出荷販売している畜産農家に対して、高騰している飼料などの経費の一部として、乳牛・肉用牛については1頭当たり1万円、それから採卵用の鶏については1羽当たり50円の支援金を交付して、畜産経営の安定に行使していただきたいということで支援を考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。私がお願いしたときには、まだこの補正というのが分からずに一般質問をつくってしまったということがありましたので、ちょっと一足遅れた感じもありましたが、本当に細かいところまでの補正をしていただきましてありがたいと思います。ただ、今のロシアがウクライナのほうに侵攻

しているということは、簡単に収まりそうにないというふうに考えている状況にあります。まだまだ原料の高騰が続いていくと考えますので、今後とも継続しての支援というものをよろしくお願ひしたいと思ひます。

(2) 農業生産資材高騰による農家への緊急支援について伺ひます。

農業生産資材の高騰は、中国の輸出規制やロシアのウクライナ軍事侵攻等による原油高騰、ナフサ価格が高騰し、トンネル用農業ビニールハウス、農業用ポリなどの農業生産資材の原料が高騰し、主な化学肥料の原料である原油、天然ガス、リンやカリの鉱石など、ほぼ全量が輸入で対応していますが、円安などの影響もあり、窒素の輸入価格で94%、塩化カリウムで80%の値上げを発表しております。生産者は厳しい状況を訴えており、このまま価格の高騰が続くと経営的にダメージが大きい、これ以上続くと継続してけるのか心配だとの声もあります。本市においても、農業資材の高騰は、農業経営を圧迫している現況にありますので、本市の農業者を支援する独自の緊急支援ができないか、市長の見解を伺ひたいと思ひます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 農業生産資材の価格高騰対策ということについては、肥料については、国において肥料価格高騰対策事業というのが示されております。これは、海外原料に依存率の高い化学肥料の利用低減や、堆肥などの国内資源の活用に取り組むことという一定の要件はあるわけにありますけれども、農家の皆さんに対して肥料コスト上昇分の7割を支援するという制度でござひます。

市で独自の支援についてということですが、これも今回の補正予算のほうに計上させていただいて、農業経営緊急応援事業ということで、これも市の単独事業になるんですが、計上させていただいております。これは、燃油、

資材等の急激な値上がり、それからコロナ禍の長期化による販売価格減少により経営に大きな影響が生じている農業生産者に対して、応援給付金ということで交付をさせていただいて、営農継続への支援をさせていただくということにしております。

支援の内容については、令和3年の農業収入が100万円以上の農業経営者に対して、農業収入の区分に応じて3万円から10万円を支援することにしております。また、認定農業者の方へは上乘せ支援として2万円を予定しております。最大12万円の支援金を交付していこうというものであります。また、新規就農者で農業収入が100万円に満たない方でも、新規就農者を対象として支援を行っていくということを考えているところであります。

先ほど来お話ありましたが、生産資材の高騰については、先行きが見通せない不透明な状況が続いておりますので、我々としても今後の動向にも十分注意、注視しながら、対応を検討していかなければならないというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。農業資材への支援ということで、応援給付金という形で支給するというものであります。市長も言われましたが、やはりそれなりの収入があればいいんですが、特に新規就農の場合には、まだ先が見えない中でこういう状況というのは非常に苦しい状況にあるのかな、自分の将来もままならない状況にあると思いますので、少しでも多額の支援というものをよろしくお願いしたいと思います。

それから、先ほども酪農、畜産のほうでもお話ししましたが、やはりこの状況がなかなか長期化する可能性があるということも含めながら、本市におきましても、市民の生活に十分配慮した支援の補助というところも考えていただいて、

よろしくようお願い申しあげ、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

散 会 午後4時18分

○**國井輝明議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和4年9月8日（木曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
佐藤志津男	教育長	鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
武田伸一	企画創成課長	小泉尚	財政課長
東海林恒	防災危機管理課長	武田新二	建設管理課長
猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	小林博之	商工推進課長
志鎌重美	子育て推進課長	今野育男	学校教育課長

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主事	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第3号 第3回定例会  
 令和4年9月8日(木) 午前9時30分開議

再 開  
 日程第 1 一般質問  
 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

- 國井輝明議長** おはようございます。  
 ただいまから本会議を再開いたします。  
 本日の欠席通告議員はありません。  
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
 この際、鈴木みゆき議員より発言訂正の申出がありますので、これを許します。鈴木議員。
- 鈴木みゆき議員** 9月6日の一般質問におきまして、通告番号4番、低所得の子育て世帯に対する支援についての質問中、訂正前は「子育て世帯に対する支援としまして、本市での学校給

食の無償化や、10月から3月まで水道料金の免除など」と申しましたが、訂正後は「子育て世帯に対する支援としまして、本市での学校給食の無償化や、10月から3月まで水道基本料金の免除など」に訂正したく、議長の許可を得たいと思いますので申し出ます。以上です。

- 國井輝明議長** 本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

### 一 般 質 問

- 國井輝明議長** 日程第1、引き続き一般質問を行います。  
 通告順に質問を許します。

#### 一般質問通告書

令和4年9月8日(木)

(第3回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
14	有機質肥料を活用し、輸入原料の化学肥料に頼らない農業経営を目指して	(1) 畜産の自給飼料の取り組みについて (2) 化学肥料から有機質肥料への転換について (3) 耕畜連携の推進について	9番 佐藤 耕治	市長
15	災害に強い安心・安全なまちづくり	(1) 急傾斜、特別警戒区域の安全対策について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
	について	(2) 公共施設の豪雨対策について		
16	市内経済活性化に向けて	(1) プレミアム商品券の継続的な発行について (2) 利益率を踏まえた給付金の支給について (3) 様々な物が値上がりしているなか、市発注の公共事業にも影響する のか	8番 古 沢 清 志	市 長
17	災害被害と減災について	(1) 避難中のけが等についての保険適用について (2) 市管理下における河川改修について		市 長
18	児童生徒の安全について	(1) 不審者の把握について (2) 保護者や地域の方との連携について		教 育 長
19	令和3年度決算について	(1) 令和3年度決算を検証しての感想は (2) 決算内容をふまえ、公共施設の見直し計画に対する影響は (3) 約2年にわたる新型コロナの対応に対する評価をどう検証しているか	14番 柏 倉 信 一	市 長
20	教育行政について	(1) 本市における教育政策全般に対する評価をどのように分析しているか (2) 本市における教育施策をはじめ、政策全体の市内外に対するPRの取り組みについて		市 長 教 育 長
21	3年前から猛威を奮っている新型コロナウイルス対策について	(1) 令和2・3年度決算書「主要な施策の成果に関する説明書」の最後のページ「新型コロナウイルス感染症対策に要した経費」の資料2枚を比較すると、この2年間で多額の財政支出をしてきたことが理解できます。今まさに感染者がピークに達した現況の中で、これまでの2年間の本市を、どのように捉え、今後の対策をお考えなのか。	15番 木 村 寿太郎	市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
22	学童保育全般について	<p>(2) 施策の一つであり、大好評であった「プレミアム付き商品券」を含めて地域経済の活性化について今後どのように行っていくのか。</p> <p>(1) 学童保育は多くの運営方法があると伺っているが、本市はどのような方法を採用しており、課題などないのか。</p> <p>(2) 各学校の人数や指導により運営の格差などはないのか。</p> <p>(3) 指導員・支援員等の資格者不足が起こっていないか。</p> <p>(4) 今後の小学校の統合に向けての課題。例えば保護者の送迎を社会福祉法人や株式会社等へ委託するなどの考えはあるのか。</p>		市長
23	農業問題	<p>(1) さくらんぼ収穫期における本市職員の農作業従事現況</p> <p>(2) 来年の取組み</p>	13番 荒木春吉	市長

※表内の文字表記は実際の通告書に基づき掲載しております。

### 佐藤耕治議員の質問

- 國井輝明議長** 通告番号14番、15番について、9番佐藤耕治議員。
- 佐藤耕治議員** おはようございます。  
寒政クラブの佐藤耕治です。一般質問2日目、よろしくお願いいたします。  
新型コロナウイルス感染に遭われた方々にお見舞いを申しあげるとともに、御回復をお祈りいたします。また、先月の豪雨災害に遭われた皆様にお見舞いを申しあげます。さらに、被災地でボランティア活動を実施されている皆様に感謝を申しあげるとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。  
早速一般質問をさせていただきます。

通告番号14番、有機質肥料を活用し、輸入原料の化学肥料に頼らない農業経営を目指して。

最初に、(1) 畜産の自給飼料の取組について。

去年は飼料用のトウモロコシが世界的な干ばつにより生産量が低下しているとお聞きしており、飼料価格が高騰しております。また、国内の自給飼料も不足していると言われております。本市の畜産における自給飼料の取組についてお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

佐藤耕治議員からは、畜産の自給飼料についての本市の取組ということでお尋ねがありましたが、日本の飼料自給率というのは約25%、残り75%は海外輸入飼料というふうになっている

わけでありますので、輸入飼料の高騰というのが畜産経営へ大きく影響をしているという状況にあるかというふうに思います。

本市の飼料作物の作付状況につきましては、今年の時点で、転作作物としての飼料用米が28ヘクタールあります。それから、牧草などの飼料作物は4ヘクタールの作付が見込まれているところであります。この牧草等については、畜産農家の方が自ら作付をして自給飼料としているというふうになっております。

寒河江市の農業再生協議会が策定をしております令和4年度の水田収益強化ビジョンにおきましては、飼料用米について、需要者との3年以上の複数年契約を結ぶ取組でありますとか、低コスト生産の取組への助成などを計画しているところであります。飼料用米を中心とした飼料用作物の生産面積増加を目指しているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 市のほうでも、農業再生会議において、様々な思案、そして施策等も行われながら補助を行ってもらっているということでありまして、飼料用の28ヘクタール、そして牧草の4ヘクタール、当然栄養価値そのものは様々な面で違うこともございます。しかしながら、私が大切だと思っているのを1つちょっと提案したいと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

自給飼料率の向上と米の生産調整を目的とした取組として、自給飼料、畜産農家では、トウモロコシ、飼料米と稲発酵粗飼料、稲ホールクロップサイレージ、通称WCS用稲というものがあります。

WCS用稲とは、稲の穂と茎、葉を丸ごと刈り取ってロール状に成形したものをラッピングして乳酸発酵させた牛の飼料であります。WCS用稲は稲作農家が取組をすることが可能であります。

WCS用稲作農家のメリットとして、1つ、排水不良田や未整備田でも作付が可能であり、農地の有効利用が図られます。1つ、田植や水管理等は、通常の稲作栽培体系と同じです。1つ、麦・大豆等の連作障害を回避することができます。

WCS用畜産農家のメリットとして、1つ、牛の嗜好は良好です。1つ、長期保存により年間または冬期に安定した給与が可能です。1つ、飼料生産のための労力を外部化することで、規模拡大（増頭）が望めます。

飼料米の稲作農家のメリットとして、1つ、排水不良田や未整備田での作付が可能であり、農地の有効利用が図られます。1つ、田植や水管理等は、通常の稲作栽培体系と同じです。1つ、農機具について新たな投資が要りません。1つ、麦・大豆等の連作障害を回避することができます。

畜産農家のメリットとして、1つ、原料の多くを輸入に依存している農耕飼料の代替として利用が可能です。1つ、長期保存が可能です。1つ、既存の配合飼料と同様の取扱いで給与でき、特別な設備や手間は不要です。

以上のことから、自給飼料率の向上に向けた取組が必要ではないかと私は考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、輸入飼料価格が高騰している昨今の状況を鑑みますと、国内の自給飼料の活用というのが畜産経営の安定化、食料安全保障の面からも大変重要であるということは御案内のとおりでございますし、また食料自給率、全体の食料自給率についても、食料輸入がウクライナ侵攻やロシアへの経済制裁などから大きな影響を受けているわけでありまして、そういった意味で、食料安全保障面から大変今懸念をされている状況であります。

令和3年度の日本の食料自給率というのは、

カロリーベースで38%にまだとどまっているということでもありますので、国では令和12年度までに45%まで高める目標を掲げているわけでもありますので、自給率の向上というのは、必要に迫られている、言わば喫緊の課題だというふうに思います。そういったことから、本市においても、農業生産力の強化、経営安定化などの取組について、今後も鋭意進めていきたいというふうに考えているところであります。

今佐藤議員から御紹介いただいたWCS用稲などについての取組というのは、本市においても、いろいろ御紹介をいただきましたが、生産者の皆さんからも、いろんな御意見、あるいは御要望なども、さらにお聞きをしながら、寒河江市にとって取り組みやすいというんですかね、取り組むことができるような方法などをさらに研究して、検討していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 前向きな答弁をしていただきましてありがとうございます。

ぜひ今後、人間の自給率、食料の自給率、そして飼料の自給率、大変重要な問題であると私は思います。全てにおいて輸入に頼っていることが今世界的に問題になっていることでもありますので、ぜひ前向きに検討していただきまして、農家の方々の話し合いを十分にさせていただくようお願いして、次の質問に入らせていただきます。

(2) 化学肥料から有機質肥料への転換について。

日本の近代農業は、食料増産に向けて、有機質肥料から化学肥料の特性を生かした即効性と緩効性を組み合わせた栽培や肥料散布が容易なことから多くの農家で利用されてきました。しかし、化学肥料の原料は輸入によるものがほとんどであります。原料の価格高騰は農家直撃であります。今後、持続可能な農業経営には化学肥

料から有機質肥料に転換して利用することで安定経営が図られると私は考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 議員御指摘のとおりかというふうに思っておりますが、今年度、新たに寒河江市の単独事業として水田地力向上対策事業補助金というものを創設させていただきました。堆肥散布による有機質肥料を活用して土壌改良を行う水田への助成を行うことにしたところであります。

この事業については、昨年の米価下落や化学肥料などの高騰により稲作農家の経営圧迫が懸念されることから、これまで効果の持続性は高いものの即効性に乏しいために本市の水稲栽培にはほとんど使われなくなった堆肥散布を促進し支援するというところで、化学肥料の削減による低コスト化及び地域内循環の農業の推進を図るというものでございます。土壌改良剤の共同散布時に市内畜産農家から購入した堆肥を散布する場合に、10アール当たり100円を助成しようということでございます。

市といたしましては、この制度なども普及・活用していただきながら、有機肥料への転換を一層促進してまいりたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁をいただきました。

国でも、有機質肥料については、20年ほど前からかなり推進してくださっていることもございます。しかしながら、先ほど市長からも答弁ありましたように、即効性に乏しいということもございますが、今研究機関の中では業者が、数はちょっと分かりませんが、即効性のアンモニア態窒素における肥料が袋詰めで発売されております。そしてなおかつ、有機質の中でも、今堆肥ということもございますけれども、魚粉、貝殻、卵の殻、様々な有機質もございますので、

それを組み合わせて堆肥と投入するということが  
すごく重要ではないかと思っているところでご  
ざいますので、ぜひ今後も単独で支援をお願い  
したいと思っているところでございます。

続きまして、(3) 耕畜連携の推進について。

昨今の物価の高騰につきまして、先日一般質  
問をされました阿部議員の答弁においても、支  
援策を講じていただいたことに対し、大変感謝  
申しあげます。

また、配合飼料価格安定制度の農家拠出金の  
負担軽減や輸入に頼らない飼料生産対策に力を  
入れるべきでないかと私は考えます。

今後の取組として、市内の畜産農家と稲作、  
果樹、野菜、花卉園芸等の栽培農家と連携する  
ことで、安定した堆肥供給が図られれば、農家  
相互の安定と経費削減につながるのではないで  
しょうか。

さらに、稲作農家は畜産農家へ、稲わら、も  
み殻等を供給し、また畜産農家の畜舎から排出  
された堆肥を稲作、つや姫農家やさくらんぼ農  
家、紅秀峰をはじめ、園芸農家に供給し循環す  
ることで、肥料の自給率が上がることで、価格  
変動に左右されず輸入に頼らない農業経営がで  
きるのではないのでしょうか。

以上のことから、畜産農家と稲作、園芸農家  
との耕畜連携を進めることで、輸入に頼らない  
体系こそ持続可能な地域農業につながると私は  
考えますが、市長の御所見をお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほども若干申しましたが、令  
和4年度の水田収益強化ビジョンにおきまして、  
飼料用米を作付した圃場から発生した稲わらを  
畜産業に活用した場合、産地交付金の対象とす  
る取組を行っているところであります。

また、令和3年度に策定をした寒河江市畜産  
クラスター計画において、畜産農家から稲作農  
家などへの良質堆肥の還元、稲作農家からもみ  
殻等の供給といった耕畜連携・資源循環型農業

を推進するという事とともに、果樹などの水  
稲以外の作物についても、堆肥利用の拡大を図  
って、地域全体の農産物生産に貢献できる地域  
に根差した体制を構築することを目的というふ  
うに掲げているところであります。そういった  
議員御指摘の点などについて今進めているとい  
うことになるかというふうに思います。今後  
とも、寒河江市といたしまして、耕畜連携の推  
進に一層努めて、農家の経営安定、よりよい環  
境づくりを進めていきたいというふうに考えて  
いるところであります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁ありがとうございました。

昨年度の令和3年畜産クラスター協議会、幸  
生のほうに開設されまして、様々な農家の方々  
からも大変いい試みだなということがございま  
す。実際、山形県内でも、クラスター協議会  
はじめ、耕畜連携というものがベストアグリ賞を  
はじめ約十何か所で行われているというよう  
なことも聞いておりますし、私も4か所ほど視察  
研修等も行かせていただきました。本当に循環  
して農業をやっていくということがすごく大切  
だなというふうに思いますので、ぜひ今後も支  
援のほうをよろしくお願い申しあげまして……、  
すみません、それと畜産の堆肥についてなんで  
すけれども、堆肥を散布するためには、これま  
で容易でなかったということからすれば、大変  
散布する機械、散布機というものが歩行型から  
自動、乗用型と様々ありまして、リッター数も  
40リッターから2,000リッターほどの容量を持  
つ機械等もございますので、ぜひ堆肥散布機等  
の支援策等も検討していただければと思ってい  
るところでございます。

続きまして、通告番号15番、災害に強い安  
心・安全なまちづくりについて。

災害の対策としては、多くの課題がある中で、  
絞ってお伺いしたいと思います。

(1) 急傾斜、特別警戒区域の安全対策につ

いて。

次々と発生する発達した積乱雲が組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過するため、停滞することによって出される線状に伸びる50キロから300キロメートル程度、幅20キロから50キロメートルほどの強い降水を伴う雨域です。近年、線状降水帯が猛威を振るい、各地で甚大な被害をもたらしております。降雨により土に含む水分が70%以上に達すると、傾斜地における土が緩みを帯びて崩れると、専門家の説明がありました。

本市においても、防災マップの土砂災害情報に記載されております急傾斜、特別警戒区域箇所が存在しております。土石流、急傾斜地の地滑り、崩壊などが想定され、柴橋地区の松川をはじめ、特に箇所数が多い西部地区が挙げられます。急傾斜、特別警戒区域における今年度の整備状況についてお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 急傾斜、特別警戒区域についての御質問であります。この急傾斜、特別警戒区域における安全対策というのは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律というのがございまして、それに基づいて、一定の要件を満たし、山形県が指定いたしました急傾斜地崩壊危険区域において整備が行われているのは御案内のとおりでございます。

現在、市内では、この急傾斜地崩壊危険区域に24か所指定されております。全ての箇所において一旦施工が終了している、終わっているというふうになっております。

なお、この当該事業の実施主体というのは山形県であります。事業費の20%は市が負担をさせていただいている状況であります。

今年度の施工箇所というのは2か所あります。1か所目は、令和2年7月豪雨で崩落いたしました白岩楯地内の斜面の吹きつけのり砕工事でございます。事業期間は令和2年度から5年度

までの予定になっております。

もう一か所目は慈恩寺松倉地内、醍醐小学校の北側になりますが、この擁壁ブロックへのこれも吹きつけのり砕工事でございます。事業期間は令和3年度から8年度までの予定になっております。

市といたしましては、引き続き、必要に応じて危険箇所の整備については、県はじめ関係機関などに要望していきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 危険箇所が県のほうで24か所ということで、現在2か所の整備計画等実施されているということでありまして、地域住民の方々からすれば、当然災害が起こって、今年もそうですけれども、2年前もそうなんですけれども、激甚災害。激甚災害は、あくまでも崩れたところを修復するのみということになります。しかしながら、県土強靱化の中でも、そして国土強靱化の中でも、災害が毎年起こってくるということからすれば、せんだつても寒河江市のほうから県のほうに要望書を提出していただいているところでございますけれども、ぜひ、この24か所のうち、国土強靱化に近い、万が一崩れるであろうと思われるものを、県の基準の法律だけじゃなくて実際住んでいる方々の意見を聴取しながらも、ぜひ県と国のほうに要望していただきたいと私は考えますけれども、市長の御意見を頂戴したいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市といたしましては、それぞれの地域にお住まいの皆さんの安全、生命、財産を守るというのが使命でありますから、そういった場合、そういう危険地域の災害などをやっぱり事前に、できるだけそういう危険を排除していくということは必要だというふうに思っておりますので、そういったところ、それぞれの危険区域の状況など、さらにつぶさに調査をさ

せていただいて、そういう場所については、必要に応じて関係機関に対して要望させていただきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ぜひ、安心・安全なまちづくりのためにも、災害が起こってからこうすればよかったということのないように十分検討していただくようお願いするとともに、当然、先ほどの市長の答弁からもありますように、十分検討するということでもありますので、ぜひ県のほうに要望をお願いしたいと思っているところでございます。

次に、(2)、公共施設の豪雨対策について。

河川の増水被害において、特にグリバーさがえやチェリーランド河川敷公園については、流木や土砂の堆積等の被害が報告されております。このたびの8月豪雨による被害はグリバーさがえでありましたが、災害が起きるたびに多額の費用や復旧期間を要することから豪雨対策が必要と考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 佐藤議員から御指摘のとおり、これまでも災害のたびにというんですかね、大きな災害があると、グリバーなどが被害に遭っているという状況があります。今年もそうですけれども、令和2年の7月豪雨においても、グリバーさがえ、それからチェリーランド河川敷公園においても、流木、土砂堆積などによる被害があったわけでありまして。

この令和2年の7月の豪雨の対策というのは、特にグリバーについて申しあげますと、都市災害復旧事業として国庫補助による災害復旧工事を実施していただきましたが、土砂の撤去に期間を要したことから、令和4年、今年の5月下旬からようやく利用が再開されたというふうになっております。

御案内のとおり、グリバーでは、今年の9月

18日でしたかね、トライアスロンの全国大会を開催する予定でいたわけでありましてけれども、8月3日からの大雨によって、再び多くの流木、それから土砂堆積、フェンス破損などの被害が出ましたので、この大会は中止せざるを得ないというような状況になっているところであります。

今後の復旧につきましては、先般の太田議員の御質問でもお答えをしましたが、国の災害査定を受けるために、現在、測量作業、復旧費の算出、復旧工事発注のための設計作業を進めているということでありまして。

公共施設の豪雨対策といたしまして、その一つとして、令和2年7月豪雨など近年の激甚な水害、それから気象変動による水害の激甚化・頻繁化に備えて、最上川流域の全ての関係機関の協働によって流域全体で水害を軽減させる治水対策を計画的に推進することを目的として、国や県、市町村などで構成される最上川流域治水協議会というものが設立されております。

この協議会では、最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト、それから最上川水系流域治水プロジェクトというものを策定して、堤防整備、河道掘削、分水路整備などを推進していくことにしております。

また、流木対策としては、流木化する可能性の高い溪流内の立木の伐採、それから立木捕捉式ダムの設置などが計画をされているところであります。

このプロジェクトの推進によって、最上川の豪雨対策として機能することが大いに期待されているところであります。

また、グリバーさがえにつきましては、そういう協議会全体の対策とともに、早期復旧をしていかなければなりませんので、そのために土砂排除のしやすい構造などについて、河川管理者の国土交通省と協議を進め、災害に強い施設づくりなどについても、これから検討していき

たいというふうを考えているところであります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁をいただきました。

寒河江市のみならず、流域の協議会を立ち上げながらプロジェクトを活用していくということで、前向きに答弁をいただきました。本当に今回のトライアスロン、大好きな人はすごく待ちに待った、コロナ禍でもありますので様々行っていると思いますけれども、本当に夢を壊さないためにも、スケジュール的には当然事前に数か月前から準備はするんですけども、当然選手の方々も参加するの方々も、準備の中で、やっぱりイベントを中止するということが、自然災害だから仕方ないということであれば、本当にこの流域関係のチェリーランド河川敷公園はじめ、グリバーさがえ等でイベントができなくなるということもありますので、ぜひ35市町村のうち33市町村が最上川に隣接している市町村でもございますので、ぜひこれは前向きに捉えながら災害の少ないまちづくりのために考えていただきたいと思っておりますのでございます。ぜひ、今後ともよろしく願い申しあげまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

### 古沢清志議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号16番から18番までについて、8番古沢清志議員。

○**古沢清志議員** おはようございます。

公明党の古沢清志です。よろしく願いいたします。

去る8月3日、4日にかけて、置賜地方に線状降水帯による集中豪雨があり、これにより男性1名が車ごと流され、いまだに行方不明とのことで、早く家族の元へ帰られますようお願いしてやみません。また、道路や線路の崩落などの被害もあり、一日も早い復旧を願うものでありま

す。改めて被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

話は変わりますが、7月8日、安倍晋三元首相が街頭演説中に銃で撃たれ死亡するという、あってはならないことに憤りを感じずにはいられません。衷心より哀悼の意を表す次第であります。

では早速、通告に従い、市長並びに教育長に質問させていただきます。

通告番号16番の市内経済活性化に向けてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症が次から次へと形を変え長引く中、市民の健康と生活を守るための感染症対策や影響を受けている市内中小企業、小規模事業者への緊急経済対策に多大なる御尽力を賜りまして、市長をはじめ、担当課、市職員の皆様には感謝申し上げます。

また、7月の臨時議会におきまして、水道基本料金を本年10月から来年の3月までの半年分、全額免除していただき、市民生活に対しまして、市民の多くの方や我が党所属の同僚議員からも、寒河江はやるねえとの言葉をいただき、参考にさせていただきたい旨の言葉をいただいております。感謝申し上げます。

7月下旬から8月上旬にかけて売り出されたプレミアム商品券やチェリンPayも早々と完売し、市民の関心の深さを感じているところで

す。私も、このプレミアム商品券を購入し、利用させていただきましたが、非常にお得感を感じます。景気浮揚策に大きく影響していることは間違いないところだと思います。なお一層、お力添えをいただき、市民生活に一番直結するようなどに力を入れていただきたいと思います。

そのためには今回のような景気浮揚策としてプレミアム商品券などが最善と考えますが、今後、このお得感のあるプレミアム商品券のよ

うなものを継続的に発行していただけるのかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 古沢議員からプレミアム商品券の継続的な発行についてということで御質問いただきましたが、感染力が強いとされるオミクロン株、このオミクロン株の影響によって、全国で過去最大の新規感染者数が更新され、第7波という状況であります。全国的には、やや落ち着きを見せている状況かというふうに思いますが、いまだ感染者数は高い水準でございます。

しかしながら、ワクチン接種が進んだこと、それから感染対策が浸透してきたことなどによって、感染対策を徹底した上で社会経済情勢を維持していくという方向に移行してきているわけであります。

本市におきましても、これまで感染拡大による営業時間制限や行動制限が行われた際には、緊急事業継続給付金でありますとか、感染拡大防止協力金などの事業者支援、事業者の方を支援するほうにウエートを置いてきたわけでありまして、感染状況が落ち着いている状況下においては、積極的に経済循環を図るための市内経済活性化支援として、緊急経済対策事業実行委員会の皆さんと共に、プレミアム商品券事業などの消費喚起策を行ってまいりました。

今年度におきましても、先ほど議員からもありましたが、当初予算に加えて7月臨時会で追加補正を御可決いただき、発売総額5億3,000万円のプレミアム商品券事業を実施しているわけであります。

販売状況について先ほどありましたが、紙ベースの商品券だけではなくて電子商品券チェリンPayも早期に完売しているところであります。

こういう状況は、その商品券事業に対する市民の皆さんの関心の高さを表しているわけでありまして、また期間内に市内の小売店や飲食店

などを御利用いただくことによって、市内経済が循環し、さらに関連する取引先の売上げも増加するというので、2次的な経済効果が生じて地域経済の活性化につながっていくものというふうに認識をしております。

そういう事業に加えまして、先般、寒河江市商工会からプレミアム商品券事業の継続について要望書を頂いているところであります。コロナ禍に加えて、物価高騰などにより影響を受けている市民生活、それから市内中小事業者の厳しい状況を踏まえて、引き続き下支えし、支援していくため、年末及び年始に向かってプレミアム商品券事業の実施ということを御要望いただいて、御案内のとおり、このたびの補正予算として事業費を計上させていただいているところであります。

今後とも、商工会などを中心とした関係諸団体と十分連携を図りながら、機を逃さずに適切な地域経済活性化に向けた施策を進めていきたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 市長からは大変うれしいような御発言がありました。今後とも、いろんな形で、プレミアム商品券を発行していただけるような発言がありましたので、大変うれしく思っているところです。

昨年のウッドショックによる木材価格の高騰のみならず、あらゆる材料が高騰しております。建築資材のアスファルト合材は、原料の重油の値上がりにより、前年度同月対比で140%値上がりしています。一般住宅も、建築資材の高騰で、坪単価は約十数万円上昇しており、取引先メーカーからは、ファクス1枚で一方向的な値上げ通知が送付になるなど、小規模事業者の弱い立場であります。

ロシアによるウクライナ侵攻の影響で、合板などは200%の値上げ、鉄骨は1トン当たり6万円から12万円に値上がりし、アルミニウムや

板金では、今年に入り、3月に値上げし、7月に再度値上げで、コロナ禍前と比較し倍の値上がりであります。

自動車産業でも、完成車の納期が約1年3か月かかるなど、長期資金計画が見込めない状態となっております。食料品からガソリン、建築資材、様々な面において値上がりし、先が見通せない状況となっております。

事業をされている方は、売上げが戻ってきているような感じがしますが、それは値上がりした分が上乘せになっており、決して実質的な売上げが上がったものではありません。利益率から見れば、かえってマイナスの方向になっていると思います。

山形県では、令和4年4月、5月、6月のいずれか、令和元年から令和3年同月と比較して30%以上売上げが下がった場合に、法人には10万円、個人事業者へは5万円の給付金を支給してくださるようですが、先ほど申しましたように、値上げ分が上乘せになっているだけで、利益にはなっておりません。給付金を支給するのであれば、利益率を見て支給していただきたいと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** コロナ禍も2年以上が経過して、先ほども申しましたが、社会経済活動については、止めるのではなくて維持する方向に移行しております。コロナ前とはまだ程遠いものの、経済の回復が期待されているというふうに認識をしております。

しかしながら、コロナと同時にロシアによるウクライナ侵攻や、最近、昨日、今日、また円安ということでもありますので、円安などの影響によってさらにエネルギーの価格、原材料費が広範にわたって高騰していくということもますます懸念される、今後もしばらくこうした状況が続くのではないかとということで、大変不安視されているわけであります。

今、議員からもありましたが、このことは、いろんな分野に影響を及ぼして、コロナ禍で冷え切った経済にさらなる追い打ちをかけているということでもあります。

こうした状況を踏まえて、先ほど御紹介ありました、県のほうでは対象要件としては売上げ減少を基準とした給付金事業を現在実施をしているというふうになっております。しかしながら、御指摘がございましたように、売上げの数字が増加している事業者であっても、実際は原材料費や燃料費の高騰により利益率はマイナスに転じているという声も伺っております。

また、こういう状況に関しては、市の商工会、それから寒河江市技術振興協会、そして寒河江中央工業団地振興協会の皆さんからも、こうした御意見とともに、経営に支障を来している事業者への支援に関して要望書を頂いているところでもあります。

そういったことから、市のほうでは、売上げ減少というよりは利益率の減少に着目した支援金事業を新たに実施するというところで、これも今回の9月議会に補正予算を計上させていただいているところでもあります。厳しい経営環境に置かれている市内商工業者の事業継続について、我々としてもさらに支援を続けてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** ありがとうございます。利益率を見ていただいて補正予算で組んでいただいたと、そういうふうに伺いました。

私は、今回の一般質問で、公共工事の設計単価の見直しや建築工事請負約款のスライド条項の見直しについて質問しようと思っておりましたが、この原稿を書いているときは、このスライド条項による契約金額の変更はされておりました。市内の建設業者は本当に心配しているようなので、市長の見解をお聞きしたいところでありましたが、今回の補正予算で組み込ま

れておりましたので質問はいたしません、今後、請負金額変更についてはどのように考えておられるのか、また公共施設の更新が迫ってきております。このような度重なる値上げで、市発注における計画策定にも影響があるのか、市長の見解をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 公共工事については、先ほどコロナと、コロナに加えて国際情勢の変化で、いろんな分野に影響を来しているということを申しあげましたが、公共工事につきましても、請負代金の変更を余儀なくされるというような対応が出てきている、物価高騰の影響が出てきているというふうに思います。

そういうことで、現在の市の建設工事請負契約約款の中にスライド条項というものが規定されているわけでありまして、我々としても、その条項に従って請負代金の変更を行うということにしているところでありまして、今後とも、安定的な建設工事の執行、それから品質確保の観点から、物価高騰に対応し、公共工事の円滑な発注、それから施工体制の確保にさらに取り組んでいくということにしているところであります。

実際、公共工事についても、事業予算についても、少なからず影響が生じているところがありますので、そういった予算に不足が生じるなどという場合にあっては、他の事業との調整を行ったり、必要に応じて補正予算などの対応を講じながら、事業に支障を来さないように対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** それをお聞きしまして、大変安心いたしました。この件、スライド条項に関しましては、やはりなかなか市でこのスライド条項を発出してくれないということがあって私のところにも来ましたんですけれども、この原稿

を書いているときに補正予算で上がってきたということで、大変安心しております。今後とも、やはり企業は赤字、赤字ということはもう倒産を意味しておりますので、なかなか赤字は出たくないというのは、それは当然のことで、本音のところでありまして、今後とも、逐次、金額の変更についてはよろしくお願ひしたいなと思います。

次に、通告番号17番の災害被害と減災についてお伺いいたします。

8月25日の山新に、段ボール製造・販売の森井紙器工業さんと災害時の物資調達に関する協定を締結したという記事が掲載されておりました。避難所で活用する段ボール製のベッドやパーテーションなどの円滑な調達を図られることに対しまして、避難所の負担軽減やプライバシー保護に有効に生かされると思います。締結を結ぶのは県内初ということで、これからも広く普及していくものと思います。感謝申しあげます。

先ほども申しあげましたが、8月3日から4日にかけて、主に置賜地方に降った雨が寒河江にも被害をもたらしました。最近では、二、三年に1回の割合で豪雨災害が起きております。今年も、南部地区に対して避難指示が発令され、22世帯40名の方が避難されたそうです。

私も、防災に関して、今回で5回目の一般質問をさせていただきますが、災害が起こるたびに問題点が浮上してまいります。

1点目として、市指定の避難所、一次避難所での避難中のけがや、または避難所に向かう途中でのけがに対する保険適用はなるのか、また補償はどうなっているのか、お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 保険の適用についてということでお答えしたいと思います、市のほうでは全国市長会の市民総合賠償補償保険というのに加入しております。市が所有あるいは管理する施

設において、市の業務上の過失に起因する法律上の損害賠償責任を負う場合の損害に対して賠償責任保険金が支払われるということになっているわけでありませう。

御質問の避難所でのけがなどについてでありますけれども、原因が市の過失によるものである場合は損害賠償保険の対象になるというふうになります。

ただ、避難所への往復中、避難所へ移動する往復中のけがなどについては、その対象外になっているということでもあります。

また、保険が適用された場合の補償内容の主なものとしては、身体、体の賠償については、1名につき支払い限度額が2億円というふうになっております。

具体的な補償については、もちろんけがの状況などについて保険会社が調査をして決定することになりますので、この点は御理解をお願いしたいというふうに思います。

市民の皆さんには、悪天候の場合が多いわけでありませうので、ぜひ、お一人お一人、十分注意をしていただいて避難所のほうにお越しいただきたいというふうに思っているところであります。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 二、三年前に陵南中にも入り切れないほどの人が避難いたしておりますので、また老人、また体の、身体の悪い方なんかも、大勢避難所に避難してくるわけでありませうので、どうかできるだけ多くの方を救っていただきたいというふうに思います。

次に、今回の災害に限らず、豪雨があると、置賜地方から流れてくる雨と寒河江・西村山に降った雨が合わさり、最上川の水量が一気に増えてしまいます。最上川に注ぐ小さな河川も、バックウオーター現象により、小さな川を駆け上がり被害を受けてしまいます。市で管理する河川において、毎回のように同じ場所に被害が

出ております。地域の方々は、市管理下においての河川は河川改修を望んでおりますが、今後市としてどう対処していくのか、市長に見解をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今年8月の豪雨ですが、国交省の山形河川国道事務所によりますと、最上川の観測所別の水位記録というのがあるわけでありませうけれども、中郷観測所で観測された水位記録、過去の記録の中で、羽越水害、羽越豪雨です、羽越水害、それから令和2年の7月豪雨に次いで、今年8月の豪雨が3番目の水位記録になっているという状況になっているところであります。

御指摘のように、近年ですけれども、最上川に流入する市管理河川で、バックウオーター現象などによって浸水被害が確認されています。令和2年7月豪雨、それから今回の8月の豪雨で浸水被害が確認されているところであります。

これらのバックウオーター現象による浸水被害というのは、雨が降って本流である最上川の水位が上がって、市管理河川の水が合流地点でせき止められて、行き場を失って、その水が護岸からあふれ出して浸水被害が引き起こされるというふうに考えられているわけでありませう。

市といたしましては、降雨時の最上川本流の水位に対する市管理河川の流下能力と集水区域などを全体にわたって調査をさせていただいて、これまで浸水被害があった区域も含めて全体を調査させていただいて、対策が必要なエリアを精査していきたいというふうに考えておりますし、あわせて最上川を管理している国土交通省の協力をいただきながら、バックウオーター現象などが引き起こす河川災害への対応について、早急に検討して対策を講じていければというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** ありがとうございます。

この問題も、私のところに相談に来られた方がおありまして、いやちょっと雨降ると毎回なんだと。やっぱり早く、被害の程度が大体決まっているわけだから、なるべく早く直してほしいと。そういうふうな切実な願いで私のところに来ておりましたので、どうかお願いを申しあげたいと思います。

次に、通告番号18番の児童生徒の安全についてお伺いいたします。

今年も4月から新しい1年生も加わり、新たな学年でスタートいたしました。中部小学校の保護者から私のところに相談に来た話ですが、学校から学童に行く途中、不審者がいて怖いし、心配だとの話をいただきました。それは、今年の5月ぐらいから始まっていることです。わんぱく第一、第二、第三に向かう生徒たちに対し、車から生徒たちをじっと見ていたり、写真を撮ったりしているようです。注意をすると、猛スピードで逃げていくような行動を取っているようです。この話は、わんぱくの指導員の方も知っている話です。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

こういう事実を把握していたのか、また他の小学校や学童においても、こういった事実はあるのかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** おはようございます。

不審者の把握についてですが、議員御指摘の寒河江中部小学校の事案については、教育委員会としても把握しておりました。なお、この件は学校から警察のほうにも連絡がされております。また、その他の学校からは、現時点で1件の無断撮影事案の情報をいただいております。

学校ではこのような事案に対してどのように対応しているか確認してみますと、教職員の注意喚起は当然全ての学校で行っており、さらに、警察と連携してこうした事案への対応訓練を行っている学校が5校ありました。

また、学校が保護者の方や地域の方から不審者の情報をいただいた後の動きとしては、職員間での情報共有を迅速に行い、下校の際に担任から子供たちへの具体的な対応の指導と警察への通報を行っております。

同時に、さくら連絡網を活用した保護者や地域の学校関係者への注意喚起のメールを送信したり、不審者の特徴等を記した報告シートを教育委員会にファクス送信するなどして、様々な手段を用いて情報の共有を行って事故防止に努めているところでございます。

教育委員会は、受信したファクスを基に、市内全ての学校に情報提供と注意喚起を行っております。

また、8月31日に寒河江警察署からの依頼で、不審者情報等をリアルタイムで配信しているやまがた110ネットワーク、こちらへの登録をさくら連絡網に登録している約4,200件に呼びかけたところでございます。

このように、安全への体制整備を継続していくとともに、子供一人一人が自分の身を守る行動が確実に取れるように、指導を繰り返し行ってまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 私も小学生の孫を持つじいちゃんですが、こういう話を聞くと本当に親より心配するような状況でございますので、何事もないように祈るだけですけれども、何かあったらすぐ行動に移せるように、よろしくお願ひしたいと思います。

学校として、安全管理のための方策が必要であることを踏まえ、日頃から子供への声かけや不審者情報の提供、校内外の巡視などを進めるため、教育委員会はもとより、保護者や地域の関係機関とこども110番の家などと連携を図る必要があると思います。児童生徒の安心・安全のために、保護者のみならず、地域の方との連携について、どう対処しているのか、教育長の

見解をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 保護者や地域の方との連携についてですが、古沢議員がおっしゃるとおり、不審者による声かけ事案は、保護者や学校の職員だけで対応できるものではございません。地域で地域の子供を守るというふうな視点は、子供の安全確保の中心になるものと思われま

す。本市の7校の小学校では、以前より地域の方々と見守り隊というのを結成して、子供たちの安全確保に努めていただいております。

また、現在、全ての小中学校は、地域の方々と一緒に構成している学校運営協議会を設置してコミュニティ・スクールというふうになっております。

その協議会において、子供の見守り等において熟議、本当に議論をいろいろ尽くしてというふうなことですけれども、そういったことで、今後の予定も含めまして5校が、その見守りについて検討したところでは、そして、その熟議の結果、実際の見守り活動の改善といえますか、拡充といえますか、そういったものに3校でつながっている状況でした。

子供たちの安全について、地域の皆さんと学校が一緒に考えることはもちろん、もう一歩進めて議論したことが実現に至ることこそ肝要であるというふうを考えます。これまでの地域の方の御尽力に感謝申し上げながら、今後さらなる地域の動きとなりますよう、これからも御協力をお願いしていきたいというふうを考えております。

○**國井輝明議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** 最近、子供に関する事件や事故が連日報道されます。健やかに子育てできるようにすることを望み、一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。再開は10時55分といたします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時55分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 柏倉信一議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号19番、20番について、14番柏倉信一議員。

○**柏倉信一議員** 令和の会の柏倉です。

一般質問入らせていただくわけですが、その前に、大変いい時間帯に質問に入らせていただくように御配慮いただきました。前任の質問された方々、また議長に御礼を申しあげたいというふうに思います。

通告してある課題について質問をさせていただきます。

通告番号19番、令和3年度決算についてであります。

本市は、現在様々な施策実現に向け、決断を迫られていると考えるところでありますが、ハード面の整備には多額の財源を伴うわけで、そうした中で、令和3年度は豪雨災害、新型コロナ対応を迫られた年でもあったと思いますが、昨年の決算内容を検証した中で、どのような感想をお持ちか、市長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 柏倉議員から令和3年度の決算についての所見ということでお尋ねがありましたが、先ほどありましたが、令和3年度につきましては、子育て支援ということで、新生児、高校入学時の給付金の支給、それから小中学校の給食費の完全無料化などをさせていただきましたし、また引き続きコロナ対策ということで支出をさせていただいて、その結果、歳出の決算額、約263億9,400万円ということで、この額は過去2番目の規模というふうになってございます。

中でも、新型コロナウイルス感染症対策に要した経費は約20億円に上っているところであり、国や県の補助金のほかは、市が単独で負担した結果、財政調整基金の令和3年度末の残高は、前年末に比較をすると約5,500万円減少するという結果になっております。

また一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、税収なども大変厳しい状況であることを踏まえて、予算の執行に当たっては、各企業会計の負担金や各種補助金などについては、さらなる見直しを行って、とりわけ市立病院事業におきましては、経営改善に努めた結果、努めたというより努めていただいたということが言えるかと思いますが、前年度比1億円の一般会計からの繰り出しを削減することができたわけであり、

こうした結果、各種財政指標については、経常収支比率が令和2年度に比べ1.2ポイント減の89.3%、将来負担比率は10.8ポイント減のマイナス2.5%となりました。実質公債費比率は0.3ポイント増の7.8%となっているところですが、この決算に対する所見ということでありますが、歳入歳出決算審査意見書や財政健全化審査意見書でも触れられているわけであり、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、取り巻く環境は大変厳しい状況にある中で、私としては、令和3年度の財政運営につきましても、限られた財源の中で様々な市政課題へ迅速かつ的確な対応に努めつつ、財政の健全化への取組についても、おおむね順調に進んできたのではないかとこのように認識をしております。

今後も、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響は続いていくというふうに予想されるわけであり、国からの予定されている交付金などについては大変不透明な部分があることから、さらに効率的な行財政運営を徹底し、健全財政を堅持しつつ、未来を見据

えた施策の展開に引き続き積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** ただいま答弁をいただきました。

先の質問まで見越して答弁をいただいたのかなという感じもしないでもないんですけども、市長からいろいろ御所見をお聞きをしたわけですが、私なりの感想ということで申し上げますと、一般会計歳入額で45億4,228万円、14.2%のマイナスと。寄附金の17億の減が効いていると思ったところですが、ふるさと納税の質問で申し上げたとおり、本市の返礼品の状況や生産能力などを加味して、納税額、いわゆる寄附金は40億前後が妥当と私は申し上げております。これは、今でも間違っているとは思いません。

昨年、一昨年の特殊事情を加味すると、そういう中では頑張っていたのかなと、市長の答弁のとおりではないかなというふうに思っております。ただ、ビジネスにおいては、守りに入っては駄目なわけで、常に攻めの姿勢が重要だというふうによく言われます。今年度は、7月までで、ふるさと納税については約3割増しだというようなお話も聞いておりますので、大変心強く思っております。

市税については、前年対比で増加となっており、コロナ禍で収入減が予想される中で、経済対策が効いているのではないかなというふうに考えて安堵しておるところであります。

歳出面では、執行率が全て100%を割り込んで、これはやはりコロナの影響がかなりあるのだろうなというふうに思っております。総じて類似団体との比較でも、市長の答弁のとおり、大きな問題はないというふうに考えております。強いて言うならば、できれば財調の残高をもう少し増やしていくようであれば、なおいいのかなと。

その理由については、13市の中で、この財務内容については、ほとんどの点で本市はトップクラスにあります。財調の残高だけが真ん中周辺ということがありますし、先ほど来、議場においても何度も議論されている昨今の自然災害、まさにその発生状況を考えると、その財源に匹敵する財調、幾らでも多くの基金、蓄えが欲しいところで、地方自治法の規定もあって、そう簡単に大きく積み上げることというのは難しいかと思いますが、今後の検討課題というようなことで、お取組をお願いしたいと思います。

さて、本市では、公共施設見直し計画の実施が迫ってまいりました。議会に示された計画では、建て替え等を踏まえ検討する施設が18か所、改修を踏まえ施設維持を検討する施設が6か所となっており、このほかに今議会でも議論されている学校関係が現在示されている内容で進めるとすれば、中学校が1か所、小学校が3か所となってきます。予定どおり実施するとなると、ここ10年ぐらいで膨大な財源を要することになります。

そこで伺いますが、令和3年の決算内容を踏まえ、公共施設の見直し計画に対する影響はどのようになるとお考えになっておられるのか伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内とおり、市の公共施設については老朽化が進んでおります。多くが建築後30年以上を経過するという時期に入っておりますことから、建て替えや大規模改修など更新の時期に入っていると、迎えようとしているところであります。

御案内のとおり、施設の整備費用は多額が見込まれるということでありますので、財政負担の平準化の観点から、公共施設等総合管理計画に基づいて、施設の建て替え、複合化、改修などについて、長期的な視点に立って取組を進めていくという考えであります。

現在、個別施設計画を策定中であります。その実施に当たっては、当然、国の交付金などを有効に活用しつつ、事業に係るコスト縮減を積極的に取り組みながら取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

市といたしましては、今後の施設整備に備えて市有施設整備基金を設置しております。令和7年度末の目標、基金積立て目標を15億円としておりますが、令和3年度で約5億円を積立てし、年度末残高で10億9,000万円ということで、前倒しで積立てを進めているところでございます。

しかしながら、先ほど来ありましたが、施設の更新には基金のさらなる充実がどうしても必要だというふうに考えておりますので、今後も計画的な基金積立てを行っていかねばならないというふうに考えているところであります。

失礼しました。令和3年度では約3億円ではなくて5億円を積立てをしております。修正、訂正させていただきたいと思っております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 今の市長答弁にもありましてとおり、決算において、基金残高の当初が67億8,096万7,003円ということで、期末で72億7,244万2,954円と、基金増が4億9,147万5,951円。市長の御答弁のとおり、約5億円の増ということで、その分、市有施設整備基金が増加しており、公共施設見直しに向けて準備を進めているのが私も理解できます。

よく言う言葉に、行政の事業というのは、手持ち資金の10倍の事業ができるというふうによく言われます。それは、融資そのものの返済がすごく長いスパンで返済できるというようなことでの10倍という数字だというふうに理解をしておりますが、次代の負担も視野に、健全財政に努めていただきたいと思いますというふうに思っております。

私ごとであります。今年7月11日から7月

16日まで、私、鼻の治療のため入院し、手術を受けてまいりました。慢性の副鼻腔炎、その他4つの病気を治療してもらったためなのですが、開業医の先生の勧めで紹介状を頂きまして、今年3月に済生館で受診をいたしました。手術を受けるまで3か月以上の待ちの状態ということでありました。コロナの影響で待っている患者が多いのだろうというふうに思いました。

5泊6日の入院ではありましたが、全身麻酔で、内視鏡により4時間の手術で、3日間は鼻呼吸が全くできない状態で、痛み、出血、口呼吸だけで過ごしましたがけれども、おかげをもちまして全快ということで、大変喜んでおりますが、医療関係の皆様方に衷心より御礼を申し上げます。

病院では、担当のお医者さんはもちろん、看護師、麻酔科医、手術場の看護師、栄養士、そして、地域包括ケアの担当者の方などと個々に接する機会をいただき大変勉強になりました。短時間でしたが、おかげさまで、医療現場において新型コロナの影響がどんなものかと身をもって体験をさせていただきましたし、全身麻酔ということもあって人間ドック並みに自分の体も診断をしていただきました。大変安心したところであります。

さて、少し横道にそれましたが、令和3年度の決算は、新型コロナの対応も2年目となったわけですが、新型コロナの対応について、特に経済対策の視点から見て、どのように評価しておられるか伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 新型コロナウイルス感染症への対応であります。ちょっと長くなりますけれども、御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

このコロナ対応でありますけれども、令和2年度においては、売上げが減少した市内の中小企業等を支援するために、4回、4弾にわたっ

て、経営継続支援金の給付をはじめとして、宿泊者が減少した温泉、宿泊施設向けの給付、それから、寒河江温泉「特×得」キャンペーンの実施、そして、市内の経済循環と生活者の支援を目的とした2度の商品券の発行、さらには市内中小企業の資金繰りを支援するための利子補給、それからリモートで授業を受けるための児童生徒1人1台タブレットパソコンの導入、さらに加えて、保育所、それから小中学校、医療関係機関などなどの事業所への消毒用物品や感染防止対策用の備品購入の補助などもさせていただきました。そして、1人10万円の特別定額給付金や子育て世代への給付なども、令和2年度、取り組ませていただきました。

令和3年度におきましては、4月早々、山形県の緊急事態宣言に伴う営業時間短縮要請などがあって、それに応じた飲食店への協力金の支給、それから市独自の1週間の期間延長に伴う協力金の支給などもさせていただきました。

それから、市民向けのPCRの検査、ワクチン接種の推進、それからキャッシュレス決済、チェリンPay、それから紙の商品券などを併せて、このことについては3度にわたって消費喚起の対策をさせていただきましたし、タクシーや貸切りバス、事業者の皆さんへの支援などということで幅広にさせていただきました。

その結果、令和2年度においては国・県補助事業を含め約60億円、令和3年度においては約20億円の支出を行っております。令和2年度が40億円ほど多いわけですが、これは御案内のとおり、1人10万円の給付金があったからというふうになるわけです。これらの支援の事業に関しては、対策が必要かどうかというものを適時検討して、必要な場合には機を逸しないようにスピード感を持って対応をしてきたところでもあります。もちろん、市議会の皆さんからの大変な御理解をいただいた、その上で実施をしてきたところでもあります。

令和4年度、御案内とおり、そのコロナ対策に加えて、さらに原油高、それから物価の高騰などを踏まえた対策を今実施をさせていただいているところでありまして、令和4年度はそういう対策をさせていただいているわけでありませうけれども、総じて、コロナ対策は当然のことながら予期せぬ財政支出であったわけで、その財政支出について、その評価というの、なかなかその反応が聞こえてこないというのが実際のところであります。ただ我々としてはいろんな検証を行いながら必要なものを支援してきたところでありまして、ただ我々として唯一の救いは、市民の皆さん、あるいは事業者の皆さんから、この事業があつて助かったという、その一言によって、我々は次の、あしたの事業を考えていくということになってきたのではないかとこのように思っているところでもあります。

引き続き、市民の皆様の様々な声をお聞きしながら、必要な対策を講じ、市民生活の安定、事業活動の支援に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでもあります。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** この質問については、この後に木村議員の質問が予定されていますので、重複を避ける意味で、これ以上の議論は控えたほうがいいのかというふうに思いますが、あえてこの質問をさせていただいたのは、先ほど来、議場においても議論されておるとおり、最近では50年、100年と、それに1度と言われる自然災害、長引く新型コロナによる経済の低迷、ウクライナでの戦争の影響による世界全体の経済不況など、多くの課題に対応を余儀なくされていると思います。

こうした状況の中、我々地方自治体の対応は、財政力の差が大きく影響しているというふうに私は思っております。コロナの経済対策でも、やるべきこと、やらねばならないことは分かっているけれども、財政的に余裕がなければ、なかなか

対応ができない。ましてや、昨今のような想像をはるかに超える自然災害がいつやってくるか分からない。その財源となるのが財政調整基金ということになるわけですが、そうした場合の対応を考えると非常に難しい決断を首長さん方は求められているというふうに私は考えます。

幸いにして、先ほど市長の答弁にもございましたとおり、本市のコロナに関わる経済対策は市内外から評価が高いようで、私も、これで満足だというようなことではありませんが、今議会に上程されている補正予算をはじめ、今後とも最善の対応を期待したいというふうに思います。

本市の市立病院も、8月19日、県からの要請、緊急フェーズを受け、コロナの協力医療機関ということで、14床の病床を潰して2床を8月24日からコロナ専用の病床として確保、対応しているという報道が県のホームページに掲載されているようです。市立病院の医療スタッフの負担は大変なものであり、関係各位の御尽力に敬意と感謝を申しあげたいというふうに思います。

御案内のとおり、本市において、令和2年11月29日に第1号の感染者が出てから今年7月末まで約18か月で1,940名の感染者数だったのが、僅か1か月後の今月6日現在で3,881名となり、約倍、急激な拡大が広がり、特に盆過ぎの8月17日から急拡大が続いております。これまでに市民10人に1人が大体感染したことになります。

こうした中、今月中旬には本市待望の寒河江まつり開催が予定されております。人流の大幅な増加が見込まれるわけで、本市においては、引き続き気を引き締めて、感染拡大、経済対策の両面で対応を進めていかねばならないと思います。

次に、通告番号20番についてお尋ねをしますが、佐藤教育長、そしてまた今野課長には、今大変な課題に対して対応をしていただいておりますので、正直申しあげまして、前段の内

容をほとんど現場として理解をしていないという中で、また今野課長におかれては、何か学校教育課に配属になるのは初めてだというような話もお聞きしました。大変な立場で仕事をいただいているなど。ただ、逆に言うと、それだけ市長の信頼も厚いのではないかというふうに思っておりますので、今後ともまず頑張って対応していただきたいなというふうに思います。

通告番号20番、教育行政について伺います。

本市においては、第6次振興計画に記載のとおり、先ほど来お話がございましたとおり、主な施策に、3歳以上の保育所・幼稚園に通う児童の副食費の無料化、小中学校の給食の完全無料化、高校まで医療費の完全無料化、保育所敷地内に小児科医院の誘致、ハード面においても、現在取り組んでいるチェリーランド内に計画している屋内遊戯場の設置などがありますが、教育行政の現場での実績、経験豊富な佐藤教育長は、本市の教育施策全般をどのように評価しておられるのか伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤教育長。

○**佐藤志津男教育長** 就学前の子育て支援を含めた教育政策全般について私を感じてきたことを中心に申しあげますと、保護者が必要としている施策や児童生徒の成長にとって有効な取組が行われてきているというふうに思います。

私は、陵西中と陵南中で校長を7年、そして、しばはし保育所で所長を1年務めさせていただきましたが、大変よいと思われる政策がたくさんありました。

今議員からありましたように、県内の市では初めての小中学校の給食無料化、そして保育所や幼稚園等での3歳児から5歳児の副食費無料化、そして18歳までの医療費の無料化政策というのは、子育て世代の保護者の皆様には大変ありがたいものだというふうに思います。

また、児童生徒の学習面でいえば、国のGIGAスクール構想に関わり、令和2年度末には、

県内において、いち早く児童生徒に1人1台のタブレット端末を準備し、家庭への持ち帰りを推奨し、端末の操作に習熟させることや家庭学習にも効果的に活用できるようにしました。その後の新型コロナの感染拡大による学級閉鎖の状況等にもオンラインで授業を行うなど、学びを止めないということにも大変有効だったというふうに思います。

昨年度から小中学校で運用されているさくら連絡網は、ペーパーレス化、働き方改革、危機管理の面からも大変効果的です。

今年度の事業として1つ例を挙げれば、中学1年生のリーディングスキルテストの実施が挙げられます。児童生徒の読解力、そして教職員の指導力の向上を図るためのものですが、学力向上のポイントの一つとして注目される読解力に焦点を当てて対応しようとする取組は、大変効果的であるというふうに考えます。ただし、これは、児童生徒の経年変化を見ながら指導の改善に役立ててこそ、より一層の効果を発揮するものですので、継続して取り組んでいくというふうに考えております。

私は、村山教育事務所で指導主事や主任管理主事、管理主幹として、県内各地の教育関係の政策を見てまいりましたが、寒河江市はまさしく、先ほど議員御指摘のとおり、県内トップクラスの政策を実施していると思います。今後とも、児童生徒、それを支える家庭、そして学びの中心である学校を効果的に支援していけるよう取組を進めていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** 次代を担う、その子供たちの教育ということですので、これでいいなどということはないというふうに思いますし、また今の時代時代、そしてまた先を見据えた中で、これからどういう教育が子供らに必要なのかということを常に視野に置いて取り組んでいただ

きたいというふうに思います。やるべきことはまだまだあるのではないかと。

ただ、本県の中で、また今教育長の答弁にもございましたとおり、類似自治体との比較では、私も総合的に見ればトップクラスなのは間違いないというふうに思います。本市においては常識のようになった給食の無料化ですが、昨日のマスコミ報道で、東京23区で葛飾区が来年4月から給食の無料化を始める旨の報道がなされました。これは東京23区で初めての試みだそうあります。

よく我々議員も、最近ではコロナの関係でお邪魔することが少なくなりましたが、学校関係の行事に参加をさせていただくと、よく父兄の方々から、いやあ議員さんと。給食、ただになって大変助かるな、あるいは、医療費が高校までただというのは本当にお金がかからないというのはありがたいことだ、幼稚園や保育所の3歳以上の子供さん方の副食費等々もお金がかからない。大変ありがたいと。そう言われたときに、私はいつも申しあげてますが、いや、本市は、とにかく教育には一生懸命予算も投じるし、労力も使うんだと。心配しないでくださいと。子育てに専念してくださいと。でも、一番お願いしたいのは、子供をたくさんつくっていただくことだと。これがなければ、どんなに我々が一生懸命、あるいは市長を先頭に、教育長を先頭に子育て施策を準備をしていっても、あまり効果が出たというふうにはならないんじゃないかなというふうに思うんですね。ぜひとも、もう一人お子さんをつくっていただけませんかという話をすると、大体の人は、分かりましたとは言いません。ほとんどの方は、うーんと首をひねるんですね。だから、要は、先ほど来申しあげているとおり、私が言わんとすることは、自分のライフスタイルで生きていると、ほかと比較しないと、今やっていることがどのくらいのレベルなんだ、どのくらいのラインに

いるんだということがなかなか分からない。御飯と一緒に、食べることが当たり前で、食べないことがおかしいんだと。ただ、食べることに對しての評価も、あまり出てこないのかな。残念だなと。ましてや、本市の中で議論することではなくて、外に對してそういう議論を、我々はこういう施策をやっています、こういう子育て環境をつくるように頑張っていますと。

だから、統廃合の会合なんかでも、何だ、寒河江市は教育関係に頑張っているというじゃないか。何で中学校1つしかつけれないんだ、何で2つにつけれないんだと。よくそういう議論が出ます。これは教育長も、恐らく学校教育課長も、なかなか答弁しづらい部分だというふうに思います。私もそうです。でも、一番理解していただきたいのは、頑張るから、とにかく子供の数を増やせないのかということはどうやって周知をするのか、どうやって人口増につなげるのかという部分ではないかなと思うわけで、本題に戻りますけれども、こうした施策をせっかく一生懸命やっても、なかなか評価がちょっと薄いのかなと。これは、今一生懸命私申しあげている、PRが足りないのかなというふうに思います。誇大表現や他の自治体に対する、これは誹謗中傷なんていうのは言語道断ですが、本市の政策をできる限り端的に市外に周知を図ることで、現在最大の政治課題である人口減少問題に歯止めがかかればなど、あるいは、かかるのではというふうに考えるわけですが、市長の御所見を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 柏倉議員から御指摘をいただきましたが、他の自治体より進んでいる、あるいは市独自の政策などについて、市、中もそうですけれども、外のほうにも積極的にPRしていくということは、市政課題を解決する、あるいは市政運営上、大変重要であるかもしれません。施策のPRによって、市民の皆さんと情報を

共有して、市民の皆さんから寒河江市のよさというものを実感してもらい、それが住民満足度というんですかね、一般的な言葉で言うと満足度の向上につながって、それがひいては郷土愛、それから寒河江市民としての誇りが醸成されていく、そういうことで、市勢発展の原動力につながっていくということが大変期待されるものというふうに思っております。

市外の人にいろんなPRをとということを強調されてお話をいただきましたが、例えば、今話題になっている子育て、教育、それから産業分野、それから観光分野など、寒河江市のいろんな情報を発信していく、そしてプロモーションを行う、それが自然とイメージアップにつながっていくということですが、これは、それぞれ個別にばらばらにやっていったんではなかなかそういう効果が薄い、あるいは全体の寒河江のイメージアップというんですかね、イメージアップにつながっていかないということがありますので、ここは総合的なイメージアップの作戦というものをやっぱりつくっていかねばならぬ、そういう取組をしていかなきゃならぬというふうに思います。それが、関係人口・交流人口の拡大につながり、移住・定住にも影響してくるというふうにも思っているところであります。

広報戦略としては、御案内のとおり、今年の3月に寒河江市広報戦略計画というものを策定させていただいて、時代に合った、時代の変化に対応した、いろいろな広報手段、SNSなどを積極的に活用していく、さらには、今やっておりますが、仙台圏をターゲットにして公認のアンテナショップなどをつくっていただいて、それに取り組んでいるということにしておりますが、さらなる総合的なプロモーションということが御指摘のようにまだまだ十分ではないというふうに思いますので、今後、我々としては、内部の人間でいろいろ考えていくということも

当然必要であります、ここは、ある程度専門的な観点から、専門家も含めた外部の有識者などの方から知恵や意見などを出していただいて、現在のいろんな手法などを点検して効果的なプロモーションの在り方などを検討していくのも一つの方策ではないかというふうに思います。

広報、PRというのは、今担当部署の職員だけが担っているということに実際はなるのかもしれないませんが、市職員全員が、一人一人が広報マンだ、営業マンだという感覚をやっぱり改めて持っていただきたいということで、昨年度より各課に広報担当職員というものを配置させていただいておりますので、そういった職員の研修などをさらに充実して、市の情報発信をさらに高めていければというふうに思っているところであります。

現在、寒河江の魅力を発信していくシティプロモーションサイト「さがえ、心地。」というのがあるわけですが、このリニューアルなども検討していきたいというふうに思います。

対象をどういうふうに絞ってPRをしていくか、ターゲットというのがやっぱ大事なのかなというふうに思います。不特定多数の人たちというよりも、寒河江を御存じの方、あるいは寒河江に少し理解をしていただく方などに対してPRしていくというのも、一つの方策かなというふうに思います。

それには、今、先ほど来ありましたが、ふるさと納税の寄附をいただいた、去年は20万件です。実際の人数はその7割、8割の方でありますから、十何万という方が寒河江と関わりを持っていただいた方になるわけでありまして、そういった方々を対象にして、さらに返礼品のPRももちろんでありますけれども、全体としての寒河江のいろんな施策のイメージをつくって、それをPRして情報発信していくという取組をぜひ展開していければなというふうに今考えているところでありますので、御理解を賜り

たいと思います。

○**國井輝明議長** 柏倉議員。

○**柏倉信一議員** これまでコロナの経済対策、また教育施策、全般にわたって議論をしてまいりました。住んでよかったまちではなくて、住みたくなるまちを強くアピールすることで、人口減少対策に貢献するのではないかというふうに私は感じるわけで、先ほど来申しあげており、今やっていることが全国的に見てどうなんだ。ほかの自治体では、子育て政策にしても、何と何と何をやっているのかな。寒河江では、何と何と何と何がいただいているのかなという、具体的な、はっきりとした、この違いが分からないと、なかなかせつかくいい施策を講じて、費用対効果の割合が伴わないのかなと非常に残念に思っております。先ほど来申しあげており、他の自治体と本市の子育て、移住・定住政策の違い、メリットを分かりやすく端的に表現してPRをしていくべきではないのかなというふうに思っております。

一昨日、今議会でも大変な激論となりました小中学校の再編問題。中学校を1つにするのか、2つにするのか。私は、2つにしてほしいなというふうに思います。子供たちの置かれる環境を一番に考えたいからであります。

ただ、事はそう簡単にはいかないのではないかと。現在、度々示されている人口動態がそのまま推移するという事になると、子供たちのために、せつかく2つの中学校をつくっても、そう遠くない時点で、1つしか必要でなくなったというようなことにもしよなるとすれば、子供たちのためにつくった学校が将来子供たちに多額の借金を残すこともあり得るというふうに思います。

先ほど来申しあげましたとおり、本市においては、老築化が進む公共施設は、学校をはじめ、市立病院、フローラ、市役所、新たに建て替えを進めなければならない公共施設をどうするの

か。また、先日も議論された働き方改革の関係で、日曜祭日の部活動の指導者の確保をどのようにするのか。通学の送迎バスの問題等々、ハード・ソフト両面から2つの案を分かりやすく比較検討することができる資料をしっかりと準備していただいて、なおかつ、でき得る限り子供たちの立場で考えながら結論を出していただきたいなというふうに思います。

本市の施策アピールも、端的に分かりやすく、しっかりと比較できる内容にすべきではないでしょうか。

佐藤市長は人格者で、私もそうですけれども、万事控え目な方ではないかというふうに思っておりますので、自分が立てた政策を自画自賛するというようなことは、本来はあまり好きではないのかなというふうにも思いますが、しかしながら、これも市勢発展のためということで、そこはクリアしていただきたいと。

くどいようですが、現在最大の政治課題は、少子高齢化に歯止めをかけて人口増につなげる。そのために、本市の子育て政策、移住・定住政策を、先ほど来お話がございましたソーシャルネットワーク等をフル回転させて市外の子育て世代に強くアピールしていただくよう提言を申しあげまして、私の質問を終わります。

## 木村寿太郎議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号21番、22番について、15番木村寿太郎議員。

○**木村寿太郎議員** おはようございますという時間帯でもないようすけれども、ただいま柏倉議員からすばらしい一般質問がありました。私と経歴もちょうど市議員になって同じぐらいですから、私のほうがちょっと長いかなという感じで、いろいろ事情があつてなつたわけすけれども、やはり我々としても、こんなにすばらしいリーダーがいるわけすから、我々もも

っともっと勉強しなくちゃいけないんじゃないかということをつくづく感じました。

それでは、一般質問に入りますけれども、その前にちょっとお願いがあるんですけれども、通告番号の22番ですかね、その（4）について。学校の問題を、いろいろ今話になっているわけですけれども、そこについて私、（4）、まだ話できるような時期ではないかなと思います。先ほど柏倉議員からもありましたように、いろいろな方面からいろいろな勉強をしながら皆さんでいろいろ苦勞しているわけですので、これは後ほど、私、また次の機会に質問させていただきたいと思いますので、議長、承認方よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、通告番号21番、コロナウイルス対策についてを質問させていただきます。

2年半前から発生したコロナウイルスは、結構衰えず、第7波を数え、今がピークのような様相を示しております。水際対策で、昨日今日といろいろな新聞報道もあるようですけれども、そういうふうな状態に早くなっただけであればいいかなと思っているところでございます。

全く経済恐慌に結びつく、勢いが進め、家計にとりまして、厳しい秋になるのかなと勝手に思っているところでございます。

先日、令和3年度の決算書案が議会にも内示になりました。その2年間の「主要な施策の成果に関する説明書」によると、新型コロナウイルス感染症対策に要した経費は、令和2年度は約59億7,200万円で、その中で、市民1人に10万円を給付した特別定額給付金事業が40億9,600万円を除くと約18億7,600万円となっています。これは翌年の令和3年度は約19億9,200万円となっており、国の緊急対策であった特別定額給付金を除けば、ほぼ横ばい状態となっております。

しかし、この2枚を比較しただけでも、多額の財政支出があったことが理解できます。一地

方の市でもこれだけの経費を要して、これが1年間の国全体での費用を推察すれば、推して知るべしであります。

ここで、市長にお伺いしますが、コロナウイルス感染症の拡大抑制と地域経済回復の観点から、これまでの対策全般について、市長はどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま木村議員からありましたが、3年目に入っておる新型コロナウイルス感染症対策でありますけれども、その要した経費、寒河江市においては、令和2年度で約60億円に、59億7,200万円、令和3年度で19億9,200万円となっております。

これは、国の補助金などもあるわけでありませう。それから、県の補助金なども入っているわけでありませうが、それを除きますと、市で単独で負担してきた額についても、令和2年度で約5億200万円、令和3年度で5億7,500万円ということで、いずれも大変な財政負担になったというふうになるわけでありませうけれども、これもひとえに感染症の拡大を何としても抑制していく、そして市民の生活と健康を守っていかねなければならない、さらに経済活動を抑制することによって大きな影響を受けた事業者の皆さん、それから市民の生活を守るための施策、そして経済を何とか循環していく対策などをそれぞれ、その時期時期に、いろいろ判断をさせていただいて、バランスを見ながら取り組んできたわけでありませう。もちろん、市議会の皆さんの大変な御理解と御協力をいただきながら進めてきたわけでありませうけれども、今後も、コロナ対策はもちろんのこと、先ほど来お話になっておりますが、ウクライナ情勢などの影響による物価高などの対策も含めて、そういう緊急な対策を必要に応じてスピード感を持って対応していかなければならないというふうに思います。

しかしながら、先が見通せない状況がまだま

だ続いているわけでありませう。一方、財政的なことを鑑みても、先ほど来申しあげておりますが、国や県に対しては、今まで以上の財政的な支援をお願いしたいというふうに考えております。このことについては、先般提出をさせていただいた国・県に対する重要事業の要望の中でも、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金のさらなる充実というものをお願いしているわけでありませう。そういったことで、何とか国や県の力も、支援もいただきながら、この難局を乗り越えていければなというふうに考えているところでありませう。

○**國井輝明議長** 木村議員。

○**木村寿太郎議員** 御答弁ありがとうございます。先ほど柏倉議員もおっしゃっていましたが、答弁にもありましたように、やはり寒河江市としては、やるべきことをやって、そしてやらなければならないことということが非常に大事だということを知りました。やっぱりそのとおりでと思います。

先ほども申しあげましたように、本市でも9月議会に令和4年度の補正予算案が組まれました。主なものだけ挙げれば、物価高騰の影響を受ける農業経営者や商工業者には、利益5%以下低下した法人、個人、新規就農者など、そのほかに市などでつくる実行委員会が発行するプレミアム商品券など、実にきめ細やかな施策であり、市民にも大変使いやすい補正予算が上程になったと思っております。

いずれにしましても、新型感染症が拡大し始めてから2年半以上も経過し、市民もウイルス特性を理解し、生活様式も3年前とは大きくさま変わりしていると思っております。感染症を抑制しながら地域経済をいかに回していくということが現在の大きな課題だと思っておりますが、地域経済を活性化させるために、現時点でどんなことを実施し、これまでの対策全般について検討している対策はどのようなものがあるのでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今後の経済対策についてどうかということでありませうが、今議会に追加補正で上程をさせていただいている事業、プレミアム商品券の追加発行などもそうでありませうが、なかなか経済がまだまだ回復基調にはないというふうに我々認識をしております。国や県全体の景気は回復に向かっているという調査結果もあるようでありませうが、なかなか管内の状況はそうはまだまだなっていないという状況がありませうから、何とかして、そういう対策を打ちながら、経済の復興を図っていかなければならないということ、プレミアム商品券のみならず、様々な対策を補正予算として上程をさせていただいておりますが、今後の状況なども十分注視しながら、さらなる効果的な支援というものを必要に応じて考えていかなければならないというふうに思っております。

さらに、やはりコロナで一番打撃があるのは、そういう事業者の皆さんもそうですけれども、観光などはてきめんの影響を受けてきたところでありませう。まして、今行動制限があまりありませんが、制限がなくても感染者数は多いわけでありませうので、そういった意味で、やっぱり観光業などについても影響を受けている。ましてや海外からの観光客などはほとんど皆無に等しいということでありませうから、そういった対策などについては、感染状況が許せばということになりますが、外から積極的に人を呼び込めるような、観光振興に特化したような経済対策なども必要になってくるのではないかとこのように思っております。

いずれにしても、国や県では全数把握の見直しなどということ、コロナ対応について新たな段階に入ろうとしている状況がありますから、今後市としても、社会経済状況、活動がどういふふうな影響が出てくるのかなどを見極めながら、様々な経済対策について、さらに検討を重

ね、効果的な支援ができるよう引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村議員。

○**木村寿太郎議員** まず最初、2つ訂正がありますので、申し訳ございません、訂正をお願いいたします。

一番最初の補正予算の件、補正予算、平成4年度と申しあげまして大変失礼しました。令和4年度のつもりでした。それから、もう一件が特別定額給付金事業18億7,600万円を7,600円と申しあげました。ということで、大変申し訳ございません、2か所もありまして。

それでは、第2問に入らせていただきます。

新型コロナウイルスが拡大し始めてから2年半以上が経過しました。市民もウイルスの特性を理解し、生活様式も3年前とは大きくさま変わりしています。感染症を抑制しながら地域経済をいかに回していくかということが現在の大きな課題だと思いますが、地域経済を活性化させるために、現時点ではどんなことを実施し、これまでの対策全般について検討している対策はどのようなものがあるでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 新型コロナウイルス対策については、先ほどお答えをしたところであります。今後も、感染状況などを十分注視しながら、市民生活の確保、それから事業者の支援のために、引き続きいろんな対策を検討して実施してまいりたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 木村議員。

○**木村寿太郎議員** 失礼しました。3回目の間違

いをしまして申し訳ございません。

それでは、21番の(2)プレミアム付商品券を含めた地域経済活性化についてをお伺いいたします。失礼しました。学童保育じゃないですよ、まだ。まだ違うよ。あれ、どれだっけ……。失礼しました、ちょっとお待ちください。

○**國井輝明議長** 通告22ですね。22。22からお願いします。

○**木村寿太郎議員** 22からですか。そうですね、失礼しました。申し訳ありません……。すみません、ちょっとお待ちください。

○**國井輝明議長** 暫時休憩します。

休 憩 午後1時04分

再 開 午後1時05分

○**國井輝明議長** 会議を再開いたします。

○**木村寿太郎議員** 大変失礼しました。それでは、通告番号22番を質問いたします。

子育てと仕事を両立する保護者の助けになる学童保育については、昭和63年4月に南部小学区になかよしクラブが設立され、現在では市内の全学区で運営されております。

中部小学校区を中心に近年宅地開発が進み、学童保育に対する需要は今後さらに高まるものと考えております。その動きを捉えて、中部小学校区に令和5年4月の開所に向け、新たな学童保育施設の建設が始まっております。

このような学童保育の施設の整備は、第6次寒河江市振興計画の重要政策として掲げられている「子どもがすくすく育つまち」に基づき実施されている様々な政策と組み合わせられ、さらに子育てしやすい環境づくりが進んでいくものと期待しております。

一方、小学校の再編計画が示され、今後様々な検討がなされていくものと思います。さきに述べた「子どもがすくすく育つまち」というような基本的な考え方を基に検討されていくものと存じますので、私としては、大きな心配はしていないところであります。

市全域に関わる小学校や施設の統合というものもあり、今後の学童保育がどうなっていくのかを心配している保護者からの声も伺っておりますので、学童保育全般について幾つか質問をさせていただきます。

(1) 学童保育の運営方法とその課題についてをお伺いいたします。

私もかつて白岩小学校区の学童保育の立ち上げに関わり、小学校や保護者の方々と様々な打合せを行いました。白岩小学校の一部を活用し平成19年4月に開設した白岩小学校区のさくらっこクラブでは、令和4年4月1日現在、1年生から5年生までの児童26人が利用していると伺っております。

さくらっこクラブの運営は、利用者の保護者の地域の皆さんで構成する運営委員会で運営を行っておりますが、学童保育の運営に当たっては、様々な運営方法があるかと伺っております。

まず、学童保育の運営方法にはどのようなものがあり、本市や県内ではどのような運営方法を採用しているのか、また市内の学童保育の運営は順調に行われているものと思いますが、運営に当たっての課題などはないのかお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 学童保育について御質問いただきましたが、現在、市内では学童保育を行っている放課後児童クラブ、16施設があります。16施設ありますが、きらきらとやまびこは単位が2つありますので、18支援単位という表現を使っておりますが、16施設ございます。

この運営方法ですけれども、運営方法は大きく3つあるというふうになっております。公設公営、公設民営、民設民営という3つの方法があるわけでありましたが、寒河江市におきましては、全て公設民営で運営がされているところであります。

県内の状況を申しあげますと、県内では、全

体で344施設のうち、公設公営が13施設、公設民営、寒河江市と同じような公設民営が241施設、民設民営が90施設ということで、公設民営が7割というふうな状況になっているところであります。

民営の運営主体も、先ほど御指摘ありましたが、違いがあるわけでありまして。これも、大きくは3つです。学童保育を利用する保護者の皆さんが運営しているもの、それから保護者の皆さんと地域の方々と一緒になって地域の方々も加えて運営委員会をつくって運営しているもの、それから社会福祉法人や株式会社などで運営をしていると、こういう大きく3つ運営方法があるようですが、寒河江市では、16施設のうち、保護者による保護者会というものをつくって運営しているのが11施設、保護者の皆さんと地域の方々を加えて運営委員会をつくって運営しているものが残りの5施設というふうになっております。

御指摘のとおり、現時点では市内の放課後児童クラブにおいては順調に運営を行っていただいているというふうに認識をしておりますけれども、他の自治体などでは運営主体の内部での運営費の着服などの不適切な管理の事例などもあり、万が一の場合の対応でありますとか、大きな事故が発生した場合の責任の所在について課題とされているところではありますが、あくまでも、放課後児童クラブの寒河江市の場合は設置主体は市でありますので、様々な問題が生じた場合などについては、運営委員会と十分協議をして、市として責任を持った対応をしていくというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 木村議員。

○**木村寿太郎議員** いろいろ民設民営ということで、私らで白岩地区でやったときに、18年のときには10人しかいませんでした。10人しかいません。それもやっと集めて10人という感じでございますけれども、その中で、父兄の方が、

私と同級生の方なんかは、孫をすごく大事にしているというようなことで、私にこんなこと言ってきました。最初はびっくりしたんですけども、何でうちの孫を取るんだというような考えで言う人がおまして、ちょっとびっくりしたんですが、それは時代錯誤でありますけれども、自分は、自分はというか同級生は、3時半になると毎日帰ってきて、それから夕方までは私が面倒見る時間で一番楽しみにしているんだというようなことがありまして、それでそこからはもう今度、お父さんお母さんから取られるんだというような発想があったようでございまして、私に切々と訴えていましたけれども、今ではその本人も亡くなられておりますけれども、子供さんももう二十四、五ぐらいいかな、そういうふうになっておりますけれども、そのような切々たる意見もあるようでございます。けれども、今はもうやってよかったというようなことも本人も言っていますし、大変うれしく思っているようでございます。

それでは、(2)の各学校の人数や指導による運営の格差についてをお伺いいたします。

各小学区では、中部小学校のように人数が多い小学校では、多数の放課後児童クラブを運営しているところもありますが、また放課後児童クラブの運営方法の違いやクラブ開設時期も異なっております。先ほども、全ての放課後児童クラブが順調に運営しているとの答弁をいただきましたが、人数の多い少ないや放課後児童クラブの指導方針を含め、運営の格差はないかについてをお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど来答弁をさせていただいておりますけれども、寒河江市の放課後児童クラブについては、公設民営ということでありませう。その民営も、保護者会または運営委員会に市が委託をして運営していただいているという方式であります。

運営や指導に当たりましては、国が示す放課後児童クラブ運営指針に従って、各クラブがそれぞれの実態に応じて創意工夫を図り、また質の向上と機能の充実に努めていただいているところであります。人数、それから指導方針などについて、おおむね差はないというふう聞いております。

○**國井輝明議長** 木村議員。

○**木村寿太郎議員** 全くただいまのおりだと思えますけれども、私のほうでは、もう運営するものも、やっぱり町会長連合会さんなんかも一生懸命やっております。だから、私も毎日の散歩コースの学校なんですけれども、そこへ行くと、もう子供が、皆さんグラウンドで遊んだり、体育館で遊んだり、こういう設備がないところは大変なんじゃないかなと思って今振り返ってみますと、寒河江市内はほとんどあるんですね。やっぱり大きくやっている中部小学校のような学校は、どうやって、体育館なんかなくて雨降ったときなんかどうするんだろうなんていうことを考えながら、保護者の方とも今一生懸命話し合って、課題は何もうちのところはないのですけれども、孫のことを考える年でございますので、その辺は大いに皆さんと仲よくやっていることにうれしく思っております。

それでは3番目、指導員・支援員などの資格者不足についてをお伺いいたします。

学童保育クラブの運営に当たっては、指導員の数や資格など基準が定められ適切に運営されているものと思っておりますが、市内の学童保育クラブの指導員・支援員などの状況についてお聞きしたいと思います。

また、近年、保育士の資格や幼稚園教諭の資格を持っている方について、求人を行ってもなかなか見つからないという話を伺っております。中部小学校区で新たな学童保育施設の運営に当たって、指導員や支援員などの運営に必要な人

員の確保に問題はないのかをお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 指導員、それから支援員などの確保についての御質問であります。学童保育クラブの設置運営基準の規定によりまして、1支援単位の児童、おおむね40人に対して、放課後児童支援員などの数は2名以上というふうにされているところであります。

現在、市内で運営している学童保育クラブ、全て基準を満たしているところであります。そういう意味では、放課後児童支援員等の資格者不足は生じてはいないというふうになっております。

御案内のとおり、中部小学校区で来年の4月に開所予定の1施設あるわけでありまして。単位は2単位になりますね。2支援単位の現在建設に着手して開所に向けて準備を進めているわけでありまして、今後とも、運営する保護者会の皆さんと十分連携をしながら、新たな放課後支援員の確保については、支障なきよう、鋭意確保について取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 木村議員。

○**木村寿太郎議員** いろいろ御助言から、教えていただきましてありがとうございます。

ただ、私のところは幸生、田代を抱えているものですから、その送り迎えがなかなか大変で、今全部手配をやってもらっていますけれども、1人で何人かを乗っけて帰さなくちゃならないということが結構あるんですよ。だから、保護者からも応援してもらったりしながらやっていますけれども、御案内のように、やっぱり本当に子供さんも少なくなっています。本当に子供を大事にする姿勢は分かるんですけれども、いろいろ個人的なトラブルは結構あるんですけれども、私らもいろいろ間に入ったりしながらちゃんと調整しておりますけれども、今度また

中部小学校の7番目ですか、その施設ができるということでございますけれども、学校も近いですし、いろいろな面では、大変教育としては、指導の方法としてはいいのかなと思って安心しております。我々もできる限り応援をしながら、私も時々体育館に遊びに行ったりしてやるんですけれども、なかなか皆さんも来てくれないですね。なかなか遊ぶだけでいいんですけれどもと言っていますけれども、古い人ほど遊びに来てくれますけれども、安全・安心からいっても、白岩地区は、手前みそで悪いんですけれども、まとまっているもんですから、父兄が来てくれるんですね。父兄って、保護者が結構来てくれるものですから、そういう意味では安全・安心に教育されているのかなと思っております。地域で頑張りたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

もうしばらくぶりで質問して、不手際も3点ありまして大変申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

(4)は、先ほど申しあげたように、次の機会に質問するということにします。

### 荒木春吉議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号23番について、13番荒木春吉議員。

○**荒木春吉議員** 私は、通告23番の農業問題について質問をいたします。市長の答弁よろしくお願ひします。

9月1日木曜日の毎日新聞、地方欄に、本市内さくらんぼ農家2件の記事が出ていました。記事の主人公は、68歳の秋場尚弘氏と33歳の伊藤貴裕氏です。課題は、設備投資と人材確保のようです。我が山形県のさくらんぼ農家は、2014年は約1万戸あったのが、現在は7,000戸に減少し、各農家の負担増となっているとのこと。今回よりさくらんぼ収穫期における本市職

員の農作業従事策に取り組んでいますが、まず、その現況について伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 荒木議員からさくらんぼの収穫期における本市の職員の農作業従事の状況ということでお尋ねがありました。

寒河江市のシンボルの作物でありますさくらんぼの持続的な生産に当たって、いろいろ課題がある中で、収穫期の労働力不足というのは喫緊の課題となっているわけがあります。

市といたしましては、その労働力を掘り起こしていくという策として、これまでも箱詰め研修会でありますとか、さくらんぼボーナス事業、それからボランティアの募集・受入れなどの事業を進めてまいりましたが、今シーズン、新たな試みとして、県内では初めての試みであります。さくらんぼの収穫期に限って市職員の農作業への従事を認めたところでございます。

さくらんぼ収穫期の6月1日から7月15日までの期間内で、国の指針に従って本業に支障のない範囲での従事としたところであります。その結果として、23名の職員から延べ356時間の申請があり、中には28時間以上従事した職員もあつたと聞いております。

受け入れていただいた農家は7か所で、いずれの農家の皆さんからも、来年もお願いしたいという声が寄せられておりましたので、おおむね好評だったのではないかとというふうに認識をしております。

他方、コロナ禍が続いておりますので、活動を控えたり、また農業従事の経験がない職員などについては、取り組み難かった面もあつたのではないかとというふうに思いますので、今回の取組から得られた課題などを整理・検証して次に活かしてまいりたいなというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 答弁ありがとうございます。

8月28日日曜日の山形新聞記事によれば、今夏開始の県職員「やまがたチェリサポ職員制度」の40人の県職員が延べ150日にわたり農作業に従事したようです。続いて、この施策の来年度の取組について伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 県でも、県職員を対象に同様の取組を実施したということだというふうに思いますが、それも受けて寒河江市の今後取組をどうしていくのかということだというふうに思いますが、先ほどもお答えをいたしました。おおむね良好だったのではないかと、リップサービスもあるんですかね、良好だったのではないかとということもありますので、ただ一方で、先ほど若干申しましたが、初めての試みであったために、農家の皆さんとか職員も、両方ですけれども、なかなか周知が行き届かなかった点もあつたのではないかとというふうに思います。さらなる周知というのは必要だったのではないかとというふうに考えております。

特に、受入れ農家と従事を希望する職員を結びつけるためのマッチングアプリの活用と操作方法など、受け入れる農家の皆さんにとってはややハードルが高かった面もあつたというふうに聞いておりますので、今後研修会の開催、あるいは直接の問合せに対応できる窓口の設置なども検討していければというふうに考えているところでございます。

先ほども申しましたが、いろいろ課題もあるわけありますので、一つ一つ解決をしながら、来年度以降もさくらんぼ農家の労働力不足解消の一助となるよう取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

そして、この事業の本当の狙いは、市職員だけで終わるのではなくて、週休2日と同じように、やっぱり市職員の取組が民間のほうにも広がっていくことが我々の本当の狙いでありまして。

そういう意味で、来年も続けて、それが各民間の事業者の皆さんの目にも留まって、そしてそこで働いている社員の人がそういう取組をできるような環境をつくっていければ、本当の意味での農家の労働力不足解消につながっていくのではないかというふうに思っておりますので、引き続き、さくらんぼの持続的な生産が行えるように様々な取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 答弁ありがとうございました。

今日の農業新聞社説には、今度農協の職員もさくらんぼの営農をやるということが、やっている農協もあるし、これからやっていきたいということで記事が載っています。だから、市役所の職員の方も、佐々木小次郎の一刀流ではなく、宮本武蔵の二刀流、三刀流で頑張っていたいて、もちろん本業がおろそかにならない程度に、能力と意欲のある方はそっちのほうにも手を出していただければなど。市役所内の天井のあるところで仕事ばかりしていると、どうしても息が詰まりそうな感じがしますが、露天で稼げば、また別な視点が得られて、あとは農家の気持ちも分かるような施策が打ち出せるのではないかなと思っています。ぜひ、今年の反省を踏まえて、来年はもう少し多くの方が参加して農家が喜ぶようなことになればいいなと思っています。

私の質問はもうこれで終わります。あまり簡単に終わると後ろから何かどやされそうなので、5つほど私の愚かな意見を述べたいと思います。

中学校統合です。学校統合に関して、今回もギャーギャーとあったわけですが、まず1つ目、私、昨日朝6時前ですけども、寒河江市民の方と、幸田町の方ですけども、私、寒中で一回下、やっぱり中学校は2校だべという話になりました。その方は、孫育ちをして、あと農業をやっている。ぜひ、学校統合の問題の肝は何

かという、中学校1校にするか2校にするか、それが一番肝だと思っております。

2つ目、学校、ハードとソフトがあるわけですが、もちろん校舎のことは、校舎建設も物すごく大事だと思いますけれども、私はそれ以上に大事なのは、どういう教育をやるかということが多分一番目の話なんだと思います。多分市民の方も、教育委員会はもちろんのことですが、分かっているらっしゃると思いますが、それが一番肝であり、その次が多分校舎。先ほどの話ですと、中学校も1校、小学校3校も、耐用年数間近過ぎていたみたいな話だったので、ぜひそこら辺のことを、1校100億なんていう話が出ていますが、そういう話が独り歩きをすると、どうしてもそういうものに引きずられて大変な状況になると思いますので、そこら辺は、ぜひソフトを前面に出して、校舎のことは、100億なんて私かからないと思うんですよね、そんな、そんな話。利用できる校舎は利用して、そんな財政に負担になるようなやり方ではなくて、もっとやり方があるのではないかなと私は思っています。

3つ目、今年の元日の日本経済新聞で、建築家の安藤忠雄さんとゴリラ学者の山極壽一さんが対談しています。その中で何を言っているかという、安藤忠雄さんというのは、学力と金の関係で大学に行けなかったわけですが、後には東大の教授までなりました、彼が何やったかという、東京湾のごみの島に木を植えて、そしてあと教会としては画期的な光の教会という教会を設計し、そして3つ目が図書館です。安藤忠雄さんの自腹を切って大阪中之島、そして神戸市、そして岩手県の遠野市にこども図書館を建てています。その前に置いてある置物、横文字で言うとオブジェというんですが、オブジェは何かという、青いリンゴです。青いリンゴというのは何かという、要するに、我々まだ発展途上時のことを意味しているんだと思

ますけれども、やっぱり教育の役割というのは、青いリンゴを赤くし、そしてうまくすることが教育だと思うんですね。ぜひ、だから、我々大人もそうですけれども、子供ももちろん青いリンゴだと思いますが、大人が心血を注いで、別に教育するのは図書館だけではありませんけれども、ぜひ、そういう精神を見習って、教育目標実現のために尽力していただければと思います。

最後に、4つ目かな、9月、この間の日曜日、山形、上山かな、あそこ、東ソーホールで、内田 樹さんという、武道家であり、思想家であり、この人は今回山形に4回目だそうですねけれども、多分教育センターなんかでよく講師をしている方なんです。だから、お堅い話だったと思うんですが、全然つまらない話ですね。政治家の悪口ばかりでありましたが、今日の質問には全然役に立ちませんでした。でも、彼が言っていることは何かというと、教育というのは、要するに子供の成熟を手伝うことだと言っています。

ぜひ、学校統合問題は、私1つだけいいところあるなと思っているのは、小学校の教科担任制です。ぜひ、いい政策を進めようとしているわけでありますから、別に大規模校1校じゃなくて、中規模校を2校にすれば、それもかなうんじゃないかなと私は思っています。この間私たちが要望書を手渡したとき、9月30日ですか、次の日読売新聞に出ました。あのときに出席していたのは、もちろん市長をはじめ、教育長もそうですが、我々の人数は11人だったんですけども、読売の記事では10人と減らされて、何か訳の分かんない記事であります。あの中に地図がついていて、やっぱり寒河江の中学校3つあるわけですが、東、西、あと陵南とありますが、その中の一番、同じ、等距離に設置するとすると、大体場所は決まってくるんですね、間違いなく。でも、やっぱり陵東・陵西地区に

全くなくなるというのは、やっぱり陵東・陵西地区の住民市民をますます怒らせることなんじゃないかなと思うんです。それはぜひ避けていただきたいなと私は思っています。

ぜひ、私が言うよりも、教育委員の方は一生懸命考えたと思いますけれども、熟考の10乗ぐらい考えていただいて、ぜひいい案をまた作り直していただければと思います。以上です。

散 会 午後1時38分

○**國井輝明議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。



令和4年9月9日（金曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
鈴木隆	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局 局長	武田伸一	企画創成課長
小泉尚	財政課長	大江幸範	市民生活課長
武田新二	建設管理課長	伊藤孝	上下水道課長
猪倉秀行	農林課長(併) 農業委員会 事務局 局長	小林弘之	健康福祉課長
武田栄治	高齢者支援課長	柏倉信一	会計管理者(兼) 会計課長
菖蒲郁雄	病院事務長補佐	今野育男	学校教育課長
船田孝夫	監査委員	木村幸一	監査委員 事務局 局長

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局 局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係 主事	古谷駿幸	総務係 主事

議事日程第4号

第3回定例会

令和4年9月9日(金)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第4号))
- // 2 認第 1号 令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- // 3 認第 2号 令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 4 認第 3号 令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 5 認第 4号 令和3年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 6 認第 5号 令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- // 7 認第 6号 令和3年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- // 8 認第 7号 令和3年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- // 9 議第39号 令和3年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- // 10 議第40号 令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- // 11 議第41号 令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- // 12 議第42号 令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- // 13 議第43号 令和4年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- // 14 議第44号 寒河江市印鑑条例の一部改正について
- // 15 議第45号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- // 16 議第46号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- // 17 議第47号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- // 18 議第48号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
- // 19 議第49号 財産(小型除雪車)の取得について
- // 20 議第50号 財産(除雪グレーダ)の取得について
- // 21 議第51号 市道路線の廃止について
- // 22 質疑
- // 23 決算特別委員会設置
- // 24 予算特別委員会設置
- // 25 委員会付託
- 休憩
- 再開
- 日程第26 寒河江市議会決算特別委員会委員長の互選結果報告について
- 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号と同じ

再 開 午前9時30分

- 国井輝明議長** おはようございます。  
ただいまから本会議を再開いたします。  
本日の欠席通告議員はありません。  
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

### 議 案 上 程

- 国井輝明議長** 日程第1、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第4号））から、日程第21、議第51号市道路線の廃止についてまでの21案件を一括議題といたします。

### 質 疑

- 国井輝明議長** 日程第22、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いします。  
初めに、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第4号））に対する質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
次に、認第1号令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第2号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第3号令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第4号令和3年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第5号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第6号令和3年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第7号令和3年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第39号令和3年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第40号令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第41号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第42号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第43号令和4年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第44号寒河江市印鑑条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第45号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第46号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第47号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第48号寒河江市営住宅条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第49号財産（小型除雪車）の取得についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第50号財産（除雪グレーダ）の取得についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第51号市道路線の廃止についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

## 決算特別委員会設置

○**国井輝明議長** 日程第23、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第1号令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第40号令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9案件については、議長及び議会選出監査委員を除く14人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第1号令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第40号令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9案件については、決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

## 予算特別委員会設置

○**国井輝明議長** 日程第24、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第41号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第41号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに

決しました。

## 委 員 会 付 託

○**國井輝明議長** 日程第25、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

### 委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務産業常任委員会	承認第6号、議第45号、 議第46号、議第48号、 議第49号、議第50号、 議第51号
厚生文教常任委員会	議第42号、議第43号、 議第44号、議第47号
予算特別委員会	議第41号
決算特別委員会	認第1号、認第2号、 認第3号、認第4号、 認第5号、認第6号、 認第7号、議第39号、 議第40号

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時38分

再 開 午前11時20分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 寒河江市議会決算特別委員会 委員長の互選結果報告について

○**國井輝明議長** 日程第26、寒河江市議会決算特別委員会委員長の互選結果報告についてであります。

休憩中に決算特別委員会が開催され、委員長が互選されましたので、御報告いたします。

決算特別委員会委員長 阿部 清議員  
以上であります。

散 会 午前11時20分

○**國井輝明議長** 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。



令和4年9月22日（木曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	武田伸一	企画創成課長
小泉尚	財政課長	大江幸範	市民生活課長
武田新二	建設管理課長	伊藤孝	上下水道課長
猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	小林弘之	健康福祉課長
武田栄治	高齢者支援課長	柏倉信一	会計管理者 （兼）会計課長
菖蒲郁雄	病院事務長補佐	今野育男	学校教育課長
船田孝夫	監査委員	木村幸一	監査委員 事務局長

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主事	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第 5 号

第 3 回定例会

令和 4 年 9 月 2 2 日 (木)

予算特別委員会終了後開議

再 開

- 日程第 1 議第 5 2 号 寒河江市教育委員会委員の任命について  
〃 2 議案説明  
〃 3 委員会付託  
〃 4 質疑・討論・採決

(決算特別委員会付託関係)

- 日程第 5 認第 1 号 令和 3 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について  
〃 6 認第 2 号 令和 3 年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 7 認第 3 号 令和 3 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 8 認第 4 号 令和 3 年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 9 認第 5 号 令和 3 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 10 認第 6 号 令和 3 年度寒河江市財産区特別会計 (高松、醍醐、三泉) 歳入歳出決算の認定について  
〃 11 認第 7 号 令和 3 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について  
〃 12 議第 3 9 号 令和 3 年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
〃 13 議第 4 0 号 令和 3 年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
〃 14 決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 15 質疑・討論・採決

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 6 議第 4 1 号 令和 4 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 5 号)  
〃 1 7 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 1 8 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第 1 9 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 4 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 4 号))  
〃 2 0 議第 4 5 号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  
〃 2 1 議第 4 6 号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
〃 2 2 議第 4 8 号 寒河江市営住宅条例の一部改正について  
〃 2 3 議第 4 9 号 財産 (小型除雪車) の取得について  
〃 2 4 議第 5 0 号 財産 (除雪グレーダ) の取得について  
〃 2 5 議第 5 1 号 市道路線の廃止について

日程第26 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 27 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

日程第28 議第42号 令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
〃 29 議第43号 令和4年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)  
〃 30 議第44号 寒河江市印鑑条例の一部改正について  
〃 31 議第47号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について  
〃 32 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 33 質疑・討論・採決

日程第34 議第53号 令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)  
〃 35 議案説明  
〃 36 委員会付託  
〃 37 質疑・討論・採決  
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前10時20分

- 国井輝明議長** おはようございます。  
ただいまから本会議を再開いたします。  
本日の欠席通告議員はありません。  
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
ここで、本日の会議運営について議会運営委員長  
の報告を求めます。阿部議会運営委員長。  
〔阿部 清議会運営委員長 登壇〕
- 阿部 清議会運営委員長** おはようございます。  
本日の会議運営につきましては、去る9月21日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたの

で、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議第52号寒河江市教育委員会委員の任命について及び議第53号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)の2案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

- 国井輝明議長** お諮りいたします。  
本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員

長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

- 國井輝明議長** 日程第1、議第52号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

## 議 案 説 明

- 國井輝明議長** 日程第2、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長** おはようございます。私から議第52号寒河江市教育委員会委員の任命についてを御説明申しあげます。教育委員会委員のうち、高橋まり子委員が本年7月31日をもって辞職されたことに伴い、新たに教育委員会委員として大沼賀世氏を提案するものでございます。御同意くださいますようよろしくお願いを申しあげます。

## 委 員 会 付 託

- 國井輝明議長** 日程第3、委員会付託であります。お諮りいたします。ただいま議題となっております議第52号については、会議規則第37条第3項の規定により委

員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 國井輝明議長** 日程第4、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第52号について質疑はありますか。太田議員。

- 太田陽子議員** 3点ほど質問させていただきます。

この高橋委員の任期はどのくらい残しての辞任で、辞任理由についてお聞かせください。

あと、辞任が7月31日と今市長のほうからありましたが、議会への説明が今議会になった理由についてお聞かせください。

また、任命責任についてどうお考えかもお伺いいたします。

- 國井輝明議長** 佐藤市長。

- 佐藤洋樹市長** 最初に、高橋委員の任期でありますけれども、令和7年2月28日までになっております。

それから、辞任の理由であります。一身上の都合によりということであります。御本人の御希望もあってその理由は控えさせていただきたいというふうに思います。

それから、任期の途中で急な辞任ということもありまして、後任を選ぶのに大変我々としても時間がかかって今回の追加提案ということになりました。そういう意味で、辞任が7月31日にもかかわらず今回の提案になりましたことについては、私としても大変議会の皆様に申し訳なく思っております。いろんな検討をさせていただいて、できるだけ早くということ考えて

おりましたが、今回の提案ということで、辛うじてというんですかね、今議会に間に合うように御提案させていただいたところでございます。我々としてもできるだけ任期を全うしていただきたいということでありましたが、固辞されておられましたので、こういう形で後任の方を御提案するものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第52号寒河江市教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第52号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第52号についてはこれに同意することに決しました。

## 議 案 上 程

○**國井輝明議長** 日程第5、認第1号令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第13、議第40号令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9案件を一括議題といたします。

### 決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第14、決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

決算特別委員長報告を求めます。阿部決算特別委員長。

〔阿部 清決算特別委員長 登壇〕

○**阿部 清決算特別委員長** 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、認第1号令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号令和3年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号令和3年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、認第7号令和3年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、議第39号令和3年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議第40号令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

9月9日、委員14名出席、当局からは市長はじめ関係課長出席の下、委員会を開会し、9案件を一括議題とし、議案説明を受け質疑に入り、質疑の後、各分科会に分担付託し、審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とするものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

最初に、認第1号から認第7号までの7案件を一括して採決した結果、賛成多数をもって原

案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第39号及び議第40号の2案件について一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第15、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、認第1号令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号令和3年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号令和3年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について及び認第7号令和3年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する委員長報告はどれも認定であります。

7案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号及び認第7号の7案件は原案のとおり認定されました。

次に、議第39号令和3年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について及び議第40号令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長報告はどれも可決及び認定であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第39号及び議第40号は原案のとおり可決及び認定されました。

## 議案上程

○**國井輝明議長** 次に、日程第16、議第41号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

## 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第17、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。佐藤予算特別委員長。

[佐藤耕治予算特別委員長 登壇]

○**佐藤耕治予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第41号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第5

号)であります。

9月9日、委員15名全員出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、議第41号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第41号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第18、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第41号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第41号は原案のとおり可決されま

した。

### 議案上程

○**國井輝明議長** 次に、日程第19、承認第6号専決処分承認を求めることについて(令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第4号))から日程第25、議第51号市道路線の廃止についてまでの7案件を一括議題といたします。

### 総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第26、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。後藤総務産業常任委員長。

[後藤健一郎総務産業常任委員長 登壇]

○**後藤健一郎総務産業常任委員長** 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、9月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、承認第6号並びに議第45号、議第46号、議第48号から議第51号までの7案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、承認第6号専決処分の承認を求めることについて(令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第4号))を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「グリバーさがえの災害復旧事業の測量設計を行うとのことだったが、現在の進捗状況及び2年前の災害と比べて変更点等はあるのか」との問いがあり、当局より「令和2年度7月の豪雨災害と内容的にはほぼ同じです。ただ、土砂や流木の量等については、現在、測量

精査をしているところなのでまだ分かっておりません。事前に県へ災害報告しており、今後、災害査定を受ける準備を進めております」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第45号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第46号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第48号寒河江市営住宅条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第49号財産（小型除雪車）の取得についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回取得した小型除雪車の規格及び用途は」との問いがあり、当局より「幅1.3メートルのロータリー車です。主に歩道の除雪に当てますが、早朝、歩道除雪終了後、車道除雪の幅出しなどについても活用していく車両となります」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第50号財産（除雪グレーダ）の取得についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回取得した除雪グレーダにより、市内一斉除雪がより短時間で、より広範囲にできるようになるのか」との問いがあり、当局より「除雪グレーダは市が所有し、早朝は幹線道路、日中は要望または現地調査によって1日稼働する予定です。除雪に要する時間は雪の量や雪質等によっても違ってまいります。現在、除雪協力会からの協力もいただいて市内を網羅していると認識しております」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第51号市道路線の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。質疑の内容を申し上げます。

委員より「西浦住宅とその間にある市道が廃止されるが、いつ取壊し予定か」との問いがあり、当局より「今回の議決を得て用途廃止をし、3市営住宅について取壊しを進めたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「今後の用途はどう考えているのか」との問いがあり、当局より「西寒河江住宅、西浦住宅は用途指定区域が住宅地となっており、高屋住宅は無指定となっております。しかしながら、3市営住宅とも住宅地が周りに広がっているということから、定住人口増加に向け、今後、土地利用検討委員会などにも諮りまして、有効な活用方法を検討したいと考えております」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○國井輝明議長 日程第27、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第6号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第4号））、議第45号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議第46号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議第48号寒河江市営住宅条例の一部改正について、議第49号財産（小型除雪車）の取得について、議第50号財産（除雪グレーダ）の取得について及び議第51号市道路線の廃止についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する委員長報告はいずれも承認及び可決であります。

7案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第6号、議第45号、議第46号、議第48号、議第49号、議第50号及び議第51号の7案件は原案のとおり承認及び可決されました。

## 議 案 上 程

- 國井輝明議長** 日程第28、議第42号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第31、議第47号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてまでの4案件を一括議題といたします。

## 厚生文教常任委員会の

## 審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第32、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。鈴木厚生文教常任委員長。

〔鈴木みゆき厚生文教常任委員長 登壇〕

- 鈴木みゆき厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、9月12日、委員7名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第42号、議第43号、議第44号及び議第47号の4案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第42号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第43号令和4年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第44号寒河江市印鑑条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「オンラインによる交付申請が可能となる時期としてはいつ頃を想定しているのか」との問いがあり、当局より「事業者の決定等、準備期間に3か月程度を要する見込みであることから、本議案を御可決いただいた場合には、令和5年1月頃にオンラインによる交付申請が可能となる想定です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第47号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「使用料について、市民と市民以外の者で料金が異なるが、どのように管理するのか」との問いがあり、当局より「券売機での管理を予定しており、利用者が不便なく購入できるような機種を選定したいと考えておりますが、具体的な方策については現在検討中です」との答弁がありました。

委員より「これまでは使用料を無料としていた障がい者についても料金を設定するに至った経緯は」との問いがあり、当局より「事業実施者と協議を重ねた結果、現在の物価等も踏まえ、実費分について料金を設定しました。なお、この件については寒河江市身体障害者福祉協会とも協議を行っているものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第33、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第42号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議第43号令和4年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)、議第44号寒河江市印鑑条例の一部改正について及び議第47号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についての4案件を一括して採決いたします。

ただいまの4案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第42号、議第43号、議第44号及び議第47号の4案件は原案のとおり可決されました。

### 議案上程

○**國井輝明議長** 次に、日程第34、議第53号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

### 議案説明

○**國井輝明議長** 日程第35、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** 議第53号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、8月13日の大雨によって被害を受けた市道幸生田代線の復旧工事を行うため、土木施設災害復旧費を追加するものでございます。

その結果、360万円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ243億6,840万2,000円とす

るものでございます。

以上、御提案申しあげましたが、詳細につきましては関係課長より説明を申しあげますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第でございます。

○**國井輝明議長** 小泉財政課長。

〔小泉 尚財政課長 登壇〕

○**小泉 尚財政課長** 私から、予算書の第1表中歳入と第2表について御説明申しあげます。

初めに、歳入についてですが、補正予算書5ページの事項別明細書を御覧ください。21款1項9目災害復旧費は土木施設災害復旧費に充てるものでございます。

続きまして、第2表地方債補正について御説明いたします。4ページを御覧ください。土木施設災害復旧事業を実施するに当たり、市債の借入限度額を新たに設けるものでございます。

以上、歳入と第2表でございます。

○**國井輝明議長** 武田建設管理課長。

〔武田新二建設管理課長 登壇〕

○**武田新二建設管理課長** 私から歳出について御説明を申しあげます。

事項別明細書6ページを御覧ください。

11款災害復旧費2項1目道路河川等災害復旧費の土木施設災害復旧費（単独）についてでございます。令和4年8月13日の大雨により、市道幸生田代線の路肩が11メートルにわたり崩落し、隣接する用水路へ土砂が堆積いたしました。用水路確保のため土砂撤去などの応急復旧を直ちに行いましたが、再度のり面崩落しないよう降雪前にかごマット工など復旧工事を行う必要がありますので、14節工事請負費に360万円を追加するものです。

なお、県との協議により、この災害は公共災害の雨量に該当しないことから、単独事業の災害復旧となります。

以上、よろしく御願ひ申し上げます。

## 委 員 会 付 託

○**國井輝明議長** 日程第36、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第53号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○**國井輝明議長** 日程第37、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第53号について質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

討論を終結いたします。

これより議第53号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時02分

○**國井輝明議長** これにて令和4年第3回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 國 井 輝 明

会議録署名議員 太 田 陽 子

会議録署名議員 佐 藤 耕 治

令和4年9月9日（金曜日）決算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	渡邊賢一	委員
8番	古沢清志	委員	9番	佐藤耕治	委員
10番	太田芳彦	委員	11番	阿部清	委員
13番	荒木春吉	委員	14番	柏倉信一	委員
15番	木村寿太郎	委員	16番	伊藤正彦	委員

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	武田伸一	企画創成課長
石橋慶幸	デジタル戦略 課長	小泉尚	財政課長
安彦絵美	税務課長	大江幸範	市民生活課長
東海林恒	防災危機管理 課長	武田新二	建設管理課長
伊藤孝	上下水道課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
小林博之	商工推進課長	山田良一	さくらんぼ観光 課長
小林弘之	健康福祉課長	武田栄治	高齢者支援課長
志鎌重美	子育て推進課長	柏倉信一	会計管理者 （兼）会計課長
菖蒲郁雄	病院事務長補佐	今野育男	学校教育課長
渡邊健一	生涯学習課長	渡辺智昭	スポーツ振興 課長
船田孝夫	監査委員	沖津一博	監査委員
木村幸一	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主事	古谷駿幸	総務係主事

決算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会  
令和4年9月9日(金) 本会議休憩中開議

開 会

- 日程第 1 寒河江市議会決算特別委員会委員長の互選について  
〃 2 認第 1号 令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について  
〃 3 認第 2号 令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 4 認第 3号 令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 5 認第 4号 令和3年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 6 認第 5号 令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 7 認第 6号 令和3年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について  
〃 8 認第 7号 令和3年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について  
〃 9 議第39号 令和3年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
〃 10 議第40号 令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
〃 11 議案説明  
〃 12 質疑  
〃 13 分科会分担付託  
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時45分

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○月光裕晶副委員長 おはようございます。

現在、委員長不在となっておりますので、委員会条例第12条第1項の規定により、委員長が互選されるまでの間、副委員長の私が委員長の職務を行います。暫時の間、御協力をお願いいたします。

ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

**寒河江市議会決算特別委員会  
委員長の互選について**

○月光裕晶副委員長 日程第1、寒河江市議会決算特別委員会委員長の互選についてを議題といたします。

これより、委員長の互選を行います。お諮りいたします。委員長の互選については

指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

では、私から委員長には阿部 清委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員長には阿部 清委員が当選されました。

委員長より就任の御挨拶をお願いいたします。

○阿部 清委員長 おはようございます。

ただいま委員皆様から御推選いただきました阿部でございます。不慣れなところは皆様よりカバーをしていただきながら進行してまいりたいと思いますので、よろしく願いを申しあげ挨拶といたします。よろしく願います。

座らせていただきます。

それでは、議事に入ります。

## 議 案 上 程

○阿部 清委員長 日程第2、認第1号令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第10、議第40号令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9案件を一括議題といたします。

## 議 案 説 明

○阿部 清委員長 日程第11、議案説明であります。

初めに、認第1号令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認第6号令和3年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定についてまでの6案件について当局より説明を求めます。柏倉会計管理者。

○柏倉信一会計管理者(兼)会計課長 おはようございます。

令和3年度寒河江市一般会計及び特別会計決算の概要について御説明申し上げます。

初めに、認第1号令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、1,000円未満の数字は切捨てとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

歳入について御説明いたします。令和3年度寒河江市歳入歳出決算書の3ページ、4ページを御覧ください。

款ごとの収入済額と前年度と比較した増減率を申し上げます。

第1款市税は収入済額が50億3,290万4,000円で、前年度比1.8%の減であります。

第2款地方譲与税は1億3,533万4,000円で、5.6%の減。

第3款利子割交付金は312万8,000円で、26.1%の減。

第4款配当割交付金は1,523万9,000円で、55%の増。

第5款株式等譲渡所得割交付金は1,984万3,000円で、36.3%の増。

第6款法人事業税交付金は5,520万8,000円で、107.5%の増。

第7款地方消費税交付金は10億547万1,000円で、8.8%の増。

5ページ、6ページを御覧ください。

第8款自動車取得税交付金はゼロ円で、増減なしであります。

第9款環境性能割交付金は931万6,000円で、5.3%の減。

第10款地方特例交付金は1億7,426万1,000円で、269.7%の増。

第11款地方交付税は49億3,592万6,000円で、11.1%の増。

第12款交通安全対策特別交付金は728万6,000円で、4.8%の減。

第13款分担金及び負担金は1億185万8,000円で、25.9%の減。

第14款使用料及び手数料は7,452万5,000円で、4.3%の減。

第15款国庫支出金は41億3,942万8,000円で、46.1%の減。

7ページ、8ページを御覧ください。

第16款県支出金は14億2,217万4,000円で、11.3%の増であります。

第17款財産収入は4,506万7,000円で、3.1%の減。

第18款寄附金は39億4,456万5,000円で、30.9%の減。

第19款繰入金は30億4,116万9,000円で、1.7%の減。

第20款繰越金は5億8,605万9,000円で、168.3%の増。

第21款諸収入は12億8,424万7,000円で、1.1%の減。

第22款市債は13億3,440万円で、17.4%の減であります。

以上、歳入合計は収入済額273億6,741万2,000円で、前年度比14.2%の減であります。

次に、歳出であります。9ページ、10ページを御覧ください。

款ごとの支出済額と前年度と比較した増減率を申し上げます。

第1款議会費は支出済額が1億6,545万7,000円で、1.7%の増。

第2款総務費は74億3,352万9,000円で、44.9%の減。

第3款民生費は74億1,764万5,000円で、18.4%の増。

第4款衛生費は17億3,442万2,000円で、10.4%の増。

第5款労働費は2,199万4,000円で、0.1%の

増。

第6款農林水産業費は4億9,046万7,000円で、14.5%の増であります。

11ページ、12ページを御覧ください。

第7款商工費は22億3,129万1,000円で、9.4%の減。

第8款土木費は26億838万4,000円で、36.8%の増。

第9款消防費は6億1,632万5,000円で、5.5%の減。

第10款教育費は17億9,607万1,000円で、13.4%の減。

第11款災害復旧費は2億5,038万7,000円で、8.7%の減。

第12款公債費は16億2,746万7,000円で、0.6%の増であります。

以上、歳出合計は支出済額263億9,344万4,000円で、前年度比14.6%の減であります。

13ページを御覧ください。

この結果、歳入歳出差引き残額は9億7,396万7,000円となり、これより繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源9,474万5,000円を差し引いた実質収支額は8億7,922万2,000円で、前年度比12.9%の増であります。

また、地方自治法第233条の2及び寒河江市財政調整基金条例の規定により、財政調整基金に4億4,000万円を繰り入れ、残る4億3,922万2,000円は翌年度に繰越しをしております。

次に、認第2号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

14ページ、15ページを御覧ください。

歳入であります。第1款国民健康保険税は収入済額7億7,235万6,000円。

第4款県支出金28億7,603万1,000円。

第6款繰入金3億2,390万8,000円。

第7款繰越金1億1,892万3,000円などであり、

歳入合計は41億9万9,000円で、前年度比7.9%の増であります。

次に、歳出であります。16ページ、17ページを御覧ください。

第2款保険給付費は支出済額27億5,509万4,000円。

第3款国民健康保険事業費納付金9億6,320万円などあります。

18ページ、19ページを御覧ください。

歳出合計は39億4,036万9,000円で、前年度比7.1%の増であります。この結果、歳入歳出差引き残額は1億5,973万円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第3号令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

20ページ、21ページを御覧ください。

歳入であります。第1款保険料は収入済額3億8,752万6,000円。

第3款繰入金1億3,071万1,000円などで、歳入合計は5億4,017万5,000円で、微増であります。

次に、歳出であります。22ページ、23ページを御覧ください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は支出済額5億1,544万7,000円などで、歳出合計は5億2,867万9,000円で、前年度比0.3%の減であります。この結果、歳入歳出差引き残額は1,149万6,000円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第4号令和3年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

24ページ、25ページを御覧ください。

歳入であります。第1款保険料は収入済額9億2,386万円。

第3款国庫支出金11億6,836万2,000円。

第4款支払基金交付金10億9,702万9,000円。

第5款県支出金6億840万4,000円。

第7款繰入金6億4,107万7,000円などあります。

26ページ、27ページを御覧ください。

歳入合計は45億3,906万2,000円で、前年度比1.5%の増であります。

次に、歳出であります。28ページ、29ページを御覧ください。

第2款保険給付費は支出済額39億7,269万4,000円。

第4款地域支援事業費1億6,181万8,000円などであり、歳出合計は43億1,365万1,000円で、前年度比1.4%の減であります。

30ページを御覧ください。

この結果、歳入歳出差引き残額は2億2,541万1,000円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第5号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

31ページ、32ページを御覧ください。

歳入であります。第1款分担金及び負担金は収入済額698万4,000円などであり、歳入合計は2,537万1,000円で、前年度比13.9%の減であります。

次に、歳出であります。33ページ、34ページを御覧ください。

第1款介護認定審査会費は支出済額1,989万5,000円で、歳出合計も同額であり、前年度比29.0%の増であります。この結果、歳入歳出差引き残額は547万5,000円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第6号令和3年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

35ページ、36ページを御覧ください。

歳入であります。第1款高松財産区は収入済額19万8,000円。

第2款醍醐財産区21万3,000円。

第3款三泉財産区27万5,000円で、歳入合計は68万7,000円で、前年度比0.1%の減であります。

次に、歳出であります。37ページ、38ページを御覧ください。

第1款高松財産区は支出済額11万2,000円。

第2款醍醐財産区20万円。

第3款三泉財産区15万7,000円で、歳出合計は46万9,000円で、前年度比9.0%の増であります。この結果、歳入歳出差引き残額は21万8,000円となり、これは翌年度へ繰越ししております。

以上、一般会計及び5特別会計の決算の概要について御説明を申しあげましたが、詳細につきましては、事項別明細書及び主要な施策の成果に関する説明書を御覧くださいようお願い申し上げます。

○阿部 清委員長 次に、認第7号令和3年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について当局より説明を求めます。久保田病院事業管理者。

○久保田洋子病院事業管理者 おはようございます。

認第7号令和3年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

なお、金額につきまして、1,000円未満の数字は切捨てさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、1ページ、令和3年度決算報告書(税込み)の収益的収入及び支出であります。

収入の決算額は、第1款病院事業収益19億6,976万4,000円、その内訳は第1項医業収益が16億1,179万7,000円、第2項医業外収益が3億5,796万7,000円であります。

支出は、第1款病院事業費用が19億6,425万3,000円、その内訳は第1項医業費用19億4,677万2,000円、第2項医業外費用1,748万1,000円あります。

次に、2ページ、資本的収入及び支出であります。

収入の決算額は、第1款資本的収入が8,777万8,000円で、その内訳は第1項企業債3,360万円、第2項他会計負担金5,417万8,000円あります。

支出は、第1款資本的支出が1億3,491万1,000円で、その内訳は第1項建設改良費4,521万5,000円、第2項企業債償還金8,969万6,000円あります。

また、支出額に対する収入不足額4,713万3,000円は損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、3ページ、損益計算書であります。1の医業収益は、入院収益及び外来収益、他会計負担金など合計16億1,029万3,000円あります。

2の医業費用は、給与費、材料費など合計19億1,619万3,000円あります。

3の医業外収益は、他会計負担金や補助金などで合計3億5,688万1,000円あります。

4の医業外費用は、企業債利息など合計6,321万4,000円あります。

経常損失は1,223万1,000円となっております。

この結果、当年度純損失は経常損失と同額の1,223万1,000円となり、当年度未処理欠損金は3,900万2,000円となりました。

また、4ページは剰余金計算書及び欠損金処理計算書であります。先ほど申しあげた当年度未処理欠損金3,900万2,000円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、5ページ、貸借対照表であります。

最初に、資産の部、1の固定資産であります。有形固定資産の合計が12億1,341万8,000円で、これに無形固定資産5万1,000円及び投資2,173万2,000円を加え、合計12億3,520万3,000円あります。

2の流動資産であります。現金預金、未収

金及び貯蔵品で合計4億984万5,000円であり  
ます。

この結果、資産合計は16億4,504万8,000円  
であります。

次に、負債の部であります。1の固定負債  
は企業債及びリース債務で合計2億6,105万  
7,000円であり、2の流動負債は未払金、企業  
債、引当金など2億4,912万8,000円であり  
ます。

3の繰延収益は、長期前受金2億5,899万円  
から長期前受金収益化累計額1億6,028万9,000  
円を引いた9,870万円となり、この結果、負債  
合計は6億888万6,000円であります。

次に、資本の部であります。1の資本金は  
10億3,710万3,000円、2の剰余金は資本剰余金  
が3,806万円、欠損金が3,900万2,000円で、剰  
余金合計はマイナス94万1,000円となり、資本  
合計は10億3,616万1,000円であります。

この結果、負債資本合計は16億4,504万8,000  
円であり、資産合計と同額となるものであり  
ます。

なお、6ページ以降に附属資料を添付して  
おりますので、御参照くださるようお願いいた  
します。

以上、寒河江市立病院事業会計の決算につ  
いて御説明を申しあげました。よろしくお願  
い申しあげます。

○阿部 清委員長 次に、議第39号令和3年度寒  
河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定  
について及び議第40号令和3年度寒河江市下  
水道事業会計利益の処分及び決算の認定につ  
いての2案件について当局より説明を求め  
ます。伊藤上下水道課長。

○伊藤 孝上下水道課長 私から、議第39号  
令和3年度寒河江市水道事業会計利益の処分  
及び決算の認定について御説明申しあげ  
ます。

金額につきましては、1,000円未満の金額  
は省略させていただきますので、どうぞよろ  
しくお願いいたします。

決算書1ページを御覧願います。

決算報告書でございますが、消費税込みの  
金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出であります。  
収入の第1款水道事業収益の決算額は、前  
年度比0.5%増の11億1,325万円で、支  
出の第1款水道事業費用の決算額は、前  
年度比1.2%減の9億9,419万1,000  
円であります。

次に、2ページを御覧願います。

資本的収入及び支出であります。収入の  
第1款資本的収入の決算額は、前年度比  
123.1%増の1億9,651万3,000円で、  
支出の第1款資本的支出の決算額は、前  
年度比6.3%増の4億8,095万3,000  
円であります。この結果、収入額が支出  
額に対して不足する額2億8,443万9,000  
円は、欄外下段に記載のとおり過年度分  
及び当年度分損益勘定留保資金などで補  
填しております。

次に、3ページを御覧願います。

損益計算書でございます。これ以降は消  
費税抜き金額となっております。

1の営業収益は給水収益が主なもので、  
合計9億3,199万8,000円であり  
ます。

2の営業費用は浄水及び配給水費など  
合計8億9,348万6,000円であり  
ます。

3の営業外収益は受託金及び長期前受  
金戻入など合計8,824万6,000円  
であり  
ます。

4の営業外費用は支払利息など合計  
3,144万円であり  
ます。

5の特別利益は1,000円であり  
ます。

6の特別損失は186万1,000円  
であり  
ます。

この結果、当年度純利益は9,345万  
8,000円であり、これに前年度繰越利  
益剰余金5,726万2,000円を加えた  
当年度未処分利益剰余金は1億5,072  
万1,000円であり  
ます。

次に、4ページを御覧願います。

剰余金計算書でございます。

資本剰余金であります。前年度から  
の増減はなく、1,584万6,000円  
であり  
ます。

次に、利益剰余金であります。前年度から繰り越した未処分利益剰余金処分後残高5,726万2,000円に当年度純利益9,345万8,000円を加えることにより、当年度末残高は1億5,072万1,000円であります。

この結果、利益剰余金合計年度末残高は8億5,577万3,000円となったところであります。

次に、6ページを御覧願います。

貸借対照表でございます。

先に資産の部であります。1の固定資産と2の流動資産で、資産合計は104億2,735万3,000円であります。

次に、負債の部であります。3の固定負債と4の流動負債及び5の繰延収益で、負債合計は30億9,472万6,000円であります。

次に、資本の部であります。6の資本金と7の剰余金で、資本合計73億3,262万7,000円あります。

その結果、負債と資本の負債資本合計104億2,735万3,000円となり、前の資産合計と同額となるものであります。

次に、利益の処分について申しあげます。

戻っていただきまして、5ページの剰余金処分計算書(案)について御説明申しあげます。

未処分利益剰余金当年度末残高1億5,072万1,000円から減債積立金に2,000万円、建設改良積立金に7,340万円、合計9,340万円を積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

また、処分後残高5,732万1,000円は翌年度へ繰越しとなるものでございます。

なお、8ページ以降に決算附属資料を添付してございます。

以上、よろしくお願い申しあげます。

続きまして、議第40号令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申しあげます。

決算書1ページを御覧願います。

金額につきましては、1,000円未満の数字は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

決算報告書でございますが、消費税込みの金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出であります。収入の第1款下水道事業収益の決算額は前年度比4.3%増の15億7,177万9,000円で、支出の第1款下水道事業費用の決算額は前年度比1%増の14億8,121万9,000円あります。

次に、2ページを御覧願います。

資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入の決算額は前年度比0.4%減の6億2,079万2,000円で、支出の第1款資本的支出の決算額は前年度比0.5%減の11億5,414万円あります。この結果、収入が支出に対して不足する額5億3,334万8,000円は、欄外下段に記載のとおり過年度分及び当年度分損益勘定留保資金などで補填しております。

次に、3ページを御覧願います。

損益計算書でございます。これ以降は消費税抜き金額となっております。

1の営業収益は下水道使用料、雨水処理負担金が主なもので、合計6億2,931万4,000円あります。

2の営業費用は汚水・雨水施設及び浄化槽に係る維持管理費及び減価償却費などが主なもので、合計12億9,445万円あります。

3の営業外収益は他会計負担金補助金及び長期前受金戻入などが主なもので、合計8億8,759万8,000円あります。

4の営業外費用は支払利息など合計1億5,626万1,000円あります。

5の特別利益は6,000円あります。

6の特別損失は175万9,000円あります。

この結果、当年度純利益は6,444万7,000円あります。これに前年度繰越利益剰余金9万

1,000円を加えた当年度未処分利益剰余金は6,453万8,000円であります。

次に、4ページを御覧願います。

剰余金計算書でございます。

資本剰余金であります。前年度からの増減はなく3億1,250万8,000円であります。

次に、利益剰余金であります。昨年度から繰り越した未処分利益剰余金処分後残高9万1,000円に当年度純利益6,444万7,000円を加えることにより、当年度末未処分利益剰余金残高は6,453万8,000円であります。

次に、6ページを御覧願います。

貸借対照表でございます。

先に資産の部であります。1の固定資産と2の流動資産で、資産合計は235億1,091万9,000円あります。

次に、負債の部であります。3の固定負債と4の流動負債及び5の繰延収益であり、負債合計199億3,962万5,000円あります。

次に、資本の部であります。6の資本金と7の剰余金であり、資本合計35億7,129万3,000円となり、負債と資本の合計、負債資本合計は235億1,091万9,000円で、前の資産合計と同額となるものであります。

次に、利益の処分について申しあげます。

戻っていただきまして、5ページの剰余金処分計算書(案)について御説明申しあげます。

未処分利益剰余金当年度末残高6,453万8,000円から減債積立金に6,440万円を積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

また、処分後残高13万8,000円は翌年度へ繰越しとなるものでございます。

なお、9ページ以降に決算附属資料を添付してございます。

以上、よろしく願い申しあげます。

## 質 疑

○阿部 清委員長 日程第12、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、質疑の際はページ数を示し要点を簡潔に一括して発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力お願いします。

初めに、認第1号令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の歳入全部について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款及び歳出第2款について質疑はありますか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 決算の歳出全般について、私、総務産業常任委員会所属ですけれども、そちらの分野、あと厚生文教常任委員会の分野全てを含めて質問させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○阿部 清委員長 はい、お願いします。

○後藤健一郎委員 この令和3年度というのは、新型コロナを前提とした新型コロナ対応元年、もしくは対策元年というべき年度だったかと思えます。そういう点からこの決算議会では質問させていただきたいんですけれども、まずは不用額についてであります。令和2年度は新型コロナの影響で予算は普通に成立しておりますので、予定していた事業ができない年度だったかと思えますけれども、令和3年度は新型コロナというものも分かっている、前提とした予算を組んだ年かと思えます。令和2年度ほどではありませんけれども、不用額が例年より多額になっております。それぞれの項目については各分科会等で審査すると思うんですけれども、先ほど申しあげたとおり、令和3年度はコロナを織り込んでの予算だったので、この多額という要因は、ただ単にコロナが要因ということではな

と思うんですが、全体を通してのこの不用額についての主な要因を教えてくださいと思います。

○阿部 清委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、不用額というのは予算額と執行額の差から翌年度に繰り越すべき額を引いたものが不用額となるわけでありまして、令和3年度の一般会計の決算では16億6,400万円で、令和2年度においては18億3,800万円でありました。

ただいま後藤委員からコロナということもありましたが、不用額が生じる要因というのは、大きく分けて2種類あるわけですね。

1つは、予定した当初の計画どおりに事業がうまく進まないで、その分の事業費も減って、その分が不用額となったということが1つ大きな要因としてあります。例えば国庫補助金を使っている道路整備事業などもそういう要因があったわけでありまして、国庫補助金がうまく入ってこない、その分事業が進捗できない。我々としては、年度途中でもやっぱりもう1回国庫補助をもらいたいということで申請をしながら、予算は減らさずに、申請をして、またもらえれば事業が進捗できる。けどもらえなかったの、また不用額が生じてしまうというケースもあるわけですね。

あと、コロナについて、コロナを前提として予算をしていたのに何でこんなに不用額が出るのかというような御指摘かと思いますが、コロナについては、御案内のとおり、結果的には令和3年度もコロナの感染拡大は継続していったわけでありまして、我々としてはいつ収まるか分からない、収まってほしいということで、収まったときにいろんな事業ができるのではないかと想定した上で予算を計上しておりました。ですから、令和3年度もある程度の事業は予算化しておいたわけでありまして、例えば観光事業でありますとか、

いろんな交流事業などは、なかなかコロナが思ったほど収束しないという状況、最初から分かっていたらそうなんですけれども、途中ではなかなか分からないということがあって、それは予算を組んでおいたけれども事業が進捗できないというケースが一つの要因としてあります。

また逆に、予算を計上して、その事業がより効果が多く生じて、執行額が逆に少なくて済んだというケースもあるわけでありまして。例えて言うならば、競争入札などによって予定した額よりも実際の落札額が減ったなどということになれば、その請差は不用額、不用額というんですかね、要らなくなったということになるわけでありまして、また、今回の決算でお示しをしておりますが、病院事業などは予定した事業をさらに効果的に進めていただいたことによって、一般会計からの繰り出しが去年と比較して1億円、今年の当初予算から比べれば8,000万円少なくて済んだということで、必ずしも事業がうまくいかないから不用額が生じたということだけではなくて、逆にいろんな努力によって執行額が少なくて済んだというケースなどもあるということで分析をしているところであります。

○阿部 清委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 ありがとうございます。結局できなかっただけではなくて、費用対効果が高くなった、あとは経費削減のところもあったというお答えでありましたけれども、市民の方からお話なんか聞いて回っておりますと、予算を余らせると、次の年に予算がつかなくなるから、年度末道路工事が多いんだべみたいなの、こういうイメージを、これは本当に分かりやすい一つの事例ですけども、そういったイメージを持っていらっしゃる方というのもしらっしゃいます。私、そういうお話が出たときは、いや、もう今はそういう使い切り予算なんていうことではなくて、もう適切に無駄な出費のないように考えてやっていますというふうに私はお話し

ているんですけれども、この不用額、不用額という言葉が適切なのか分かりませんが、この不用額に関して、市長の見解をお伺いできればと思います。

○阿部 清委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としては、当初予算編成の際にはできるだけ不用額がないように、予算が計画どおりに予定どおりに執行して欲しいという意味で当初予算を編成しているわけがありますけれども、いろんな1年間の状況の変化によって、そういう執行額が変わってくるということは多いケースとしてあるわけでありませ

す。そういう意味で、今後藤委員がおっしゃるような、予算は使い切らなきゃいかんという考え方は、今そういう考え方は一切持っていません。必要なものは予算を途中でも確保するという、あるいは必要ではないと判断したものは途中であっても変更するというようにしております。市民の皆さんからいただいた貴重な血税でありますので、1円たりとも無駄な使い方をしないように、日頃からそういう心がけをして、市民福祉の向上、市勢発展のために予算を使わせていただきたいと考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○阿部 清委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 分かりました。ありがとうございます。この決算議会が終わると、次は令和5年度の予算を組むことになると思うんですが、この不用額どうこうというところではなくて、まさに必要なところに予算をかけていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○阿部 清委員長 ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 まず166ページ、4款1項1目、母子保健指導事業についてであります。こ

れ説明書を見ますと、ここ数年に比べて教室とか相談事業の開催の回数が多いようですけれども、その要因というのは、ただ単に、例えば新生児が多かったからということなんでしょうか。それとも、例えばコロナ感染対策のために少人数で開催したために回数が多くなったというコロナに起因するものなのか。そのところを教えてください。

○阿部 清委員長 志鎌子育て推進課長。

○志鎌重美子育て推進課長 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、教室についてであります。会場内の密を避けるために1回当たりの参加人数を制限しておりますので、開催回数が増えておりませ

す。具体的には、パパママスクールわくわく育児編での沐浴実習などの体験型教室につきましては、令和元年度は1回の参加人数を15から20組だったものを、令和3年度では1回3組に制限して行いました。したがって、開催回数が令和元年度の8回、延べ人数105人から、令和3年度では26回、延べ人数137人へと増加しております。

また、相談事業につきましては、令和元年度までは保健師による育児相談と助産師による授乳相談を別日に行っておりましたが、令和2年度からは対象者に考慮しまして同日に行うようになったため、開催回数は、令和元年度の20回、延べ人数35人から、令和3年度の11回、延べ人数45人となっております。

なお、今年度からは、感染防止対策を徹底した従来型の相談体制に加えまして、新たにオンライン体制を整備して実施しているところであります。

以上、よろしく願いいたします。

○阿部 清委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 分かりました。

それでは、次のページ、168ページの4款1

項2目、予防接種事業についてお伺いいたします。

全国的な話、全国的に見ますと、新型コロナの感染懸念から過度に定期健診とか予防接種を控えるということが、この令和3年度、少なからずあったようです。令和3年度において寒河江市でもそういった予防接種控えというものがあつたのかどうか、その数などが分かればと思います。特に乳幼児の場合、予防接種が遅れてしまうと免疫がつくのが遅れるので、大人の予防接種控えよりも非常に大きな問題につながるかと思っておりますので、子供とか乳幼児の予防接種はそういったコロナを懸念しての予防接種控えというのがあればちょっと問題だなと思うんですけれども、こういった点はいかがだったでしょうか。

○阿部 清委員長 志鎌子育て推進課長。

○志鎌重美子育て推進課長 予防接種の事業につきましては健康福祉課の事業費になりますが、乳幼児についての御質問でありますので、私のほうからお答えさせていただきます。

定期の予防接種につきましては、件数を把握はしておりますが、年度ごとにワクチン製造数や接種対象者の数が違ってきますので、比較条件は同じとは言えませんが、予防接種の接種件数が極端に少なくなるなど、明らかに減少しているという事例は見受けられないところであります。

なお、当市におきましては、接種控えによる重大な問題等は聞いておりません。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

○阿部 清委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ここで、当局入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前10時50分

○阿部 清委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出第5款から歳出第7款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款及び歳出第9款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 それでは、228ページになります。10款1項3目の小中学校ICT活用支援事業についてお伺いさせていただきます。

令和2年度の補正予算でしたけれども、タブレットが配付されたのは年度末に近かったので、実質的にはこの令和3年度というのがGIGAスクール事業、1人1台のタブレットの初年度ということになるかと思っております。こちらもほかの自治体等の決算を見ていますと、思ったよりこのタブレットの修繕費が高額になったという事例が多々あったようです。当市では、タブレットに保険を掛けて配付しておりますので、追加の金額というのが多分かかってはいないと思うんですけれども、この1年間、令和3年度でどの程度タブレットの破損があつたのか教えていただければと思います。

あわせて、やはり1年生、6歳から使うものですので、一生懸命勉強すれば、これはある程度破損するものだと思います。しかし、その保険がどういった内容かちょっと分からないので何とも言えないんですけれども、例えば故意に壊してしまった場合は実費になりますよという、そういうものがあるのか分かりませんが、例えば保険で直らないような修繕とか破損というものがあつたのかどうか、お聞かせいただければと思います。

○阿部 清委員長 今野学校教育課長。

○今野育男学校教育課長 タブレットの破損件数

についてですけれども、小中学校合わせましてタブレットは3,393台ございます。その中で、昨年度破損した件数は520件になっております。割合としましては15.3%ということです。

故意に壊して保険対象外となった件数についてでございますが、昨年度は1件ございました。

以上でございます。

○阿部 清委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 分かりました。では、その1件については、同じ物を親御さんから出してもらって買い直すというような対応をしたということなんでしょうか。

○阿部 清委員長 今野学校教育課長。

○今野育男学校教育課長 保護者の方から修繕費を出していただいたところです。

○阿部 清委員長 そのほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款から歳出第13款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第2号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。渡邊委員。

○渡邊賢一委員 御質問させていただきます。

ページ数が257ページ、あと主要な施策の成果に関する説明書94ページ、あと決算審査意見書、監査及び資料というところで35ページと60ページが関係する記載があったところでございます。

それでは、早速質問します。

平成30年度からの国保制度改革によって、県と市町村の関係が変わって、県に対しては納付金を納付し、県からは支出金として交付されているこの制度ですけれども、決算を見ますと、前年度繰越金が1億1,892万円、今回の剰余金、黒字決算だったんですけれども1億5,973万円ということで、単年度では4,000万円なのか分かりませんが黒字の決算だったと報告さ

れているわけです。

ただ、収入率でいいますと現年度分が94.3%、これはずっと横ばいで、残念ながら収入未済も増えているわけです。滞納繰越分の収入率は16.4%ということで、過年度に入ればもうほとんど収入が見込めないような状況になってしまって、トータルの収入未済は2億3,600万円という状況があります。これはこれまで、昨年、一昨年とコロナ禍によって、これが長期に及んでしまっているということも一因だと思いますけれども、それによって失業者や生活困窮者が増え、国民健康保険税という税納付が滞っている状況がうかがえます。

先日、私、市内にある山形県国民健康保険団体連合会の武田事務局長はじめ関係の職員の方にいろいろ御質問をする機会がありました。今後の国保制度の状況や我々の負担はどうなっていくんだということを申しあげたんですけれども、社会保険支払基金とこの国民健康保険の統合問題が大きな課題になっている。その統合によるクラウド化、これによって財政運営の国保全体の継続が非常に大変になってくる。その効率化、健全化も求められている。一方で、本市もそうですけれども、国保の被保険者の減少、前年度と比べると132人減で7,699人という状況の中で、これからどうやってこの制度を維持していくかというのも、これは全国的な課題であると聞いてきました。先ほど言ったクラウド化によって開発費用が増大して、それをやっぱり負担してもらうようになってくると、そのクラウド化の年間のランニングコストなども考えると、やっぱり負担増にならざるを得ないんじゃないかということでありました。

私も納税者の一人なんですけれども、今後の見通しというか、先ほど申しあげた納税率が残念ながら低い状況の中で、当然、医療に対する国民皆保険に対してフォローしていかなければならない。そして最後の駆け込み寺であるセー

フティーネットたるこの制度をどのように今後運営していくのかというところを、決算審査の中でも記載はあるわけですが、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○阿部 清委員長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 国民健康保険制度については、今渡邊委員からもありましたが、国民の医療、福祉、健康を守るということで重要な制度としてあるわけであります。我々としてもそういう制度をやっぴり維持していく、それが市民を守っていく制度だと理解をしております。

ただ、おっしゃるようになかなか収納率が上がっていかない。さらには人口も減っていく。そういう状況の中で、こういう制度を今後どういうふうに維持していくのか、あるいは維持するための財政的な基盤をさらに強固にしていくにはどうしたらいいのかということでありますが、大変おっしゃるようなこれからの不安材料、懸念材料というのは、山積とまではいかなくても、多々あると思っているところであります。そういうことについては、もちろん寒河江市だけの問題だけではありません。全国的な問題でありますけれども、私も県の国民健康保険の連合会の監査委員などもさせていただいておりますから、そういった中でいろいろと検討を重ね、そして市長会あるいは各自治体の意見の集約として県や国あたりに必要な事項などを要望していきながら、そして全体としてのセーフティーネットをさらに強固なものにしていく取組を、やはり今後なかなか先を見通せない状況ではありますけれども、待ったなしの状況にもなりつつあると理解しておりますから、そういうところを踏まえて対応していきたいと思っておりますし、またいろいろな機会を通じて各議員の皆さんからも御意見を頂戴しながら、自治体としての考えあるいは山形県内の自治体としての考えなどもまとめていければと思っております。

○阿部 清委員長 渡邊委員。

○渡邊賢一委員 御答弁ありがとうございます。

過去において、全国市長会からも国に対して要望書ということで出ているわけですが、やはり今後、このコロナ禍ということもありますけれども、少子化によつての税負担が大変厳しい状況、喫緊の課題であると私も思います。

財政調整基金が4,100万円ということと、市立病院への繰出金も出ているわけですが、やはりそれくらい大事な特別会計だと私も認識しておりますので、ぜひ今後、税収の確保、あとやっぴり適切な執行というところをさらに吟味していただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

○阿部 清委員長 ほかに質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第3号令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第4号令和3年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第5号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第6号令和3年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第7号令和3年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第39号令和3年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する

る質疑はありませんか。

- 阿部 清委員長 古沢委員。
- 古沢清志委員 水道会計と下水道会計に共通することなんですけれども、課長の報告には、決算報告書は税込み、損益計算書は税抜きと報告されておりましたけれども、なぜ1つの会計でこういうふうに税込み、税抜きで分かれるのか、ちょっと分かりませんので教えていただきたいと思います。
- 阿部 清委員長 伊藤上下水道課長。
- 伊藤 孝上下水道課長 消費税抜きと消費税込みの記載の方法ですが、支出の場合、消費税を含んだままで支出します。会計上、消費税につきましては税務署に納付ということになるものですから、収入に当たらないわけなので、消費税を抜いて損益計算などを行うというルールに従って決算書を作成しております。

以上です。

- 阿部 清委員長 古沢委員。
- 古沢清志委員 ありがとうございます。分かりましたけれども、普通の会社ですと、確定申告する場合には、どちらか税込みで最後まで計算して、あるいは税抜きで最後まで計算するといったような方向なので、ちょっと理解し難いということがありましたのでお聞きしました。

分かりました。以上です。

- 阿部 清委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第40号令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

### 分科会分担付託

- 阿部 清委員長 日程第13、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款、認第6号、議第39号、議第40号
厚生文教分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第7号

散 会 午前11時07分

- 阿部 清委員長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。



令和4年9月22日（木曜日）決算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	渡邊賢一	委員
8番	古沢清志	委員	9番	佐藤耕治	委員
10番	太田芳彦	委員	11番	阿部清	委員
13番	荒木春吉	委員	14番	柏倉信一	委員
15番	木村寿太郎	委員	16番	伊藤正彦	委員

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	武田伸一	企画創成課長
小泉尚	財政課長	伊藤孝	上下水道課長
柏倉信一	会計管理者 （兼）会計課長	菖蒲郁雄	病院事務長補佐
今野育男	学校教育課長	船田孝夫	監査委員
沖津一博	監査委員	木村幸一	監査委員 局長

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局 局長	柏倉勝郎	局長 補佐
堀和敏	総務係 主事	古谷駿幸	総務係 主事

決算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会  
令和4年9月22日(木) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 認第1号 令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について  
〃 2 認第2号 令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 3 認第3号 令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 4 認第4号 令和3年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 5 認第5号 令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について  
〃 6 認第6号 令和3年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について  
〃 7 認第7号 令和3年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について  
〃 8 議第39号 令和3年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
〃 9 議第40号 令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
〃 10 分科会審査の経過並びに結果報告  
    (1) 総務産業分科会委員長報告  
    (2) 厚生文教分科会委員長報告  
〃 11 質疑・討論・採決  
    閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

- 阿部 清委員長 おはようございます。  
ただいまから決算特別委員会を再開いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○阿部 清委員長 日程第1、認第1号令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9、議第40号令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9案件を一括議題といたします。

#### 分科会審査の経過並びに結果報告

#### 議案上程

○阿部 清委員長 日程第10、分科会審査の経過

並びに結果報告であります。

## 総務産業分科会委員長報告

○阿部 清委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。後藤総務産業分科会委員長。

〔後藤健一郎総務産業分科会委員長 登壇〕

○後藤健一郎総務産業分科会委員長 おはようございます。

総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、9月9日及び12日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款から歳出第9款まで及び歳出第11款から歳出第13款まで並びに認第6号、議第39号及び議第40号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、認第6号、認第1号、議第39号、議第40号の順で審査を行うこと、また、認第1号については、初めに歳入全部の審査を行い、次に歳出第1款、歳出第12款、歳出第13款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第5款、歳出第7款、歳出第6款、歳出第11款、歳出第8款の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第6号令和3年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳入全部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市税の固定資産税で、新型コロナウイルスによる特例措置により軽減措置された納税者件数や金額は」との問いがあり、当局より「令和3年度の新型コロナウイルスによる特例措置の申請件数は186件で、減免した金額は約1億2,700万円です」との答弁がありました。

委員より「現在は学校給食が完全無料化しているが、収入未済も残存している。これは何人分ぐらいか」との問いがあり、当局より「中学校の給食において、平成24年度から令和2年度までで14人分の過年度分未済額があります。督促や児童手当からの特別徴収などの対応を行っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「主要な施策の成果に関する説明書の公共施設等総合管理事業の項目には、学校のあり方検討委員会の答申等を総合的に勘案し、寒河江市公共施設に係る個別施設計画の素案を作成と記載されているが、この事業の具体的な内容はどのようなものか」との問いがあり、当局より「今回、公共施設に係る個別施設計画をつくる上で、市所有施設についての更新、修繕

の計画を策定するための素案を策定したものであり、学校施設整備計画についての経費は含まれておりません。個別施設計画は、施設個々の事業ではなく、長期にわたってどのタイミングで更新等を行うかの計画を作成したもので、特に中学校については、老朽化が進んでいるため、建て替え等の時期を想定して入れておかないと計画が立てられないということで、中学校についても勘案し計画に入れております。具体的には、策定までの様々な調査や市民アンケートの結果等の内容を踏まえた素案作成の委託料です」との答弁がありました。

委員より「公金取扱手数料において、コンビニでの取扱件数は」との問いがあり、当局より「コンビニエンスストア等の取扱いは4万3,000件ほどで、全体の約21%です」との答弁がありました。

委員より「SNS一斉発信システムの登録者数は」との問いがあり、当局より「ツイッターが1,499名、フェイスブックが53名、LINEが584名、登録メールが87名で、登録者合計が2,223名です」との答弁がありました。

委員より「コミュニティセンター管理運営事業に修繕料が含まれているが、新しい建物なのに大きな修繕が必要となったのか」との問いがあり、当局より「柴橋地区コミュニティーセンターは、新しくできた体育館だけではなく、従来の柴橋地区公民館部分も含めて柴橋地区コミュニティーセンターとなっております。今回の修繕料は、そちらの部分の会議室のタイル張り替えと講義室の畳表交換費用です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「寒河江高校への防災倉庫設置工事が行われたが、今後も防災倉庫設置は行われていくのか」との問いがあり、当局より「現在、小中学校の体育館が指定避難所になっており、各小中学校には防災倉庫が既に設置されております。寒河江高校は県の施設であり、設置まで若干時間が必要だったため、昨年度、許可を得て設置しました」との答弁がありました。

委員より「新たに段ボールベッドを補充するなど、倉庫の中の更新はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「消費期限の関係もありますので、年1回は各防災倉庫に配置しております備蓄品の入替えや各倉庫間のローテーションを行っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「中心市街地活性化センター維持管理事業において、1階店舗漏水修繕工事を行ったとのことだったが、経年劣化により建物の配管全体において漏水する危険性はないのか」との問いがあり、当局より「今回の工事部分は地下と1階の間にある配水等に関する部分の一部劣化であり、他のところでは今のところ出ておりません」との答弁がありました。

委員より「昨年度もコロナの影響を大きく受けたが、まつり振興事業の負担金は最初から予定金額全てを支出していたのか」との問いがあ

り、当局より「事業ができるかできないか分からない状況のため、どこまでできるか、どのぐらいの準備費用が必要かなど、その事業の進捗状況に合わせて数回に分けて支出しており、四季のまつり実行委員会においては、昨年度、4回に分けて支出しております。また、冬のやまがた音と光のファンタジアは県及び1市4町の事業ですので、これについては、一旦事業負担金を頂き、できなかった事業に関する費用は戻して精算させていただきました」との答弁がありました。

委員より「企業誘致推進事業の企業立地促進補助金は非常に大きな金額になっているが、その内容は」との問いがあり、当局より「企業が分譲により取得した土地で事業を開始してから補助金を交付するという要件になっており、その要件を満たした5社への支出をしております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「有害鳥獣被害軽減モデル事業費補助金の具体的な内容と効果は」との問いがあり、当局より「総延長で1,500メートルほどとなる電気柵を購入した合計5件への支援です。設置後は被害の心配がなくなったとお話を伺っております」との答弁がありました。

委員より「強い農業担い手づくり総合支援事業費補助金は大雪で被災した施設再建のための補助とのことだったが、施設を解体する場合への補助はなかったのか」との問いがあり、当局より「基本的には再建のための資材費が補助対象になっており、解体での労務費などは対象になっておりません。県に引き続き要望していきたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもつ

て原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「道路新設改良事業は主にほなみ団地陵東中学校線かと思うが、移転補償や工事の進捗率はどの程度か」との問いがあり、当局より「用地補償は件数に対する割合で4割程度で、工事は、総延長約1キロメートルのうち、約200メートル完成しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第39号令和3年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「未収金が減少し改善していることが分かるが、さらなる対策は」との問いがあり、当局より「給水停止措置や個別指導などを行いまして未納対策を行っておりますが、今までと同じような対策しかやっていないのが現状です。督促や停止予告などの発送をして、できるだけ停止をしないような関係、対策を取っておりますが、どうしてもお支払いいただけない方に対しては、今後も停止または納入指導を行っていく予定です」との答弁がありました。

委員より「コロナの影響で水道料金も納められないという方への軽減措置などはなかったのか」との問いがあり、当局より「水道料金はあくまでも使用料の後払いという観点から、軽減措置は行っておりません。ただし、コロナの関係等においては、納入猶予という形で対策を取っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第40号令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「雨水対策の工事が思うように進んでいないようだが、要因は」との問いがあり、当局より「公共下水道の雨水整備につきましては、国庫補助金の防災安全交付金を活用して工事を行っておりますが、内示率が悪く、その分は工事できない状況となっております」との答弁がありました。

委員より「経営戦略が重要だと思うが、未収金対策は」との問いがあり、当局より「水道と違い、下水道は給水停止という手段を取ることができませんが、下水道料金につきましても、水道事業と協力し、合同で滞納対策を講じております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生文教分科会委員長報告

○阿部 清委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。鈴木厚生文教分科会委員長。

〔鈴木みゆき厚生文教分科会委員長 登壇〕

○鈴木みゆき厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、9月12日及び9月13日、委員6名出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款及び歳出第10款並びに認第2号から認第5号まで並びに認第7号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、認第1号中歳出第4款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第10款、その後、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第7号の順に審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

初めに、認第1号令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「食生活改善事業においては、食生活改善推進員の養成を図ったとのことだが、その具体的な内容は」との問いがあり、当局より「1コース6回の食生活改善推進員養成講座を実施し、5名の方が修了しています。また、食生活改善推進員の研修会を4回実施し、延べ74人が参加しました。コロナ禍のため、試作の実習等は行わず、講話や話し合いを中心にした郷土食の伝承教室、食育教室、男性のための料理教室などを実施しました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「障がい児支援事業について、市民より児童発達支援事業所や放課後等デイサービスに希望どおりの日数を通うことができていないとの話を聞いているが、現状は」との問いがあり、当局より「対象者は当初作成した計画に基づき通所することとなっております、御希望の通所日数等はその計画に反映されているものと認識しておりました。今後、相談業務等の際に希

望の聞き取りを徹底いたします」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「図書資料等購入事業について、購入する図書の選定はどのように行っているのか」との問いがあり、当局より「新刊案内に掲載されている図書を中心に、図書館利用者からのリクエストなども勘案しながら、図書館長、司書、窓口業務を担当するスタッフなどで選定しております」との答弁がありました。

委員より「公民館活動事業について、学びのふるさと推進事業負担金の詳細は」との問いがあり、当局より「本負担金は、共催事業を実施する主催団体に対し、5万円を上限として交付するものです。令和3年度は、中郷分館の地域の歴史の学習会に対し3万円、西部地区公民館の慈恩寺絵画コンクールに対し5万円、高松地区の文化祭に対し1万円で、合計9万円を交付しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第2号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第3号令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第4号令和3年度寒河江市介護保険

特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「歳入第1款保険料に還付未済額の記載があるが、これはどのような理由によるものなのか」との問いがあり、当局より「こちらは、年金から特別徴収の方法で納付されていた方が亡くなられたことにより発生した過納金となります。この場合、年金機構または遺族のどちらに還付するのかを年金機構より指示を受けますが、その指示が届くまでに一定期間を要するため、年度末付近に亡くなられた方に関し、還付未済額が発生しているものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第5号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第7号令和3年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「令和3年度の救急車の受入件数は」との問いがあり、当局より「令和3年度は、診療時間内が282件、夜間・休日が338件で、合計620件となっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○阿部 清委員長 日程第11、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、認第1号令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号令和3年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号令和3年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について及び認第7号令和3年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する各分科会委員長報告はいずれも原案を了とするものであります。

7案件は各分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号及び認第7号の7案件は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第39号令和3年度寒河江市水道事業

会計利益の処分及び決算の認定について及び議第40号令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する分科会委員長報告はいずれも原案を了とするものであります。

2案件は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第39号及び議第40号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

閉 会 午前10時01分

○阿部 清委員長 以上をもって決算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

決算特別委員会委員長 阿 部 清

決算特別委員会副委員長 月 光 裕 晶

令和4年9月9日（金曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	渡邊賢一	委員
8番	古沢清志	委員	9番	佐藤耕治	委員
10番	太田芳彦	委員	11番	阿部清	委員
12番	沖津一博	委員	13番	荒木春吉	委員
14番	柏倉信一	委員	15番	木村寿太郎	委員
16番	伊藤正彦	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	武田伸一	企画創成課長
小泉尚	財政課長	武田新二	建設管理課長
猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	小林博之	商工推進課長
山田良一	さくらんぼ観光 課長	小林弘之	健康福祉課長
志鎌重美	子育て推進課長	今野育男	学校教育課長

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主事	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会  
令和4年9月9日(金) 本会議終了後開議

開 会  
日程第 1 議第41号 令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)  
" 2 議案説明  
" 3 質疑  
" 4 分科会分担付託  
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号と同じ

開 会 午前11時25分

- 佐藤耕治委員長 おはようございます。  
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 議 案 上 程

- 佐藤耕治委員長 日程第1、議第41号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

### 議 案 説 明

- 佐藤耕治委員長 日程第2、議案説明であります。  
お諮りいたします。  
議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

### 質 疑

- 佐藤耕治委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算に関わる部分に絞って発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、議第41号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款について質疑はありませんか。渡邊委員。

○渡邊賢一委員 お尋ねいたします。

これは保育所運営事業の工事請負費ということで3,960万円ほどになっておりますけれども、中身について教えていただきたいと思っております。

○佐藤耕治委員長 志鎌子育て推進課長。

○志鎌重美子子育て推進課長 お答えいたします。

たかまつ保育所の屋根の工事についてになります。屋根のほうがかなりさびておりまして、雨漏りがひどくて、保育施設の中のお部屋とあと職員室等がかなり雨漏りがひどく、またカビも生えてきていますので、ここを修繕するために工事請負費として計上しました。

よろしくお願ひいたします。

○佐藤耕治委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第7款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第41号第2表及び第3表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 分科会分担付託

○佐藤耕治委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分科会	分担付託案件
総務産業分科会	議第41号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、第2表、第3表
厚生文教分科会	議第41号第1表中歳出第3款

散 会 午前11時28分

○佐藤耕治委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。



令和4年9月22日（木曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	渡邊賢一	委員
8番	古沢清志	委員	9番	佐藤耕治	委員
10番	太田芳彦	委員	11番	阿部清	委員
12番	沖津一博	委員	13番	荒木春吉	委員
14番	柏倉信一	委員	15番	木村寿太郎	委員
16番	伊藤正彦	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
佐藤志津男	教育長	鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
武田伸一	企画創成課長	小泉尚	財政課長
武田新二	建設管理課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
小林博之	商工推進課長	山田良一	さくらんぼ観光 課長
小林弘之	健康福祉課長	志鎌重美	子育て推進課長
今野育男	学校教育課長		

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主事	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会  
令和4年9月22日(木) 決算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第1 議第41号 令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)  
〃 2 分科会審査の経過並びに結果報告  
(1) 総務産業分科会委員長報告  
(2) 厚生文教分科会委員長報告  
〃 3 質疑・討論・採決  
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前10時03分

- 佐藤耕治委員長 おはようございます。  
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 議案上程

- 佐藤耕治委員長 日程第1、議第41号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

### 分科会審査の経過並びに結果報告

- 佐藤耕治委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

### 総務産業分科会委員長報告

- 佐藤耕治委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。後藤総務産業分科会委員長。  
〔後藤健一郎総務産業分科会委員長 登壇〕

- 後藤健一郎総務産業分科会委員長 総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、9月12日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第41号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第6款から歳出第8款まで並びに第2表並びに第3表であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第41号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第41号第1表中歳出第2款を議題と

し、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「ふるさと納税において、今年度の月別の件数及び金額、また返礼品の種類はどのようになっているか。また、今年度の見通しは」との問いがあり、当局より「確定の数字ではありませんが、4月は約2億7,000万円で件数が約1万6,000件、5月は約3億3,000万円で約2万件、6月は約3億6,000万円で約2万1,000件、7月は約2億3,000万円で約1万3,000件、8月は約2億円で約1万1,000件となっており、4月から8月までの合計は約14億円で約8万3,000件となっております。品目は、米、さくらんぼを代表としたフルーツ、肉、酒、乾麺等が主なもので、お米がやはり一番人気があります。現時点では昨年度と比べ約30%増になっておりますが、これからも努力してまいります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第41号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「農業経営緊急応援事業における交付金の対象区分はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「対象者は令和3年の農業収入が100万円以上の生産農家となっており、区分と金額は、100万円以上200万円未満の方が交付金3万円、200万円以上500万円未満が5万円、500万円以上1,000万円未満が7万円、1,000万円以上の方については10万円としております。さらに、交付金の対象となる農家で認定農業者の方についてはプラス2万円を予定しており、例えば1,000万円以上の収入がある認定農業者の方ですと、10万円プラス認定農業者2万円で合計12万円というような区分を予定しております。そのほか、収入が少ない新規農業者については、最低でも5万円は交付する予定

です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第41号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「プレミアム付商品券の事業費が夏よりも少ないが、年末年始のほうが必要があるのではないか」との問いがあり、当局より「現在行っているチェリンPayのプレミアム率が40%、紙版のほうは30%で行っておりますが、経済状況が少しずつ上向いていることもあり、今回はややプレミアム率を下げた形で発行したいと考えております。また、販売数につきましても、完売はしておりますが、前回販売したときの購入者数等も勘案した形で今回の予定数を設定しました。販売数やプレミアム率については、今後、市並びに市商工会や関係団体から成ります緊急経済対策事業実行委員会でも十分協議して実施していきたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「原油価格・物価高騰等影響緩和一時支援金の金額は、売上げが1億円以上の企業でも20万円となっているが、事業規模に応じていないのではないか」との問いがあり、当局より「利益率5%以上の減少という要件で事業規模により区割りをさせていただきましたが、県では、事業規模に関係なく、一律に売上げが30%減少した法人には10万円、個人事業主には5万円となっております。こういった点なども勘案した中で、事業が大きければ大きいほど影響が大きいかと思いますが、何とかこの経済状況を乗り切ってほしいという激励的な意味合いも込め、今回の給付を計上させていただきました」との答弁がありました。

委員より「観光情報発信事業のワンコインタクシーは非常に好評だが、観光で訪れてタクシーを利用しているにもかかわらず、制度を利用

しなかった方がいらっしやった。さらなる有効利用が図られるような改善策は検討しているのか」との問いがあり、当局より「例えば、寒河江駅のタクシー乗り場の前に「ワンコインタクシーでとってください」という看板も設置しておりますが、そもそもその事業を知らない運転手さんがたまたまそのとき乗務されていたという場合もあると思いますので、再度タクシー会社の方にお願ひし、せっかく来ていただいた観光客の皆さんが便利に使えるようにしてまいりたいと思います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第41号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第41号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第41号第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 厚生文教分科会委員長報告

○佐藤耕治委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。鈴木厚生文教分科会委員長。

〔鈴木みゆき厚生文教分科会委員長 登壇〕

○鈴木みゆき厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、9月13日、委員7名出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第41号第1表中歳出第3款であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

議第41号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○佐藤耕治委員長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第41号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告はいずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第41号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前10時15分

○佐藤耕治委員長 以上をもって予算特別委員会  
を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証す  
るために署名する。

予算特別委員会委員長 佐 藤 耕 治